

法科大学院認証評価

自 己 評 価 書

首都大学東京大学院
法学政治学研究科法曹養成専攻

平成30年6月

首都大学東京

目 次

I	現況及び特徴	1
II	目的	2
III	章ごとの自己評価	
	第1章 教育の理念及び目標	3
	第2章 教育内容	10
	第3章 教育方法	35
	第4章 成績評価及び修了認定	49
	第5章 教育内容等の改善措置	71
	第6章 入学者選抜等	78
	第7章 学生の支援体制	95
	第8章 教員組織	112
	第9章 管理運営等	128
	第10章 施設、設備及び図書館等	136
	第11章 自己点検及び評価等	143

I 現況及び特徴

1 現況

(1) 法科大学院（研究科・専攻）名

首都大学東京大学院法学政治学研究科法曹養成専攻

(2) 所在地

東京都中央区

(3) 学生数及び教員数（平成 30 年 5 月 1 日現在）

学生数： 68 人

教員数： 13 人（うち実務家教員 4 名）

2 特徴

(1) 沿革と理念

① 沿革

首都大学東京の前身である東京都立大学は、昭和 24 年の学制改革に伴い、都内で唯一の公立の総合大学として発足した。そして、本法科大学院は、平成 16 年に東京都立大学大学院社会科学研究科法曹養成専攻（通称「東京都立大学法科大学院」）として設置されたものである。

その後、大学運営主体の独立行政法人化及び都立 4 大学の統合に伴い、平成 17 年に首都大学東京が開学し、法科大学院についても、首都大学東京大学院社会科学研究科法曹養成専攻として設置され、通称「首都大学東京法科大学院」となった。

なお、大学院の組織変更に伴い、平成 30 年 4 月より、首都大学東京大学院法学政治学研究科法曹養成専攻として設置されている。

② 理念

首都大学東京法科大学院の教育理念は、東京をはじめとする大都市の抱える複雑な問題に対して、それを解決する能力を有する法曹を養成することである。

首都東京には、大小の企業が多数存在し、国、東京都をはじめとする公共団体が集積している。世界的に見ても、極めて特徴的な大都市である。本学の法科大学院は、このような巨大都市東京における企業活動、公益活動、さらには国際的な領域での活動など、現代社会の法律的課題に対応することのできる高度な能力を備えた法曹の養成を目指している。

(2) 特徴

首都大学東京法科大学院は、下記の特徴を有する。

① 少人数教育

本法科大学院の最大の特色は、少人数教育である。首都大学東京法科大学院では、その前身である東京都立大学以来の少人数教育を踏襲し、「一人一人を徹底的に鍛える教育」を伝統としている。

オフィスアワーの充実をはじめとして、学生一人一人の能力を最大限に伸ばすよう、個別の指導を行っており、1 学年 52 名という小規模の学生定数の利点を活かし、全教員が、個々の学生の学習状況、成績状況、精神状態についてまで把握し、ファカルティディベロップメント会議（以下「FD会議」という。）において検討、討議を行っている。

② 公共分野における実務科目の充実

本法科大学院における実務家教員は、弁護士、検事、裁判官はもちろん、元東京都主税局税制部長も教育に携わっている。本法科大学院の理念の一つである、公益活動に強い法曹を養成するため、これらの実務家教員の貢献は多大である。

③ 充実した展開・先端科目、基礎法学・隣接科目

展開・先端科目においては、租税法、倒産法、労働法、環境法などの、最も動きの激しい法領域について、上述の豊富な実務経験を有する実務家教員が科目を担当している。

さらに基礎法学・隣接科目においても、基礎法学分野、政治学分野、経済・経営学分野等の多彩な科目を展開している。特に、公共団体において今後ますます重要性を増すと考えられる「公共政策」的な思考力をつけるため、充実した政治学科目を置いている。また、企業法務の理解にとって不可欠の、経済・経営学関連科目（会計学、統計学）の充実も図っている。

④ 学生支援体制の充実

本学晴海キャンパスは、本法科大学院が専用で利用しており、専用図書室、模擬法廷室、院生自習室が充実している。また、学生が自主ゼミ等を通じて討論を戦わせ、切磋琢磨する場を提供するため、自主ゼミ用の教室を用意し、学生の学習意欲の向上を図っている。

さらに、専任教員は必ず週に 1 度のオフィスアワーを設定し、学生は事前予約等を行う必要なく、自由に教員から指導を受けることができる。

Ⅱ 目的

1 目的

首都大学東京法科大学院の教育理念は、東京をはじめとする大都市の抱える複雑な問題に対して、それを解決する能力を有する法曹を養成することである。巨大都市東京における企業活動、公益活動、さらには国際的な領域での活動など、現代社会の法律的課題に対応できる高度な能力を備えた法曹の養成を目的とする。

もとより、法科大学院は、裁判官、検察官、弁護士の法曹三者をはじめとする実務法曹を養成する教育機関であることは当然であり、本法科大学院の第1の目標も、修了生が法曹資格を取得することである。

さらに、本法科大学院では、各学生の関心に従い、企業法務に強い法曹、公共分野に強い法曹を育成する。

近年、ボーダレス化や技術革新の急速な進行、規制緩和・自由化の波が企業間競争を激化させるなど、企業を取り巻く環境が国内外を問わずますます厳しくなる中で、企業には、秩序ある活動や現行法制度と調和のとれたルールに従った行動が求められている。そのため、企業法務はますます複雑かつ高度に専門的なものにならざるを得ない。本法科大学院では、この分野において実践的な能力を有する法曹の育成を目的とする。

また、市民意識の向上に伴い、国や自治体と市民との間に生じる様々な利害対立の調整や、市民との協働関係を推進するために法的な諸問題への対応が急務となっている。本法科大学院では、これらの国、自治体、公益団体などにおいて、法的リーダーシップをとるために必要な能力を養成することを目的とする。

2 教育理念

本法科大学院の目的を達成するためには、現代社会の法律的課題に対応することのできる実践力を備えた法曹の養成を目指す必要がある。そのためには、基礎的な法的能力の涵養に加え、いかに応用力を鍛えるかが重要となる。そこで、本学では、「一人一人を徹底的に鍛える教育」を理念とする。

この理念に向けて、次のような特色を持った教育を実践している。

(1) 体系的・合理的なカリキュラムの実践

現代社会の法律的課題に対応するためには、示された課題に対し、自らの力で解決を図る能力を鍛えることが肝要である。

そのためには、まず、正確で偏りのない法律的知識を身につけることが重要となる。

そこで、第1段階として、1年次及び2年次前期においては、法律基本科目を中心に、徹底した法的思考力の訓練を実施している。この段階で、正確な基礎知識を修得させる。

次に、第2段階として、2年次後期から3年次前期にかけては、第1段階で身につけた法的スキルを用いて、自らの見解を法的概念を用いて表現する能力を修得させる。この段階では、教員との間、あるいは学生相互の徹底した討論を通じ、与えられた課題に対し、自らの解決策を、相手に説得力をもって伝える能力を修得させる。

第3段階として、自ら興味を持った実務的・先端的な課題について、さらに踏み込んだ検討・研鑽を行うことを目的とする。この段階では自ら問題を発見し、解決する能力、さらにリサーチペーパー等にまとめる能力を修得させる。

(2) 実務経験の豊富な教員による実践的教育

本法科大学院の目的である実践力を備えた法曹を育成するため、実務経験豊富な実務家教員の存在は極めて重要である。

倒産法、労働法はそれぞれの領域において我が国でもトップクラスの弁護士事務所所属の弁護士教員の協力を得て、現代的課題に対応する能力の涵養を図っている。

また、環境法は農林水産省出身の実務家教員、租税法は東京都主税局経験を有する実務家教員が担当しており、まさに、大都市において日々生起する課題を、学生が自ら実感しながら学習するためのカリキュラムを組んでいる。

Ⅲ 章ごとの自己評価

第1章 教育の理念及び目標

1 基準ごとの分析

1-1 教育の理念及び目標

基準 1-1-1

教育の理念及び目標が適切に設定され、かつ、明確に示されていること。

(基準 1-1-1 に係る状況)

1 教育の理念及び目標の設定

本法科大学院の教育理念は、「東京をはじめとする大都市の抱える複雑な問題に対して、それを解決する能力を有する法曹を養成すること」であり、目標として「巨大都市東京における企業活動、公益活動、さらには国際的な領域での活動など、現代社会の法律的課題に対応できる高度な能力を備えた法曹の養成」を掲げている。

これらは、多様かつ広範な国民の要請にこたえることのできる高度の専門的な法律知識、幅広い教養、国際的な素養、豊かな人間性及び職業倫理を備えた法曹を養成するという法科大学院制度の目的に適合するものである。【解釈指針 1-1-1-1】

2 教育の理念及び目標の公表

以上の考え方は、毎年発行される法科大学院パンフレット、ウェブサイト等において明記しているほか、本法科大学院の入試説明会等においても説明を行い、対外的に公表・明示しているところである。《資料 1-1-1-1「首都大学東京法科大学院パンフレット（教育理念の紹介）」及び資料 1-1-1-2「首都大学東京法科大学院ウェブサイト（教育理念の紹介）」参照》

また、学生が上記の理念・目的に対する理解を深めることができるように、入学前における科目履修ガイダンス等においても、上記の理念・目的に関する説明を行っているところである。《資料 1-1-1-3「科目履修ガイダンスの日程及び配布資料」及び資料 1-1-1-4「法科大学院履修案内・授業概要（理念）」参照》

これらにより、本法科大学院の教育理念及び目標は、本法科大学院の教職員及び学生に周知されるとともに、広く社会に公表されているものである。【解釈指針 1-1-1-2】

《資料 1-1-1-1 首都大学東京法科大学院パンフレット（教育理念の紹介）》



本法科大学院の理念は、東京をはじめとする大都市の抱える複雑な問題に対して、それを解決する能力を有する法曹を養成することです。

首都東京は、大小の企業が多数存在し、東京都をはじめとする公共団体も集積しており、世界的に見ても極めて特徴的な大都市です。

本法科大学院は、このような巨大都市東京における企業活動、公益活動、さらには国際的な領域での活動など、現代社会の法的課題に対応することのできる高度な能力を備えた法曹の養成を目指しています。

以上の理念に基づき、本法科大学院の入学選抜では、複雑な社会現象に高い関心を示し、それを的確に把握し、分析・判断するための論理的思考力を有し、それを的確に表現することのできる人材を、幅広く求めるものとしています。

（出典：別添資料 5 「首都大学東京法科大学院パンフレット 2018」 2 頁）

《資料 1-1-1-2 首都大学東京法科大学院ウェブサイト（教育理念の紹介）》

[ホーム](#) | [概要](#) | [教員一覧](#) | [カリキュラム](#) | [施設](#) | [授業料等](#) | [入試情報](#) | [よくある質問](#) | [在学生・新入生](#) | [修了](#)

概要

専攻長メッセージ

基本理念

アドミッション・ポリシー

アクセス

現況・年次報告書

修了率

認証評価結果報告書

専攻長メッセージ

きめ細かな少人数教育の実践を

本法科大学院は、創設以来、少人数教育の実践をモットーとして参りました。これは、授業が少人数規模で行われるということのみを意味するものではありません。私たち教員が、院生一人一人の「顔」を見ながら、心を通わせ、きめ細かな教育・指導を行うということの意味するものと考えております。もっとも、その実を挙げるには、教員の努力だけで十分とはいえません。院生の皆さんが、受け身になることなく、積極的に多くを学び取るという意欲を持つことが大切だと思われます。私たち教員は、そうした院生の意欲に応えるべく、日々、精進する覚悟でおります。

また、本法科大学院では、同窓会である「晴海会」を中心に、本法科大学院出身の法曹や司法修習生等による学習相談会や就職活動に関するセミナー等を実施し、院生が先輩から指導を受ける機会も充実させております。「先輩」は、具体的な将来像を提供してくれる身近で貴重な存在といえますので、教員とは異なる角度から多くを学ばせてくれるでしょう。

多くの困難を伴う現代社会において、法曹の役割はますます重要性を増しております。巷では法曹志望者の減少が取り沙汰されておりますが、法曹の果たすべき役割の重要性は決して減少していません。むしろ、高い志を有する優れた法曹への期待は増しているといえるのではないのでしょうか。

将来、法曹として社会に貢献しようという高い志を持った方、そのために教員や先輩等から積極的に学ぶという強い意欲を持った方には、本法科大学院が、心を込めて支援いたします。

法曹養成専攻長 峰 ひろみ

本学法科大学院の理念

本学法科大学院の基本理念は、以下の通りとなっております。

「首都大学東京法科大学院の教育理念は、東京をはじめとする大都市の抱える複雑な問題に対して、それを解決する能力を有する法曹を養成することである。

首都東京には、大小の企業が多数存在し、国、東京都をはじめとする公共団体が集積している。世界的に見ても、極めて特徴的な大都市である。本学の法科大学院は、このような巨大都市東京における企業活動、公益活動、さらには国際的な領域での活動など、現代社会の法的課題に対応することのできる高度な能力を備えた法曹の養成を目指している。」

（出典：別添資料 6 「首都大学東京法科大学院ウェブサイト」（教育理念））

《資料 1-1-1-3 科目履修ガイダンスの日程及び配布資料》

- 1 日時 平成 30 年 3 月 3 日（土曜）14 時から 17 時 15 分まで
- 2 日程
 - ＜ 2 年履修課程 1 年及び 3 年履修課程 2 年生向け ＞
 - (1) 専攻長挨拶
 - (2) 科目履修全体の説明 (担当者：木村教授)
 - (3) 刑事系法律基本科目の説明 (担当者：木村教授)
 - (4) 刑事系実務基礎科目の説明 (担当者：峰教授)
 - (5) 民事系法律基本科目の説明 (担当者：三代川教授、矢崎教授、我妻教授)
 - (6) 民事系実務基礎科目の説明 (担当者：三代川教授)
 - (7) 公法系科目の説明 (担当者：木村教授)
 - (8) 選択科目全体の説明 (担当者：木村教授)
 - (9) 租税法の説明 (担当者：木村教授)
 - (10) 知的財産法の説明 (担当者：山神教授)
 - (11) 環境法及び倒産法の説明 (担当者：饗庭教授)
 - (12) 労働法の説明 (担当者：天野准教授)
 - (13) 経済法の説明 (担当者：深津教授)
 - ＜ 3 年履修課程 1 年生向け ＞
 - (1) 専攻長挨拶
 - (2) 科目履修全体の説明 (担当者：石崎教授)
 - (3) 法学全般の説明 (担当者：峰教授)
 - (4) 刑事系科目の説明 (担当者：峰教授)
 - (5) 民事系科目の説明 (担当者：石崎教授、矢崎教授)
 - (6) 公法系科目の説明 (担当者：峰教授)
- 3 配布資料
 - (1) ガイダンス次第
 - (2) 法科大学院履修案内・授業概要（シラバス）
 - (3) 法科大学院時間割表（前期・後期）
 - (4) 教科書・参考書一覧表（ガイダンス前に事前郵送）
 - (5) 各科目予習用レジュメ

《資料 1-1-1-4 法科大学院履修案内・授業概要（理念）》

2. 理念

本法科大学院の理念は、東京をはじめとする大都市の抱える複雑な問題に対して、それを解決する能力を有する法曹を養成することである。首都東京は、大小の企業が多数存在し、国・東京都をはじめとする公共団体も集積しており、世界的に見ても極めて特徴的な大都市である。本法科大学院は、このような巨大都市東京における企業活動、公益活動、さらには国際的な領域での活動など、現代社会の法律的課題に対応することのできる高度な能力を備えた法曹の養成を目指している。

（出典：別添資料 1 「2018 年度法科大学院履修案内・授業概要」 1 頁）

《根拠となる資料・データ》

- ・別添資料 1 「2018 年度法科大学院履修案内・授業概要」 1 頁（理念）
- ・別添資料 5 「首都大学東京法科大学院パンフレット 2018」 2 頁（教育理念）
- ・別添資料 6 「首都大学東京法科大学院ウェブサイト」（教育理念）

基準1-1-2：重点基準

教育の理念及び目標が、当該法科大学院の教育を通じて、達成されていること。

（基準1-1-2に係る状況）

1 養成しようとする法曹像に適った教育の実施

本法科大学院における教育内容・カリキュラムは、上述の教育理念・目標を達成すべく、体系的に構成されている。付言するならば、公立大学法人たる本法科大学院の特性から、自治体、公益団体など公益分野において活躍することのできる法曹の養成に力を注いでいるが、それを実現するために、公共分野における実務科目の充実を図り、また、公共政策的な思考力の養成も目的として、充実した政治学科目を開講している。

また、実際に、学生がこれらのカリキュラムに基づいた学修を円滑に行うことができるように、本法科大学院においては、東京都立大学以来の伝統である「一人一人を徹底的に鍛える教育」を実施している。本法科大学院は、1学年52名という小規模の法科大学院であり、教員は、学生の一人一人について、各人の学修状況等に即した教育を丁寧に行っている。具体的には、まず、履修計画の策定に関し、履修案内における履修モデルの提示

（公共団体関連法務を中心として活躍する法曹、企業法務を中心として活躍する法曹、刑事事の法務を中心として活躍する法曹の3モデル）を行い、また、年度当初に科目履修ガイダンスを実施することによって、学生が体系的な教育カリキュラムに基づき、円滑に履修を開始し、適正に学修をすることができるよう配慮している。また、各科目の確実な履修を担保するための教育方法として、専任教員は、毎週1コマのオフィスアワーを実施することとなっており、また、助教も学修に関する相談を随時受け付けているなど、学生が教員から個別的・直接的な指導を受けることができる体制を整えている。《資料1-1-1-3「科目履修ガイダンスの日程及び配布資料」、資料1-1-2-1「履修モデル」参照》

以上の教育内容及び方法によって、本法科大学院は、教育理念・目標に適った適切な法曹教育を行っているものである。

《資料1-1-2-1 履修モデル》

・公共団体関連法務を中心として活躍する法曹

年次	履修科目	修得単位数
3年履修課程1年次	必修科目、経済と法、法哲学、法社会学	36単位
3年履修課程2年次 2年履修課程1年次	必修科目、憲法総合2、行政法総合2、刑事訴訟法総合2、租税訴訟実務の基礎、租税法1、独占禁止法1	38単位 (42単位)
3年履修課程3年次 2年履修課程2年次	必修科目、行政法総合3、公法総合演習、法文書作成、模擬裁判、比較憲法、地方自治法、情報法、租税法2、環境法、社会法総合演習、消費者法、刑事政策、政治学特殊授業1、政治学特殊授業2	36単位

※（ ）内は2年履修課程の修得単位

・企業法務を中心として活躍する法曹

年次	履修科目	修得単位数
3年履修課程1年次	必修科目、経済と法、法哲学、法社会学	36単位
3年履修課程2年次 2年履修課程1年次	必修科目、独占禁止法1、知的財産法1、倒産法1、労働法、国際私法	36単位 (40単位)
3年履修課程3年次 2年履修課程2年次	必修科目、公法総合演習、民法演習、商法総合3、商法総合演習、模擬裁判、民事裁判と事実認定、法文書作成、情報法、環境法、消費者法、企業法務、独占禁止法2、知的財産法2、倒産法2、経済刑法、会計学	40単位

※（ ）内は2年履修課程の修得単位

・検事を始めとする刑事系の法務を中心として活躍する法曹

年次	履修科目	修得単位数
3年履修課程1年次	必修科目、経済と法、法哲学、法社会学	36単位
3年履修課程2年次 2年履修課程1年次	必修科目、刑事訴訟法総合2、国際法1、租税法1、倒産法1、独占禁止法1、国際私法	38単位 (42単位)
3年履修課程3年次 2年履修課程2年次	必修科目、公法総合演習、刑法演習、刑事訴訟法演習、模擬裁判、刑事裁判と事実認定、法文書作成、情報法、国際法2、租税法2、倒産法2、環境法、消費者法、経済刑法、医事刑法、刑事政策、統計学	40単位

※（ ）内は2年履修課程の修得単位

(出典：別添資料1「2018年度法科大学院履修案内・授業概要」16頁)

2 本法科大学院における教育の成果

本法科大学院における教育の成果としては、平成28年度までに修了した636名のうち374名が司法試験に合格(旧司法試験合格者を含む)しており、合格後も公益性の高い裁判官・検察官に多数任官しているなど、本法科大学院における教育は標準以上の成果をあげているといえることができる。《資料1-1-2-2「修了生の進路」参照及び別紙様式2-2「司法試験の合格状況」参照》

他方、法曹以外においても、26名が公務員(裁判所事務官、東京都等)として勤務するなど、専門的な法律知識等を必要とする職域において、広く社会に貢献している。

以上のことから、本法科大学院の教育理念及び目標は達成されていると評価することができる。【解釈指針1-1-2-1】【解釈指針1-1-2-2】

なお、平成21年度から平成25年度までに修了した288名のうち、司法試験に合格した者は181名であり、その割合は62.8%であることから、【解釈指針1-1-2-3】は該当しない。

《資料 1-1-2-2 修了生の進路》

(平成)	修了年度	修了者数	司法試験合格者					公務員	企業・団体	その他・受験継続・不明	
			合格者数	合格率	内訳						
					裁判官	検察官	弁護士				修習中・その他・不明
	17	41	26	63.4%	6	3	17	0	2	4	9
	18	61	39	63.9%	3	1	34	1	2	4	16
	19	55	33	60.0%	1	2	28	2	3	4	15
	20	53	41	77.4%	2	0	38	1	2	1	9
	21	65	37	56.9%	2	2	32	1	2	3	23
	22	59	39	66.1%	1	0	35	3	4	3	13
	23	59	40	67.8%	0	2	35	3	3	1	15
	24	50	39	78.0%	1	3	32	3	0	2	9
	25	55	26	47.3%	0	2	19	5	5	1	23
	26	46	19	41.3%	0	1	12	6	1	0	26
	27	60	26	43.3%	0	0	12	14	2	1	31
	28	32	9	28.1%	0	0	0	9	0	1	22
	合計	636	374	58.8%	16	16	294	48	26	25	211

《根拠となる資料・データ》

- ・別紙様式 2-1 「学生数の状況」
- ・別紙様式 2-2 「司法試験の合格状況」
- ・別添資料 1 「2018 年度法科大学院履修案内・授業概要」16 頁（履修モデル）

2 特長及び課題等

1 特長

本法科大学院は、「巨大都市東京における企業活動、公益活動、さらには国際的な領域での活動など、現代社会の法律的課題に対応できる高度な能力を備えた法曹の養成」という目的を実現するために、東京都立大学以来の「一人一人を徹底的に鍛える教育」の伝統を受け継ぎ、学生の一人一人を大切にする教育を実施している。また、公益分野等で活躍する法曹を多数輩出するとともに、司法試験の合格率も比較的高い水準で推移しており、本法科大学院の教育は標準以上の成果をあげている。これらのことは、本法科大学院の特長であると考えられる。

2 課題

近時、本法科大学院の司法試験合格率は低迷傾向にある。特に、平成 25 年度修了生からの司法試験合格率が格段に低下している。その原因については、本法科大学院においても機会を捉えて検証・分析に努めているところであるが、現時点では明確な原因究明に至っていない。今後も引き続き原因究明に努めるとともに、入学者選抜方法や本法科大学院における教育内容の改善に努めたい。

第2章 教育内容

1 基準ごとの分析

2-1 教育内容

基準2-1-1：重点基準

法科大学院の課程の修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）並びに教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を一貫性あるものとして策定していること。

すなわち、教育課程が、理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、法曹としての実務に必要な専門的な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう適切に編成されていること。

（基準2-1-1に係る状況）

1 本法科大学院における教育課程の概要

本法科大学院における法学教育は、上述の教育理念・目的に示した法曹の養成を実現するため、課程の修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）並びに教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を定め、これらの方針の下に構成された教育課程で行われている。《別添資料4「「課程の修了の認定に関する方針」及び「教育課程の編成及び実施に関する方針」（法学政治学研究科法曹養成専攻）」参照》

本法科大学院においては、法学未修者を対象とする3年履修課程（1学年10名程度）と法学既修者を対象とする2年履修課程（1学年42名程度）を設置しているが、両課程の差異は、3年履修課程における法学の基礎的知識・素養の養成のための1年次配当の履修科目（憲法、行政法、民法、刑法、商法、民事訴訟法及び刑事訴訟法の7法に関する科目）のうち、本法科大学院2年履修課程の入学試験科目となっている憲法、民法、刑法、民事訴訟法及び刑事訴訟法について、2年履修課程入学者については履修したものとみなし、1年間の修業年限の短縮を認めている点であり、3年履修課程の入学者は本法科大学院教育課程のみで完結的に、2年履修課程の入学者については入学以前の法学の基礎的知識・素養及び本法科大学院における実務的・実践的な法学教育によって、実務法曹として活躍するための基本的能力を獲得する教育課程となっている。そして、この教育課程を通じて、司法試験の合格は勿論、本法科大学院が理念・目的として掲げる「東京をはじめとする大都市の抱える複雑な問題に対して、それを解決する能力を有する法曹」となることができる仕組みとなっている。《資料2-1-1-1「2018年度カリキュラム」参照》【解釈指針2-1-1-1】

なお、本法科大学院においては、飛び入学を実施しておらず、また、他の法科大学院からの転入学も認めていないことから、【解釈指針2-1-1-2】【解釈指針2-1-1-3】については該当しない。

《資料 2-1-1-1 2018 年度カリキュラム》

【3年履修課程】

			未修1年前期	未修1年後期	未修2年前期	未修2年後期	未修3年前期	未修3年後期	修了要件 単位数	
必修科目	法律基本科目	公法系	憲法1	憲法2 行政法	憲法総合1	行政法総合1			必修 10単位	
		民事系	民法1 民法2 民法3 法学入門演習	民法4 民事法入門演習 民事訴訟法1 商法1	民法総合1 民事訴訟法総合1 商法2	民法総合2 商法総合1	民法総合3 民法総合4 商法総合2	民事訴訟法総合2	必修 34単位	
		刑事系	刑法1 刑法2	刑法3 刑事訴訟法	刑法総合1 刑事訴訟法総合1	刑法総合2			必修 14単位	
	実務基礎科目			民事訴訟実務の基礎	刑事訴訟実務の基礎 法曹倫理			必修 6単位		
	必修単位数		14単位	16単位	14単位	12単位	6単位	2単位	64単位	
選択科目	法律基本科目	公法系			行政法総合2	憲法総合2	行政法総合3	公法総合演習		
		民事系			商法総合3	民事訴訟法2	商法総合3	民法演習 商法総合演習		
		刑事系			刑事訴訟法演習	刑法演習 刑事訴訟法総合2	刑事訴訟法演習	刑法演習		
	実務基礎科目				民事裁判と事実認定	租税訴訟実務の基礎 エクスターンシップ 民事裁判演習	民事裁判と事実認定 刑事裁判と事実認定 エクスターンシップ 模擬裁判 法文書作成	民事裁判演習	選択 4 単位 以上	
	隣接基礎科目	法系基礎科目	法社会学 法哲学 アメリカ法 経済と法						選択 4 単位 以上	
		法系基礎科目	政治学特殊授業1 政治学特殊授業2 会計学 統計学							
	展開・先端科目	公法系				比較憲法 租税法1 独占禁止法1 国際法1	情報法 租税法2 独占禁止法2 国際法2	比較憲法 (地方自治法)	選択 25 単位 以上	
		民事系			消費者法	倒産法1 知的財産法1 労働法 環境法 国際私法	倒産法2 知的財産法2 社会法総合演習 消費者法 国際取引法	企業法務 現代取引法 環境法		
		刑事系					経済刑法	医事刑法 刑事政策		
		その他						リサーチ・ペーパー		
年間の履修登録制限単位数			40単位		38単位		44単位	【修了要件】 97単位以上		
※「未修」は3年履修課程を指す。 ※()で括られた科目は平成30年度は開講しない。										

【2年履修課程】

			既修認定部分		既修1年前期	既修1年後期	既修2年前期	既修2年後期	修了要件 単位数	
必修科目	法律基本科目	公法系	憲法1	憲法2	憲法総合1 行政法	行政法総合1			必修 10単位	
		民事系	民法1 民法2 民法3 法学入門演習	民法4 民事法入門演習 民事訴訟法1	民法総合1 民事訴訟法総合1 商法(4単位)	民法総合2 商法総合1	民法総合3 民法総合4 商法総合2	民事訴訟法総合2	必修 34単位	
		刑事系	刑法1 刑法2	刑法3 刑事訴訟法	刑法総合1 刑事訴訟法総合1	刑法総合2			必修 14単位	
	実務科目基礎				民事訴訟実務の基礎	刑事訴訟実務の基礎 法曹倫理			必修 6単位	
	必修単位数		(14単位)	(12単位)	18単位	12単位	6単位	2単位	64単位	
選択科目	法律基本科目	公法系			行政法総合2	憲法総合2	行政法総合3	公法総合演習		
		民事系			商法総合3	民事訴訟法2	商法総合3	民法演習 商法総合演習		
		刑事系			刑事訴訟法演習	刑法演習 刑事訴訟法総合2	刑事訴訟法演習	刑法演習		
	実務科目基礎				民事裁判と事実認定	租税訴訟実務の基礎 エクスターンシップ 民事裁判演習	民事裁判と事実認定 刑事裁判と事実認定 エクスターンシップ 模擬裁判 法文書作成	民事裁判演習	選択 4単位以上	選択 25単位以上
	隣接基礎科目	法系基礎 法系隣接			法社会学 法哲学 アメリカ法 経済と法			選択 4単位以上		
					政治学特殊授業1 政治学特殊授業2 会計学 統計学					
	展開・先端科目	公法系				比較憲法 租税法1 独占禁止法1 国際法1	情報法 租税法2 独占禁止法2 国際法2	比較憲法 (地方自治法)	選択 12単位以上	
		民事系			消費者法	倒産法1 知的財産法1 労働法 環境法 国際私法	倒産法2 知的財産法2 社会法総合演習 消費者法 国際取引法	企業法務 現代取引法 環境法		
		刑事系					経済刑法	医事刑法 刑事政策		
		その他						リサーチ・ペーパー		
年間の履修登録制限単位数				42単位		44単位		【修了要件】 97単位以上		
※「既修」は2年履修課程を指す。 ※()で括られた科目は平成30年度は開講しない。										
(入学時に26単位認定)										

(出典：別添資料1「2018年度法科大学院履修案内・授業概要」14～15頁)

2 本学学部教育との関係

なお、本法科大学院の基礎となる学部にあたる首都大学東京法学部法学科は、法律学コースと政治学コースに分かれており、各コースにおいては、それぞれ法律学・政治学の学修を中心としつつも、他のコースの科目についても学問的研鑽を積むことができるように、カリキュラムが編成されている。その点で、学部教育における法学系教育は、実務法曹養成を射程に入れつつも、それだけにとらわれることなく、学生が、自らの興味・関心にしたがい、自由に法学・政治学を学問的に学修することができるものとなっている。この点で、学部教育と法科大学院教育は性質の異なるものである。《資料 2-1-1-2「大学案内（法学部の考え方と特色）」参照》

ただし、法学部においても教育している法学の基礎的知識・素養は、当然、本法科大学院における実務法曹の養成においても基礎となるものであり、入学試験においてこの点を修得していると認定された者（法学既修者）については2年履修課程への入学を認めている。

もちろん、これらの基礎的知識・素養は、本学でのみ特別に教育しているものではなく、広く、各大学の法学部で教育されているものであり、入学試験における公平を害するものではない。実際、2年履修課程への入学者の大多数が他大学法学部出身者であることは、このような公平性が適切に確保されていることを示すものである。《資料 2-1-1-3 「自校（首都大学東京）出身者の入学比率」参照》【解釈指針 2-1-1-1】

また、学部との合同での授業は実施されておらず、学部での履修状況に応じて法科大学院の授業科目の履修免除も行われておらず、法科大学院の教育課程が完結的に編成されている。【解釈指針 2-1-1-1】

《資料 2-1-1-2 大学案内（法学部の考え方と特色）》

4年間の教育課程を通じて、法的思考（legal mind）とよき社会人としての特性（civility）を備え、現代に山積する諸課題に果敢に挑む多くの有益な人材を、社会のさまざまな領域に送り出すところこそ、本学部の責務と考えています。

（中略）

両コースの枠を越えた科目選択が可能であるため、幅広い知識と教養、柔軟な発想、多角的な視点を身につけることができ、卒業後の進路もますます広がります。

（出典：首都大学東京 大学案内 2018 64 頁・65 頁）

《資料 2-1-1-3 自校（首都大学東京）出身者の入学比率》

年度	自校出身者の数	自校出身者の占める割合
26	4	7.14%
27	7	14.28%
28	5	11.36%
29	3	10.00%
30	3	12.00%

3 各年次における教育課程の内容

(1) 3年履修課程1年次

3年履修課程の1年次においては、法学の基礎的知識・素養を養成するために、「憲法」、「行政法」、「民法」、「刑法」、「商法」、「民事訴訟法」及び「刑事訴訟法」の7法に関する法律基本科目を中心として、履修をする。また、基礎法学の科目である「法社会学」及び「法哲学」等の科目を置き、法律家として広い視野を獲得できるように配慮している。

(2) 3年履修課程2年次及び2年履修課程1年次

3年履修課程の2年次及び2年履修課程の1年次においては、実務法曹として必要となる分析力・表現力を養成するために、判例や事例について、双方向授業の形式（ディベートや文書によって自分の思考を表現する形式）によって分析を行う総合科目の履修を開始する。具体的には、「憲法総合」、「行政法総合」、「民法総合」、「商法総合」、「刑法総合」、「民事訴訟法総合」及び「刑事訴訟法総合」といった科目を配置している。これらは、修得した法律学の基礎的知識を実践に応用する力を涵養するものである。また、実務法曹として活躍することを前提として、これらの応用力を養成するために、実務基礎科目として「民事訴訟実務の基礎」及び「刑事訴訟実務の基礎」を、また、法曹としての倫理観・責任感を養成するため「法曹倫理」といった科目を配置している。また、選択科目として「エクスターンシップ」を履修することも可能であり、本法科大学院と提携する法律事務所などにおいて、実践的な法文書作成の学修をすることができる教育課程としている。なお、2年履修課程の1年次においては、入学試験科目となっていなかった「行政法」及び「商法」について、3年履修課程で履修する基礎的な内容と同じ内容の科目を履修することとしている。

さらに、選択科目として、政治学科目を中心とする基礎法学・隣接科目や展開・先端科目について、自らの目指す法曹像に適った科目を履修することができるようになっている。

(3) 3年履修課程3年次及び2年履修課程2年次

3年履修課程3年次及び2年履修課程2年次においては、法律基本科目からの必修科目は「民法総合3・4」、「商法総合2」、「民事訴訟法総合2」にとどめ、多くは選択科目となる。特に、この学年における中心は、前年次までにおける法律学の知識・分析力・応用力を基礎としての展開・先端科目の履修であり、これらの科目の履修によって、大都市における複雑な先端的法律問題に対処するための能力の養成が行われる。

その他、法律基本科目については演習が中心に開講される。また、前期には「模擬裁判」の科目が開講され、学生が裁判官・検察官・弁護士のそれぞれの役割を分担し、刑事手続の全部の流れを網羅したシミュレーション教育が行われる。これによって学生は実際の裁判手続の流れを体験することが可能となる。さらに、本法科大学院では、法律学について優れた問題関心を有し、かつ、より高度で専門的な研究を志望する学生は、専任教員の指導の下で、4万字程度の論文（リサーチペーパー）を執筆・提出することも可能である。リサーチペーパーの執筆によって特定の専門的問題について研究した学生は、当該問題についての専門的知識のみならず、一流の理論研究に耐えうる法的思考力・分析能力・批判能力を修得することができる。

以上の教育課程は、まずは理論的な教育により基礎を固めた上で、演習科目や実務基礎科目を増やす内容となっている。これは段階的に理論と実務の架橋を図るとの理念に基づいた完結的な編成であり、法曹養成に特化した専門職大学院にふさわしい水準、内容、方法であるといえる。《別紙様式1「開設授業科目一覧」、資料2-1-1-4「平成29年度開講

科目」、資料 2-1-1-5「履修プロセス」、資料 2-1-1-6「リサーチペーパーの履修実績」
及び別添資料 1「2018 年度法科大学院履修案内・授業概要」106 頁（リサーチペーパー
参照）【解釈指針 2-1-1-1】【解釈指針 2-1-1-4】

《資料 2-1-1-4 平成 29 年度開講科目》

平成29年度 開講科目 (●は必修科目、●は選択科目)													
科目名	履修年次の指定						科目名	履修年次の指定					
	1年次		2年次		3年次			1年次		2年次		3年次	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期		前期	後期	前期	後期	前期	後期
法律基本科目													
憲法1	●						民事訴訟実務の基礎			●			
憲法2		●					刑事訴訟実務の基礎			●			
憲法総合1			●				租税訴訟実務の基礎			●			
憲法総合2				●			模擬裁判				●		
行政法(未修)		●					民事裁判と事実認定		●		●		
行政法(既修)			● ⁽¹⁾				刑事裁判と事実認定				●		
行政法総合1				●			法曹倫理			●			
行政法総合2			●				エクスターンシップ			●	●		
行政法総合3					●		法文書作成				●		
公法総合演習						●	民事裁判演習				●		
民法1	●						基礎法学・隣接科目						
民法2	●						法社会学	●		●		●	
民法3	●						法哲学		●		●		●
民法4		●					アメリカ法	●		●		●	
法学入門演習	●						経済と法	●		●		●	
民法法入門演習		●					政治学特殊授業1	●		●		●	
民法総合1			●				政治学特殊授業2		●		●		●
民法総合2				●			会計学		●		●		●
民法総合3					●		統計学	●		●		●	
民法総合4					●		展開・先端科目						
民法演習						●	比較憲法			●		●	
民事訴訟法1		●					地方自治法					●	
民事訴訟法2				●			現代取引法					●	
民事訴訟法総合1			●				企業法務					●	
民事訴訟法総合2						●	医事刑法					●	
商法1		●					刑事政策					●	
商法2			● ⁽²⁾				経済刑法					●	
商法			● ⁽³⁾				消費者法		●		●		
商法総合1				●			租税法1			●			
商法総合2					●		租税法2				●		
商法総合3			●		●		倒産法1			●			
商法総合演習						●	倒産法2				●		
刑法1	●						知的財産法1			●			
刑法2	●						知的財産法2				●		
刑法3		●					独占禁止法1			●			
刑法総合1			●				独占禁止法2				●		
刑法総合2				●			労働法			●			
刑法演習				●		●	社会法総合演習				●		
刑事訴訟法		●					環境法			●		●	
刑事訴訟法総合1			●				国際法1			●			
刑事訴訟法総合2				●			国際法2				●		
刑事訴訟法演習			●		●		国際私法			●			
注：「1年次」は未修1年を、「2年次」は未修2年・既修1年を、「3年次」は未修3年・既修2年をそれぞれ指す。													
(1)「行政法(既修)」は既修1年のみに開講													
(2)「商法2」は未修2年のみに開講。													
(3)「商法」は既修1年のみに開講													
民事裁判演習													
基礎法学・隣接科目													
法社会学													
法哲学													
アメリカ法													
経済と法													
政治学特殊授業1													
政治学特殊授業2													
会計学													
統計学													
展開・先端科目													
比較憲法													
地方自治法													
現代取引法													
企業法務													
医事刑法													
刑事政策													
経済刑法													
消費者法													
租税法1													
租税法2													
倒産法1													
倒産法2													
知的財産法1													
知的財産法2													
独占禁止法1													
独占禁止法2													
労働法													
社会法総合演習													
環境法													
国際法1													
国際法2													
国際私法													
国際取引法													
リサーチペーパー													

注：「1年次」は未修1年を、「2年次」は未修2年・既修1年を、
「3年次」は未修3年・既修2年をそれぞれ指す。
(1)「行政法(既修)」は既修1年のみに開講
(2)「商法2」は未修2年のみに開講。
(3)「商法」は既修1年のみに開講

(出典：別添資料 5「首都大学東京法科大学院パンフレット 2018」 3 頁)

《資料 2-1-1-5 履修プロセス》

法律学の基礎知識の学習 法的思考能力の基礎的養成	法的思考能力の鍛錬 表現能力の養成	理論と実務の架橋 実践的表現能力の鍛錬 発展的分野への習熟
1年次	2年次	3年次
1学年定員10名の少人数クラスで、法律基本科目を中心に徹底して「基礎」を学びます。 この年次の配当科目は、必修科目としての法律基本科目（憲法1・2、民法1～4、刑法1～3など）のほか、選択科目である基礎法学・隣接科目（法社会学・法哲学など）です。 このうちの法律基本科目は、法学未修者が基本的な法概念を徹底して理解・修得し、法学部卒業生と同等のレベルに到達することを目標としています。	双方向・ディベート形式の講義を通じて、「法的思考能力の鍛錬」と「表現能力の養成」を目指します。 この年次のカリキュラムの特色は、憲法総合・民法総合・商法総合・刑法総合を中心とした総合的な科目が置かれている点です。これらの総合科目は、双方向・ディベート形式の講義を通じて、問題解決能力の高い法曹を養成するためのもので、法科大学院教育の中心をなしています。 法曹としての責任感や倫理観の涵養を目的とした法曹倫理やエクスターンシップといった実務基礎科目、労働法や租税法など展開・先端科目の履修も始まります。	演習系科目や展開・先端科目を中心に「実践的表現能力の鍛錬」と「発展的分野への習熟」を図ります。 最終年次は、法律家としての実践的・総合的能力を高めるため、知的財産法、独占禁止法などの展開・先端科目、実務基礎科目を自由に履修できるように構成されています。 実務基礎科目においては、実務家教員が訴訟関係書面の作成や事実認定に関する実践的教育を行い、裁判の主要な場面をシミュレーションするなどによる裁判実務の基礎的技術の修得を目指しています。

（出典：別添資料5「首都大学東京法科大学院パンフレット2018」4頁）

《資料 2-1-1-6 リサーチペーパーの履修実績》

平成 25 年度	0 名
平成 26 年度	0 名
平成 27 年度	2 名（担当教員：徳本教授 1 名、峰教授 1 名）
平成 28 年度	0 名
平成 29 年度	0 名

4 多様なバックグラウンドを持つ学生への配慮

これまで法学に触れたことがない学生など、多様なバックグラウンドを持つ学生への配慮として、まずは3年履修課程の1年次において、法律学習への導入教育を徹底していることが挙げられる。具体的には1学年定員10名の少人数クラスで、法律基本科目を中心に基本的な法概念の理解・修得を目指した授業を行っており、こまめに知識の習得度を確認するなど、初学者向けに授業を工夫しながら、法律学の理論的・体系的知識の習得が可能となっている。

さらに、全学生を対象とするものとしては、予約不要のオフィスアワーや学習相談会などを通じて、学生の学習相談や自主学習のアドバイスをを行っているほか、授業終了後等にも個別に学生からの相談に応じるなど、少人数制の特性を活かして、院生一人一人の質問・議論に十分な時間を割いて対応している。《資料 2-1-1-9「首都大学東京法科大学院パンフレット（オフィスアワー）」及び資料 2-1-1-10「オフィスアワーその他の学習支援について」参照》

また、学生を全人的に把握するため、全学生の入学試験成績や経歴等の一覧表を、取扱いに十分注意することを周知したうえで、年度当初に配布し教員間で共有しているほか、各期末後のFD会議においては、全学生の全科目成績を教員間で確認し、成績不振者への

対応を図るなど、学習上の諸問題に対して迅速かつ的確にアドバイスできるようきめ細かく配慮をしている。《別添資料23「FD会議議事要旨（平成29年9月7日／前期の成績について）」及び別添資料24「FD会議議事要旨（平成30年4月5日／院生の入試成績等について）」参照》【解釈指針2-1-1-4】

《資料2-1-1-9 首都大学東京法科大学院パンフレット（オフィスアワー）》

オフィスアワーの充実 講義以外に学修指導を受ける場として、専任教員は毎週1コマ、オフィスアワーを設定しています（予約不要）。 講義に直接関係する質問はもちろん、当該分野についての疑問をぶつけて、アカデミックな議論することも可能です。 少人数制だからこそ、教員は、院生の一人ひとりの質問・議論に十分な時間を割くことができ、学習を強力にサポートしています。	助教による学修支援 キャンパスには、研究者大学院や、法科大学院を修了した助教が常駐しており、教材の作成・配布など、院生の学修の一般的な支援を行っています。また、各助教の専門分野（公法・民事法・刑事法）に関する質問・相談などにも、随時、対応しています。
---	--

（出典：別添資料5「首都大学東京法科大学院パンフレット2018」5頁）

《資料2-1-1-10 オフィスアワーその他の学習支援について》

法科大学院専任教員（晴海キャンパスに研究室をもつ教員）は、毎週1コマオフィスアワーを設定し、院生の学修に関する相談・助言を受け付けている。授業の際に理解することができなかった点がある場合や、その他の学修に関する相談がある場合等には、積極的にオフィスアワーを活用すること。各専任教員のオフィスアワーの曜日、時限については、時間割に記載されているので、確認すること。また、教員によっては事前の予約手続きを求める場合もあるので注意すること。これらの詳細については、掲示によって連絡するので、随時掲示板をよく確認すること。なお、助教も学修等に関する相談を受け付けている。時間の都合その他の理由で専任教員等に相談することができない場合は、助教に相談すること。 （出典：別添資料1「2018年度版法科大学院履修案内・授業概要」18頁）

《根拠となる資料・データ》

- ・別紙様式1「開設授業科目一覧」
- ・別添資料1「2018年度法科大学院履修案内・授業概要」
 - 14～15頁（2018年度カリキュラム）
 - 18頁（オフィスアワーその他の学習支援について）
 - 20～106頁（各授業科目の講義内容等）
- ・別添資料4「「課程の修了の認定に関する方針」及び「教育課程の編成及び実施に関する方針」（法学政治学研究科法曹養成専攻）」
- ・別添資料5「首都大学東京法科大学院パンフレット2018」
 - 3頁（平成29年度開講科目）
 - 4頁（履修プロセス）
 - 5頁（オフィスアワーの充実）
- ・別添資料23「FD会議議事要旨（平成29年9月7日／前期の成績について）」
- ・別添資料24「FD会議議事要旨（平成30年4月5日／院生の入試成績等について）」

基準2-1-2

各授業科目について適切な到達目標が設定されていること。

(基準2-1-2に係る状況)

法曹養成に特化した専門職大学院にふさわしい水準の教育内容とするため、各授業科目において到達目標を設定しており、シラバスに明記して、学生に周知している。《別添資料1「2018年度法科大学院履修案内・授業概要」参照》

なお、文部科学省「専門職大学院等における高度専門職業人養成教育推進プログラム」に基づく法科大学院コア・カリキュラム調査研究グループの提示した「法科大学院における共通的な到達目標モデル(第二次案修正案)」が存在する科目については、教育内容及び到達目標を「法科大学院における共通的な到達目標モデル(第二次案修正案)」と合致させることを申し合わせており、FD会議等において教員全体で確認している。

また、上記「共通的な到達目標モデル」について学生に周知するため、TKC法科大学院教育研究支援システムに「共通的な到達目標モデル(第二次案修正案)」を掲載しており、学生はこれを参照しながら、自主学習も進められるよう配慮している。《資料2-1-2-1「TKC画面(法科大学院で学修すべき各科目の内容について)」及び資料2-1-2-2「シラバスにおける共通の到達目標の周知」参照》【解釈指針2-1-2-1】

《資料2-1-2-1 TKC画面(法科大学院で学修すべき各科目の内容について)》

《資料2-1-2-2 シラバスにおける共通の到達目標の周知》

【注記】

各科目で触れられている「共通の到達目標」とは、文部科学省「専門職大学院等における高度専門職業人養成教育推進プログラム」に基づく法科大学院コア・カリキュラム調査研究グループの提示した「法科大学院共通の到達目標(コア・カリキュラム)モデル第二次修正案《<http://www.congre.co.jp/core-curriculum/>》」を指す(TKC法科大学院教育研究支援システムにも掲載をしている)。

学生は、これも参考としながら自習学習を進めること。

(出典：別添資料1「2018年度法科大学院履修案内・授業概要」19頁)

《根拠となる資料・データ》

・別添資料1「2018年度法科大学院履修案内・授業概要」

20～106頁(各授業科目の講義内容等)

基準2-1-3：重点基準

次の各号に掲げる授業科目が適切な科目区分の下に開設されていること。

(1) 法律基本科目

(憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。)

(2) 法律実務基礎科目

(法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目をいう。)

(3) 基礎法学・隣接科目

(基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する分野の科目をいう。)

(4) 展開・先端科目

(応用的・先端的な法領域に関する科目、その他の実定法に関する多様な分野の科目であって、法律基本科目以外のものをいう。)

(基準2-1-3に係る状況)

本法科大学院においては、授業科目を「法律基本科目」、「法律実務基礎科目」、「基礎法学・隣接科目」、「展開・先端科目」に区分しており、以下のとおり、授業科目を配置した。本学が開設する各授業科目は、いずれも、当該科目区分に適合した内容を持つものである。【解釈指針2-1-3-6】

なお、「1年次」とは3年履修課程1年次を、「2年次」とは3年履修課程2年次及び2年履修課程1年次を、「3年次」とは3年履修課程3年次及び2年履修課程2年次を、それぞれ指す(以下同じ)。

1 法律基本科目

必修科目として、まず、1年次に、「憲法1・2」、「行政法(未修)」、「民法1～4」、「法学入門演習」、「民事法入門演習」、「刑法1～3」、「商法1」、「民事訴訟法1」、「刑事訴訟法」を配置し、憲法・行政法・民法・商法・民事訴訟法・刑法・刑事訴訟法の基礎的知識の修得と同時に、法学の基礎的素養の養成を行っている。

そして、2年次の必修科目として、「憲法総合1」、「行政法総合1」、「民法総合1・2」、「民事訴訟法総合1」、「商法総合1」、「刑法総合1・2」、「刑事訴訟法総合1」といった総合科目を配置している。これら総合科目は基本的に、事例・判例の分析・検討を双方向授業によって行うものであり、法曹としての基本的能力の一つである事案の分析力・自己の法的な見解の表現能力を養成する科目となっている。なお、そのほか、3年履修課程2年次については、基礎的知識の修得を目的とした「商法2」を配置するとともに、2年履修課程1年次については、入学試験科目となっていない「行政法」及び「商法」の基礎的知識の修得を目的とした「行政法(既修)」、「商法」を配置している。

最後に、3年次の必修科目として、「民法総合3・4」、「商法総合2」、「民事訴訟法総合2」といった総合科目を配置している。

その他、選択科目として、「憲法総合2」、「行政法総合2・3」、「民事訴訟法2」、「商法総合3」、「刑事訴訟法総合2」、「公法総合演習」、「民法演習」、「商法総合演習」、「刑法演習」、「刑事訴訟法演習」といった科目を配置している。これらの中でも演習科目は、特に希望する学生に対して、基礎的な知識をより実践的な局面において活かすことのできる能力の養成を行っている。

以上のように、本法科大学院においては、憲法・行政法・民法・商法・民事訴訟法・刑法・刑事訴訟法の各分野について、基礎的な知識の修得から、分析力・応用力の養成まで、段階的に適正な教育を行うことができる開講科目となっている。《資料 2-1-1-1「2018 年度カリキュラム」及び別紙様式 1「開設授業科目一覧」参照》【解釈指針 2-1-3-2】

2 法律実務基礎科目

法律実務基礎科目としては、2 年次には、「民事訴訟実務の基礎」、「刑事訴訟実務の基礎」、「法曹倫理」（以上、必修科目）、「租税訴訟実務の基礎」、「民事裁判と事実認定」、「エクスターンシップ」、「民事裁判演習」（以上、選択科目）を配置している。3 年次には、「模擬裁判」、「民事裁判と事実認定」、「刑事裁判と事実認定」、「法文書作成」、「エクスターンシップ」、「民事裁判演習」（以上、選択科目）を配置している。以上の授業においては、基本的に、法律実務の経験を有する教員が担当している。そして、理論的な法律基本科目の履修のみでは必ずしも修得することができない事実認定や法文書の作成等に関する実務的能力、法曹としての倫理観・責任感について、法律基本科目の内容と関連づけつつ涵養することが行われており、学生は、法律実務の基礎を無理なく修得することが可能である。《資料 2-1-1-1「2018 年度カリキュラム」及び別紙様式 1「開設授業科目一覧」参照》【解釈指針 2-1-3-3】

3 基礎法学・隣接科目

基礎法学・隣接科目としては、1 年次～3 年次まで、「法社会学」、「法哲学」、「アメリカ法」、「経済と法」、「政治学特殊授業 1・2」、「会計学」、「統計学」を選択科目として配置している。特に、本法科大学院の理念の一つとして、「公益活動における法律的課題に対応することのできる高度な能力を備えた法曹の養成」が挙げられるが、その実現のためにも、学生の「公共政策」的な思考力の涵養を目的とする政治学系科目を複数設置しているところである。

これらの科目においては、学生が、より広い視野から社会を洞察し、法律家として社会にいかに関与すべきかを考えるために有益となる専門的な内容が教育されており、学生は、自己の学修の進行状態を考慮しつつ、それぞれが目指す法曹像を想定して柔軟に上記科目を履修することが可能となっている。《資料 2-1-1-1「2018 年度カリキュラム」及び別紙様式 1「開設授業科目一覧」参照》【解釈指針 2-1-3-4】

4 展開・先端科目

展開・先端科目については、2 年次から、「比較憲法」、「消費者法」、「租税法 1」、「倒産法 1」、「知的財産法 1」、「独占禁止法 1」、「労働法」、「環境法」、「国際法 1」、「国際私法」が履修可能である。また、3 年次には、「比較憲法」、「情報法」、「地方自治法」、「現代取引法」、「企業法務」、「医事刑法」、「刑事政策」、「経済刑法」、「消費者法」、「租税法 2」、「倒産法 2」、「知的財産法 2」、「独占禁止法 2」、「社会法総合演習」、「環境法」、「国際法 2」、「国際取引法」を履修することができる。

以上のように、本法科大学院においては、現代社会に生起する複雑かつ先端的な法律問題について分析・検討を行う科目を豊富に開講しており、学生は、自らの興味・関心にしたがい、法律基本科目等で獲得した基礎的知識・分析能力をもとに、先端的法律問題の検討に活用する能力を養成することができるようになっている。特に、倒産法・租税法・労

働法の分野については、実務経験を有する教員が担当しており、実務の現場での経験を活かした先端的法律問題に関する教育が実践されている。

さらに、上記科目の中で特定の法律問題について専門研究を深めたいと考える学生のために、「リサーチペーパー」が開講されており、4万字程度の研究論文の執筆を指導教官の下で行うことができる。

このように、応用・先端的な法領域について、豊富な選択科目を提供しつつ、当該科目の基礎的な理解の修得から応用力の獲得まで可能となるよう工夫されている。《資料2-1-1-1「2018年度カリキュラム」及び別紙様式1「開設授業科目一覧」参照》【解釈指針2-1-3-5】

なお、当然のことながら、本法科大学院において、法律基本科目以外に分類された科目の中に、実質的な内容が法律基本科目に当たるものはない。【解釈指針2-1-3-7】
【解釈指針2-1-3-8】 【解釈指針2-1-3-9】

《根拠となる資料・データ》

- ・別紙様式1「開設授業科目一覧」
- ・別添資料1「2018年度法科大学院履修案内・授業概要」
14～15頁（2018年度カリキュラム）
20～106頁（各授業科目の講義内容等）

基準2-1-4：重点基準

基準2-1-3の各号のすべてにわたって、教育上の目的及び各法科大学院の教育の理念及び目標に応じて適当と認められる単位数以上の授業科目が開設され、必修科目、選択必修科目及び選択科目等の分類が適切に行われ、学生が段階的に履修することができるよう各年次にわたって適切に配当されていること。

（基準2-1-4に係る状況）

基準2-1-3に定める4分野について法曹として求められる能力を養成するために、分野間の適切なバランスに配慮するとともに、学生の学修の進展に応じて基本から応用・実践へと無理なく履修できるよう、以下のとおり、授業科目を開講している。

1 法律基本科目

法律基本科目は、必修科目及び選択科目として、3年履修課程では合計40科目80単位を開講しており、2年履修課程では合計26科目54単位を開講している。

必修科目としては、まず、1年次に15科目30単位を配当し、憲法・行政法・民法・商法・民事訴訟法・刑法・刑事訴訟法の基礎的知識の修得と同時に、法学の基礎的素養の養成を行っている。2年次には、10科目20単位（3年履修課程の場合。2年履修課程1年次の場合は11科目24単位）を配当し、一部基礎的知識の修得を目的とした科目も配当しているが、基本的には実務法曹として必要となる分析力・表現力を養成するために、判例や事例について、双方向授業の形式（ディベートや文書によって自分の思考を表現する形式）によって分析を行う総合科目を配当している。また、3年次には、4科目8単位を配当している。

そのほか、選択科目として、2年次に7科目14単位、3年次に7科目14単位を配当しており、特に3年次においては演習を中心に開講している。《資料2-1-1-1「2018年度カリキュラム」及び別紙様式1「開設授業科目一覧」参照》

なお、上述のとおり、3年履修課程においては、1年次及び2年次に開講している必修科目において、憲法・行政法・民法・商法・民事訴訟法・刑法・刑事訴訟法の基礎的知識を履修することとしており、【解釈指針2-1-4-1】は問題とならない。

2 法律実務基礎科目

法律実務基礎科目は、必修科目として「民事訴訟実務の基礎」、「刑事訴訟実務の基礎」及び「法曹倫理」の3科目6単位を2年次に配当しており、理論的な法律基本科目の履修のみでは必ずしも修得することができない訴訟実務の基礎を学ぶとともに、法曹としての倫理観・責任感の涵養を図ることとしている。

また、このほかに選択科目として、「租税訴訟実務の基礎」、「民事裁判と事実認定」、「刑事裁判と事実認定」、「エクスターンシップ」、「模擬裁判」、「法文書作成」及び「民事裁判演習」の7科目14単位を開講しており、2年次、3年次の配当科目としている。《資料2-1-1-1「2018年度カリキュラム」及び別紙様式1「開設授業科目一覧」参照》

これら法律実務基礎科目については、必修科目も含めて10単位以上の履修を修了要件としており、これらを通じて、法文書の作成や事実認定に係る実践的な教育を行うなど、法務実務の基礎的技能の修得を図ることとしている。

3 基礎法学・隣接科目

基礎法学・隣接科目は、選択科目として「法社会学」、「法哲学」、「アメリカ法」などの8科目16単位を開講しており、学生が自己の学修の進行状態を考慮しつつ、それぞれが目指す法曹像を想定して柔軟に履修することができるよう、1・2・3年次の配当科目としている。《資料2-1-1-1「2018年度カリキュラム」及び別紙様式1「開設授業科目一覧」参照》

これら基礎法学・隣接科目については、4単位以上の履修を修了要件としている。

4 展開・先端科目

展開・先端科目は、選択科目として、「租税法1・2」、「倒産法1・2」、「労働法」などの25科目50単位を開講しており、学生が自らの興味・関心にしたいがい、先端的な法律問題について分析・検討する能力を段階的に養成することができるよう、2年次、3年次の配当科目としている。《資料2-1-1-1「2018年度カリキュラム」及び別紙様式1「開設授業科目一覧」参照》

これら展開・先端科目については、12単位以上の履修を修了要件としている。

《根拠となる資料・データ》

- ・別紙様式1「開設授業科目一覧」
- ・別添資料1「2018年度法科大学院履修案内・授業概要」
14～15頁（2018年度カリキュラム）
20～106頁（各授業科目の講義内容等）
- ・別添資料5「首都大学東京法科大学院パンフレット2018」
3頁（平成29年度開講科目）
4頁（履修プロセス）

基準2-1-5：重点基準

基準2-1-3(1)に定める法律基本科目については、次の各号に掲げる単位数の授業科目を必修科目として開設することを標準とし、標準単位数を超えて必修科目又は選択必修科目を開設する場合には、8単位増をもって必修総単位数の上限とする。ただし、法学未修者については、1年次及び2年次に配当される法律基本科目の中から、別に10単位を限度として必修又は選択必修とすることができる。

(1) 公法系科目（憲法及び行政法に関する分野の科目をいう。）

10単位

(2) 民事系科目（民法、商法及び民事訴訟法に関する分野の科目をいう。）

32単位

(3) 刑事系科目（刑法及び刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。）

12単位

（基準2-1-5に係る状況）

法律基本科目の必修単位数は、58単位である。内訳は以下のとおりである。

(1) 公法系科目（10単位）

1年次 憲法1（2単位）、憲法2（2単位）、行政法（※）（2単位）

2年次 憲法総合1（2単位）、行政法総合1（2単位）

※2年履修課程については2年次で履修

(2) 民事系科目（34単位）

1年次 民法1（2単位）、民法2（2単位）、民法3（2単位）、民法4（2単位）、法学入門演習（2単位）、民事法入門演習（2単位）、民事訴訟法1（2単位）、商法1（※）（2単位）

2年次 民法総合1（2単位）、民法総合2（2単位）、民事訴訟法総合1（2単位）、商法2（※）（2単位）、商法総合1（2単位）

3年次 民法総合3（2単位）、民法総合4（2単位）、民事訴訟法総合2（2単位）、商法総合2（2単位）

※2年履修課程については商法1、商法2に相当する科目として、商法（4単位）を2年次に履修

(3) 刑事系科目（14単位）

1年次 刑法1（2単位）、刑法2（2単位）、刑法3（2単位）、刑事訴訟法（2単位）

2年次 刑法総合1（2単位）、刑法総合2（2単位）、刑事訴訟法総合1（2単位）

以上のように、公法系科目10単位、民事系科目34単位、刑事系科目14単位という必修単位数は、民事系科目については2単位、刑事系科目については2単位、標準単位数を上回っているが、いずれも法学未修者に対する教育を充実するために3年履修課程1年次に科目を配当した結果であり、適正なものであると考える。《資料2-1-1-1「2018年度カリキュラム」、資料2-1-5-1「必修科目」及び別紙様式1「開設授業科目一覧」参照》

なお、本法科大学院においては、標準修業年限が3年であり【解釈指針2-1-5-1】については該当しない。また、【解釈指針2-1-5-2】についても該当しない。

《資料 2-1-5-1 必修科目》

首都大学東京法科大学院規則（抜粋）

（必修科目）

第14条 別表2に掲げる授業科目を、法科大学院における必修科目とする。

別表2（第14条関係）（平20規則75・平21規則46・平24規則24・平25規則24・平規則36・平27規則44・一部改正）

必修科目			
授業科目名	単位数	授業科目名	単位数
憲法1	2	商法	4
憲法2	2	商法1	2
憲法総合1	2	商法2	2
行政法	2	商法総合1	2
行政法総合1	2	商法総合2	2
民法1	2	刑法1	2
民法2	2	刑法2	2
民法3	2	刑法3	2
民法4	2	刑法総合1	2
法学入門演習	2	刑法総合2	2
民事法入門演習	2	刑事訴訟法	2
民法総合1	2	刑事訴訟法総合1	2
民法総合2	2	法曹倫理	2
民法総合3	2	刑事訴訟実務の基礎	2
民法総合4	2	民事訴訟実務の基礎	2
民事訴訟法1	2		
民事訴訟法総合1	2		
民事訴訟法総合2	2		

（出典：別添資料7「首都大学東京法科大学院規則」）

《根拠となる資料・データ》

- ・別紙様式1「開設授業科目一覧」
- ・別添資料1「2018年度法科大学院履修案内・授業概要」
14～15頁（2018年度カリキュラム）
20～106頁（各授業科目の講義内容等）
- ・別添資料7「首都大学東京法科大学院規則」第14条（必修科目）

基準2-1-6：重点基準

(1) 基準2-1-3(2)に定める法律実務基礎科目については、次に掲げる授業科目が必修科目として開設されていること。

ア 法曹としての責任感や倫理観を涵養することを内容とする授業科目(2単位)

イ 要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目(2単位)

ウ 事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目(2単位)

(2) (1)に掲げる必修科目6単位のほか、次に例示する内容の授業科目その他の法曹としての技能及び責任等を修得させるために適切な内容を有する授業科目((1)に掲げる内容の授業科目を除く。)のうち、4単位相当が必修又は選択必修とされていること。

ア 模擬裁判

(民事・刑事裁判過程の主要場面について、ロールプレイ等のシミュレーション方式によって学生に参加させ、裁判実務の基礎的技能を身に付けさせる教育内容)

イ ローヤリング

(依頼者との面接・相談・説得の技法や、交渉・調停・仲裁等のADR(裁判外紛争処理)の理論と実務を、ロールプレイをも取り入れて学ばせ、法律実務の基礎的技能を修得させる教育内容)

ウ クリニック

(弁護士の指導監督のもとに、法律相談、事件内容の予備的聴き取り、事案の整理、関係法令の調査、解決案の検討等を具体的事例に則して学ばせる教育内容)

エ エクスターンシップ

(法律事務所、企業法務部、官公庁法務部門等で行う研修)

オ 公法系訴訟実務の基礎を内容とする授業科目

(行政訴訟を中心とする公法系の諸問題を含む訴訟について、公法系の法律基本科目の学修を踏まえつつ、紛争や訴訟の現場を意識させるための各種の書面を作成させ、種々の理論的問題、技術的問題が訴訟実務においてどのように現れるかを模擬的に理解することを通じて、公法系訴訟実務の基礎を修得させる教育内容)

(3) (1)アについては、「法曹倫理」などの授業科目名で独立の授業科目として開設されていること。また、他の授業科目の授業においても、法曹倫理に留意した教育が行われていること。

(4) 次に掲げる教育内容について指導が行われていること。ただし、これらの指導のために授業科目を開設し、単位を認定することは要しない。

ア 法情報調査

(法令、判例及び学説等の検索、並びに判例の意義及び読み方の学習等、法学を学ぶ上で必要な法情報の調査・分析に関する技法を修得させる教育内容)

イ 法文書作成

(契約書・遺言書、法律意見書・調査報告書又は起訴状・訴状・準備書面及びこれらの書面を作成する基礎資料となる文書等実務的な文書の作成の基本的技能を、添削指導等により修得させる教育内容)

(基準2-1-6に係る状況)

法律実務基礎科目の総単位数は、20単位であり、そのうち6単位が必修科目、14単位が選択科目である。内訳は以下の通りである。

2年次 法曹倫理(2単位)、民事訴訟実務の基礎(2単位)、刑事訴訟実務の基礎(2単位)、民事裁判と事実認定(2単位)、エクスターンシップ(2単位)、租税訴訟実務の基礎(2単位)、民事裁判演習(2単位)

3年次 模擬裁判(2単位)、(民事裁判と事実認定(2単位))、刑事裁判と事実認定(2単位)、法文書作成(2単位)、(エクスターンシップ(2単位))、(民事裁判演習(2単位))

1 必修科目

上記開講科目のうち、本法科大学院においては、「法曹倫理」、「民事訴訟実務の基礎」、「刑事訴訟実務の基礎」の3科目(6単位)を必修としており、学生は、法曹として要求される倫理観・責任感を涵養する教育、民事訴訟における要件事実及び事実認定に関する基礎的な実務教育、刑事訴訟における事実認定や法文書作成を含む基礎的な実務教育について、履修をしなければならないこととなっている。《資料2-1-1-1「2018年度カリキュラム」及び別紙様式1「開設授業科目一覧」参照》

このうち、「法曹倫理」については、弁護士、元裁判官、元検察官の各教員が担当しており、それぞれ、弁護士倫理、裁判官倫理、検察官倫理について講義を行っている。【解釈指針2-1-6-2】

2 その他の法律実務基礎科目

上記必修科目のほか、法曹としての技能及び責任等を修得させるため、選択必修科目(2科目4単位以上の修得が必要)として、「模擬裁判」、「エクスターンシップ」、「租税訴訟実務の基礎」、「民事裁判と事実認定」、「刑事裁判と事実認定」、「法文書作成」、「民事裁判演習」(以上、各2単位)を開講している。《資料2-1-1-1「2018年度カリキュラム」及び別紙様式1「開設授業科目一覧」参照》

なお、「民事裁判と事実認定」、「刑事裁判と事実認定」、「民事裁判演習」については、それぞれ「民事訴訟実務の基礎」、「刑事訴訟実務の基礎」とは異なり、模擬記録に基づき訴訟の進行状況に応じた主張整理や訴訟指揮の在り方を検討するほか、事実認定に関しても認容・棄却の結論を導いた理由について双方向・多方向の議論をしたり、具体的な法文書の起案、訴訟当事者としての活動といった体験をさせたりすることを通じて、法曹の各立場に応じた対応を自ら検討する等、学生が主体的・積極的に参加する形式で授業を実施している。

3 法情報調査及び法文書作成

本法科大学院においては、「法情報調査」は授業科目となっていないが、新入生ガイダンスの一環として「法情報調査」を実施している。新入生は、必ず出席して、受講をしなければならない（受講をしなければ、学内のコンピュータシステム等のアカウントを取得することができず、これらの利用ができないというペナルティが科される。）こととなっており、この機会において、在学生全員に対して、基礎的な法情報に関する教育（法令、判例及び学説の検索等に関する教育）がされている。なお、事情により新入生ガイダンスを欠席した者がいた場合には、後日資料を配付するとともに質問を受け付ける体制をとることにより教育を行っている。併せて、前述の法律基本科目における総合科目では、自ら判例・学説等の法情報の調査・収集を適切に行い、法文書の作成等をできなければ単位を取得することができないようになっており、これらが必修科目となっていることで、必然的に、判例の意義及び読み方の学修、法情報の調査・分析に関する基礎的能力の養成に関する教育が学生に施されることとなる。《資料 2-1-6-1「法情報調査の実施日程及び配布資料」及び別添資料 26「法情報調査配布資料」参照》

また、法文書作成については、選択科目としての「法文書作成」や「模擬裁判」において具体的な指導を行っているほか、必修科目としての「民事訴訟実務の基礎」において、請求の趣旨、請求原因、それに対する抗弁等を記述させるなどの課題を与え、さらに判決の要旨を論述させる等の講義を行っている。また、同じく必修科目の「刑事訴訟実務の基礎」においても、論告要旨等を起案させるなど、法文書作成を取り込んだ授業が行われている。これらによって、学生全員に対して法文書作成に関する基礎的な指導が行われている。【解釈指針 2-1-6-3】

《資料 2-1-6-1 法情報調査の実施日程及び配布資料》

- | | | |
|---|------|---|
| 1 | 日時 | 平成 30 年 4 月 2 日（月曜）14 時 30 分から 17 時 30 分まで |
| 2 | 日程 | 民事法（14 時 30 分～15 時 25 分）
公 法（15 時 30 分～16 時 25 分）
刑事法（16 時 30 分～17 時 25 分）（注）法情報調査の後には P C 講習を実施。 |
| 3 | 配布資料 | 民事法（調査テーマ、文献調査の方法、web 情報の活用、出典の表示方法等）
公法（実定法の種類と諸手続、法律の読み方）
刑事法（文献と判例、判例の読み方等） |

4 実務家教員と研究者教員との協力

それぞれの法律実務基礎科目の授業内容を決め、またはそれを実施するにあたっては、研究者教員と実務家教員との十分な協議を行っている。具体的には、実務家教員及び研究者教員の両者が出席する F D 会議において、カリキュラム編成やシラバス内容が検討されているほか、実務家教員・研究者教員がそれぞれの授業内容を相互に見学し、F D 会議で報告のうえ、その授業内容や方法について改善策を話し合うなど、相互に連携を図るよう努めている。【解釈指針 2-1-6-1】

《根拠となる資料・データ》

- ・別紙様式 1「開設授業科目一覧」
- ・別添資料 1「2018 年度法科大学院履修案内・授業概要」

14～15 頁（2018 年度カリキュラム）

20～106 頁（各授業科目の講義内容等）

- ・別添資料 26 「法情報調査配布資料」

基準 2－1－7

基準 2－1－3（3）に定める基礎法学・隣接科目については、学生がそれぞれの関心に応じて効果的な履修を行うために十分な数の授業科目が開設されていること。

（基準 2－1－7に係る状況）

基礎法学・隣接科目の総単位数は、16 単位であり、いずれも選択科目である。また、1 年次から 3 年次まで共通の科目が配置されている。内訳は以下のとおりである。

法社会学（2 単位）、法哲学（2 単位）、経済と法（2 単位）、アメリカ法（2 単位）、
政治学特殊授業 1（2 単位）、政治学特殊授業 2（2 単位）、会計学（2 単位）、
統計学（2 単位）

このうち、本法科大学院においては、少なくとも 4 単位以上の科目を選択して履修しなければならず、学生が、実定法に関する学修に止まらず、広い視野から社会を分析するために必要となる能力を養成することができるよう配慮したカリキュラムとしている。

《根拠となる資料・データ》

- ・別紙様式 1 「開設授業科目一覧」
- ・別添資料 1 「2018 年度法科大学院履修案内・授業概要」
 - 14～15 頁（2018 年度カリキュラム）
 - 20～106 頁（各授業科目の講義内容等）

基準2-1-8

基準2-1-3（4）に定める展開・先端科目については、各法科大学院の養成しようとする法曹像に適った内容を有する十分な数の授業科目が開設されていること。

（基準2-1-8に係る状況）

展開・先端科目の総単位数は、50単位であり、いずれも選択科目である。内訳は以下のとおりである。ただし、＊を付した科目は平成30年度においては、開講していない科目である。

- 2年次 比較憲法（2単位）、消費者法（2単位）、租税法1（2単位）、倒産法1（2単位）、知的財産法1（2単位）、独占禁止法1（2単位）、労働法（2単位）、環境法（2単位）、国際法1（2単位）、国際私法（2単位）
- 3年次 （比較憲法（2単位））、地方自治法＊（2単位）、情報法（2単位）、現代取引法（2単位）、企業法務（2単位）、医事刑法（2単位）、刑事政策（2単位）、経済刑法（2単位）、（消費者法（2単位））、租税法2（2単位）、倒産法2（2単位）、知的財産法2（2単位）、独占禁止法2（2単位）、社会法総合演習（2単位）、（環境法（2単位））、国際法2（2単位）、国際取引法（2単位）、リサーチペーパー（2単位）

このように、本法科大学院では多彩な展開・先端科目を開講しており、さらに、学生は、12単位以上の授業科目を選択して履修しなければならないこととなっている。

本法科大学院は、このカリキュラムによって、本法科大学院の目的である「巨大都市東京における企業活動、公益活動、さらには国際的な領域での活動など、現代社会の法律的課題に対応することのできる高度な能力を備えた法曹の養成」の実現を図っている。

特に、租税法の分野の科目においては、専門的訴訟領域の実務に携わった経験を有する教員も担当しているところである。科目の内容はあくまで展開・先端科目に該当する内容であるが、同時に、専門的訴訟領域の実務に関する教育も行っている。そしてこれらの教育によって、本学の特色であるところの公益活動に関する複雑な問題に対して、それを解決する能力を有する法曹を養成している。【解釈指針2-1-8-1】

《根拠となる資料・データ》

- ・別紙様式1「開設授業科目一覧」
- ・別添資料1「2018年度法科大学院履修案内・授業概要」
 - 14～15頁（2018年度カリキュラム）
 - 20～106頁（各授業科目の講義内容等）

基準2-1-9：重点基準

各授業科目における授業時間等が、単位数との関係において、大学設置基準第21条から第23条までの規定に照らして適切に設定されていること。

（基準2-1-9に係る状況）

本法科大学院においては、1年間を前期（4月から9月）及び後期（10月から3月）の二つの期に区分し、各期には、定期試験期間があるため、大学設置基準第22条に適合するとおり、1年間の授業を行う期間は、35週にわたるものとなっている。

そして、各授業科目は各期において開講され、大学設置基準第23条に適合するように、15週にわたるものとなっている。

毎年、以上の基準に適合するように学年暦が編成されている。《別添資料1「2018年度法科大学院履修案内・授業概要」表紙裏（学年暦）参照》

2 各授業科目の構成

本法科大学院における単位数は、大学設置基準第21条の規定に則し、1単位45時間の学修を必要とする内容をもって構成している。

本法科大学院における授業科目は、「商法」を除きすべて2単位であり、各授業科目について90時間の学修を必要とするものとしている。具体的には、実習科目である「エクスターンシップ」を除く科目については、90分の授業を毎週1回、15週間にわたり開講し、15回の授業を実施することとしており、また、その時間で授業科目が完結する内容とするようにしている。そして、予習・復習の時間と総合して、90時間の学修を必要とする授業科目としている。また、「エクスターンシップ」については、法律事務所における10日間の実習を中心に90時間の学修を必要とする授業科目としている。

なお、「商法」については、90分の授業を毎週2回、15週間にわたり開講し、30回の授業を実施しており、4単位を与えている。《別紙様式1「開設授業科目一覧」参照》

3 休講及び補講に関する措置

教員にやむを得ない事情がある場合には、休講措置が採られるが、この場合にも、授業の15回の実施を確保するために、必ず、補講措置を採らなければならないこととしており、休講の有無及び休講があった場合の補講措置については、各学期終了後に提出することとなる「授業結果実施報告書」に記載しなければならない。このように、すべての授業科目において、少なくとも15回の授業が実施されるようにしている。《資料2-1-9-1「授業担当者の手引き（講義回数）」参照》

なお、平成29年度における休講・補講の状況は、下表《資料2-1-9-2「平成29年度休講・補講状況」》のとおりである。

《資料2-1-9-1 授業担当者の手引き（講義回数）》

2018年度授業担当者の手引き（抜粋）

（1）講義回数

講義は、期末試験とは別に15回実施してください。講義回数が15回に満たない場合には、必ず補講を行うことで補充してください。

（出典：別添資料22「2018年度法科大学院授業担当者の手引き」1頁）

《資料 2-1-9-2 平成 29 年度休講・補講状況》

平成 29 年度 休講・補講状況表							
科目名	教員名	休講日			補講日		
		月	日	限	月	日	限
行政法(既修)	板垣勝彦	6月	27日	2限	6月	22日	4限
		7月	4日	2限	7月	20日	5限
民法総合4(A・B)	三代川三千代	6月	22日	1限	7月	6日	2限
		6月	22日	2限	7月	20日	1限
民事訴訟法総合1(A・B)	我妻学	6月	13日	3・4限	9月	14日	4限
刑法1	星周一郎	4月	5日	3限	4月	26日	2限
		7月	5日	3限	5月	10日	2限
政治学特殊授業1	大杉寛	6月	7日	4限	8月	1日	2限
		6月	28日	4限	8月	1日	3限
		7月	5日	4限	8月	1日	4限
		7月	12日	4限	8月	2日	3限
		7月	19日	4限	8月	2日	4限
統計学	中村健太郎	4月	28日	3限	7月	24日	1限
消費者法	深津健二	4月	7日	1限	8月	4日	2限
国際法2	北村朋史	6月	7日	2限	6月	28日	3限
国際取引法	種村佑介	7月	12日	4限	7月	24日	4限
行政法(未修)	門脇雄貴	1月	9日	4限	1月	4日	3限
民法4	森田悦史	10月	27日	1限	12月	1日	1限
		12月	8日	1限	1月	12日	2限
民事訴訟法総合2(A・B)	我妻学	10月	3日	3・4限	3月	1日	4限
		11月	14日	3・4限	3月	1日	5限
		1月	16日	3限	1月	11日	3限
商法総合演習	尾崎悠一	1月	16日	5限	1月	23日	5限
刑法3	木村光江 山科麻衣	10月	5日	2限	2月	8日	3限
		1月	4日	2限	2月	8日	4限
刑事訴訟法総合2	星周一郎	9月	27日	1限	12月	15日	5限
		11月	1日	1限	1月	17日	5限
法哲学	谷口功一	11月	7日	3限	1月	23日	2限
		11月	21日	3限	1月	23日	3限
政治学特殊授業2	陳肇斌	11月	28日	5限	12月	26日	4限
		12月	5日	5限	12月	26日	5限
地方自治法	田尾亮介	10月	23日	2限	11月	6日	3限
租税法1	川村栄一	10月	5日	3限	10月	13日	5限
国際私法	種村佑介	10月	4日	4限	1月	24日	4限

《根拠となる資料・データ》

- ・別紙様式 1 「開設授業科目一覧」
- ・別添資料 1 「2018 年度法科大学院履修案内・授業概要」
表紙裏（学年暦）
5 頁（授業時間）
20～106 頁（各授業科目の講義内容等）
- ・別添資料 22 「2018 年度法科大学院授業担当者の手引き」
1 頁（講義回数）

2 特長及び課題等

1 特長

(1) 法曹として活動するための基礎的能力の教育の充実

本法科大学院の教育内容に関する優れた点の一つとして、法律学に関する基礎的教育の充実を掲げることができる。東京をはじめとする大都市の抱える法律問題は、複雑・多様であると同時に先端的であり、これらに対応する能力を養成するためには、やはり、法律学に対する基礎的理解を深めることが肝要である。本法科大学院では、40科目(80単位分)の法律基本科目の開講、経験豊富な実務家教員による法律実務基礎科目の担当等により、学生の一人一人に徹底的に法律学の基礎を教育し、実務法曹として必要となる基礎的素養の涵養を行っている。

(2) 基礎法学・隣接科目の充実

公益活動に強い法曹養成を目指す本法科大学院としては、今後ますます重要性を増すと考えられる「公共政策」的な思考能力の養成を目指し、学生に、単に実定法学のみならず、より広い視野から社会に生起する法律問題について思考する機会を与えるために、政治系科目、地方自治に関する科目、公正取引委員会での豊富な実務経験を有する講師による「経済と法」等、多くの基礎法学・隣接科目を開講している。この点も、本法科大学院の教育内容の優れた点である。

(3) 先端的法律問題を解決する実践的・実務的能力を養成する授業科目の充実

本法科大学院は、前述したとおり、大都市の抱える複雑・多様かつ先端的な法律問題の解決に関する教育に力を入れているが、これらの教育に関する授業科目において、最先端の実務を経験した教員を活用することによって、学生の実践的・実務的な問題解決能力の向上を図ることを可能とする教育内容としている点も、優れた点である。

特に、公共分野における先端的科目である租税法の分野の授業科目については、実務の最前線で活躍した経験を有する教員が担当し、また、同じく公共分野における重要科目である「地方自治法」では、憲法を専門とする教員及び財政法に詳しい教員とが共同担当して開講し、さらに「環境法」分野も、中央官庁での豊富な実務経験を有する実務家教員が担当することによって、本法科大学院の目的の一つである公益活動に強い法曹養成を可能としているところである。また、倒産法、労働法の分野の授業科目についても、各分野において実際に活躍中の実務家教員が担当することによって、教育内容の充実を図っている。

さらに、リサーチペーパーの授業科目を開講し、専任教員の丁寧な指導のもとで、学生が自ら主体的に特定の法律問題について研究論文を執筆することができるようにしている点も、上記の観点に適う優れた点である。

2 課題

平成30年3月に公表された中教審法科大学院等特別委員会「法科大学院等の抜本的な教育の改善・充実に向けた基本的な方向性」において、「法学部等との連携強化」が求められ、一貫した教育課程の編成等が必要とされている。幸い、本学ではこれまでも学部所属教員の全面的な協力が得られているが、法学部がある南大沢キャンパスとは地理的に距離が離れている等、実施に当たり検討すべき課題も多く想定され、学部とのさらなる協力体制が必要となる。

第3章 教育方法

1 基準ごとの分析

3-1 授業を行う学生数

基準3-1-1

法科大学院においては、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることに鑑み、一の授業科目について同時に授業を行う学生数が、この観点から適切な規模に維持されていること。

（基準3-1-1に係る状況）

開設授業科目一覧（別紙様式1）に示されるように、1年次（未修者）を対象とする科目は10名以下の人数で開講されている。他方、2年次や3年次を対象とする科目においても受講者数が50名を超える授業科目はなく、ほとんどの授業は35名以下の適正な規模で開講している。【解釈指針3-1-1-1】

そもそも、本学は1学年52名（3年履修課程1年次は、10名）という小規模校であり、どの授業科目についても、基本的に、学生数を適正な規模に維持することができると考えられる。

なお、他専攻の学生、他研究科の学生や、科目等履修生が本法科大学院の授業を履修することを認める制度は採用されておらず、再履修者も含めて適正な規模となっているところである。【解釈指針3-1-1-2】 【解釈指針3-1-1-3】

《根拠となる資料・データ》

- ・別紙様式1「開設授業科目一覧」

基準3-1-2

法律基本科目について同時に授業を行う学生数は、50人を標準とすること。

（基準3-1-2に係る状況）

前述（基準3-1-1）のとおり、1年次（未修者）を対象とする科目は10名以下で開講されているため、本基準に照らし、何ら問題はない。

2年次や3年次を対象とする法律基本科目の必修科目においても、1クラスで50名を超える科目はなく、教育成果が減殺されることはないと考えます。また、後述するとおり、本法科大学院においては教員のオフィスアワーが充実しており、専任教員は、少なくとも週1コマ、オフィスアワーの時間を設けている。そのため、学生は、事前予約等の必要なく、オフィスアワーを活用して教員と直接に議論をすることが可能であり、このことによっても、実際に、十分に双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われているところである。

また、法律基本科目のうち選択科目となっている科目については、選択制であるため標準的な人数を明確化することは困難であるが、少なくとも、平成30年度前期に開講された科目の実績は最大で34名に留まり、平成26～29年度の実績でも、最大で40名であり、75名を超える授業科目はなかったところである。したがって、【解釈指針3-1-2-1】は該当しない。《資料3-1-2-1「平成29年度受講者数一覧」及び別紙様式1「開設授業科目一覧」参照》

《根拠となる資料・データ》

- ・別紙様式1「開設授業科目一覧」

《資料 3-1-2-1 平成 29 年度受講者数一覧》

分類	授業科目	履修 年次	必修 ／ 選択	担当教員	受講者数	前期 ／ 後期
	科目名					
法律 基本 科目	憲法1	①	必修	富井 幸雄	6	前期
	憲法2	①	必修	富井 幸雄	5	後期
	憲法総合1(A・B)	②	必修	富井 幸雄	17	16 前期
	憲法総合2	②	選択	木村 草太・西貝 小名都	8	後期
	行政法(未修)	①	必修	門脇 雄貴	5	後期
	行政法(既修)	②	必修	板垣 勝彦	31	前期
	行政法総合1	②	必修	木村 拓磨	31	後期
	行政法総合2	②	選択	門脇 雄貴	2	前期
	行政法総合3	③	選択	木村 拓磨	6	前期
	公法総合演習	③	選択	木村 草太・太田 匡彦	5	後期
	民法1	①	必修	石崎 泰雄	5	前期
	民法2	①	必修	石崎 泰雄	5	前期
	民法3	①	必修	石崎 泰雄	6	前期
	民法4	①	必修	森田 悦史	5	後期
	法学入門演習	①	必修	石田 弘時・上岡 亮・藤田 新一郎	6	前期
	民法入門演習	①	必修	石田 弘時・上岡 亮・藤田 新一郎	5	後期
	民法総合1(A・B)	②	必修	三代川 三千代	16	16 前期
	民法総合2(A・B)	②	必修	三代川 三千代	19	17 後期
	民法総合3(A・B)	③	必修	饗庭 靖之	22	17 前期
	民法総合4(A・B)	③	必修	三代川 三千代	22	19 前期
	民法演習	③	選択	石崎 泰雄	5	後期
	民法演習	③	選択	大橋 弘	14	後期
	民法演習	③	選択	作内 良平	3	後期
	民事訴訟法1	①	必修	手賀 寛	5	後期
	民事訴訟法2	②	選択	手賀 寛	2	後期
	民事訴訟法総合1(A・B)	②	必修	我妻 学	19	21 前期
	民事訴訟法総合2(A・B)	③	必修	我妻 学	23	23 後期
	商法1	①	必修	矢崎 淳司	6	後期
	商法2	②	必修	尾崎 悠一	4	前期
	商法	②	必修	矢崎 淳司	27	前期
	商法総合1(A・B)	②	必修	矢崎 淳司	15	15 後期
	商法総合2(A・B)	③	必修	尾崎 悠一	19	20 前期
	商法総合3	②③	選択	矢崎 淳司	0	前期
	商法総合演習	③	選択	尾崎 悠一	13	後期
	刑法1	①	必修	星 周一郎	6	前期
	刑法2	①	必修	木村 光江	6	前期
	刑法3	①	必修	木村 光江・山科 麻衣	5	後期
	刑法総合1	②	必修	前田 雅英・木村 光江	31	前期
	刑法総合2(A・B)	②	必修	木村 光江	15	16 後期
	刑法演習	②③	選択	永井 敏雄	22	後期
	刑事訴訟法	①	必修	峰 ひろみ	5	後期
	刑事訴訟法総合1(A・B)	②	必修	堀田 周吾	17	16 前期
	刑事訴訟法総合2	②	選択	星 周一郎	4	後期
	刑事訴訟法演習	②③	選択	永井 敏雄	35	前期
法律 実務 基礎 科目	民事訴訟実務の基礎(A・B)	②	必修	小西 慶一	16	14 後期
	刑事訴訟実務の基礎	②	必修	峰 ひろみ・今井 理	34	後期
	租税訴訟実務の基礎	②	選択	川村 栄一	14	後期
	模擬裁判	③	選択	峰 ひろみ・今井 理	4	前期
	民事裁判と事実認定	②③	選択	大橋 弘	41	前期
	刑事裁判と事実認定	③	選択	峰 ひろみ	11	前期
	法曹倫理	②	必修	三代川 三千代・饗庭 靖之・峰 ひろみ	29	後期
	エクスターンシップ	②③	選択	饗庭 靖之	23	前期・後期
	法文書作成	③	選択	荒谷 真由美・石野 能之・夏莉 一・森下 寿光	13	前期
	民事裁判演習	③	選択	小西 慶一	33	前期
基礎 法 学 ・ 隣 接 科 目	法社会学	①②③	選択	長谷川 貴陽史	20	前期
	法哲学	①②③	選択	谷口 功一	13	後期
	アメリカ法	①②③	選択	富井 幸雄	0	前期
	経済と法	①②③	選択	酒井 享平	34	前期
	政治学特殊授業1	①②③	選択	大杉 寛	19	前期
	政治学特殊授業2	①②③	選択	陳 肇斌	9	後期
	会计学	①②③	選択	鈴木 大介	20	後期
	統計学	①②③	選択	中村 健太郎	16	前期
	比較憲法	②③	選択	富井 幸雄	0	後期
	地方自治法	③	選択	田尾 亮介・西貝 小名都	3	後期
展 開 ・ 先 端 科 目	現代取引法	③	選択	石崎 泰雄	5	後期
	企業法務	③	選択	橋口 泰典	24	後期
	医事刑法	③	選択	前田 雅英	34	後期
	刑事政策	③	選択	峰 ひろみ	3	後期
	経済刑法	③	選択	木村 光江・山科 麻衣	36	前期
	消費者法	②③	選択	深津 健二	33	前期
	租税法1	②	選択	川村 栄一	15	後期
	租税法2	③	選択	川村 栄一	3	前期
	倒産法1	②	選択	饗庭 靖之	22	後期
	倒産法2	③	選択	饗庭 靖之	8	前期
	知的財産法1	②	選択	山神 清和	10	後期
	知的財産法2	③	選択	山神 清和	20	前期
	独占禁止法1	②	選択	深津 健二	15	後期
	独占禁止法2	③	選択	深津 健二	13	前期
	労働法	②	選択	天野 晋介	4	後期
	社会法総合演習	③	選択	岩出 誠	6	前期
	環境法	②③	選択	饗庭 靖之	29	後期
	国際法1	②	選択	北村 朋史	0	後期
	国際法2	③	選択	北村 朋史	1	前期
	国際私法	②	選択	種村 佑介	2	後期
	国際取引法	③	選択	種村 佑介	1	前期
	リサーチ・ペーパー	③	選択	全専任教員	0	後期

3-2 授業の方法

基準3-2-1

法科大学院における授業の実施に当たっては、次の各号を満たしていること。

- (1) 専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実に即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するために、授業科目の性質に応じた適切な方法がとられていること。
- (2) 当該授業科目において設定されている到達目標の内容が学生に示され、それを踏まえて、授業の進行及び自習の指示等がされ、学生が当該教育を受ければ到達目標を達成できるものであること。
- (3) 1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法があらかじめ学生に周知されていること。
- (4) 授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置が講じられていること。

(基準3-2-1に係る状況)

各授業科目における授業の方法は、授業担当教員の裁量に委ねられる部分はあるものの、法律基本科目をはじめ、法科大学院の実務法曹養成という使命に即した積極的な双方向・多方向型の授業方法を採用することで「学生に主体的・能動的に参加させる授業」を実施しており、専門的な法知識の修得は勿論のこと、単にそれに止まることなく、学生が現代社会における複雑な法律問題に対応することができるよう、法的分析能力・思考能力・批判的検討能力の養成に努めている。《別添資料5「首都大学東京法科大学院パンフレット2018」6頁（主体的に学ぶ実践的な双方向授業）参照》【解釈指針3-2-1-1】【解釈指針3-2-1-2】

(1) 法律基本科目

1年次を対象とする法律基本科目は、その主眼が法学の基礎的知識・素養の修得にあるため、講義形式でおこなわれる授業科目が多い。ただし、本法科大学院においては、同年次は10名以下であるため、双方向型の授業も可能となっている。そこで、授業担当教員の工夫により、実際、(a)事前に講義箇所・内容を明示することで、学生の自発的な学修を促すこと、(b)随時、教員が学生を指名して質問に対して解答させる等の、学生が能動的に参加するよう促す授業が行われている。

2年次や3年次を対象とする法律基本科目については、シラバスを通して学生に予告されたプランに従って、裁判例に関する資料や、現実的法律問題を検討するための教材を配布又は指定して予習を求め、それを前提として授業を行っている。教材とされるのは教員が作成した事例演習問題や判例であり、それについて教室で討論することにより実践的な問題解決能力を養うこととしている。すなわち、本法科大学院における学修の根幹を担うこれらの科目については、双方向型・多方向型の授業方法を採用し、個々の学生について、法曹として必要となる基礎的知識は勿論、事案分析能力・法的思考能力・説得力をもった表現力を養成する授業方法を採用している。《資料3-2-1-1「授業の方法」参照》【解釈指針3-2-1-3】【解釈指針3-2-1-4】

《資料 3-2-1-1 授業の方法》

法科大学院授業担当者の手引き（抜粋）

（4）授業の方法

「原則として、質疑応答を含んだ講義とし、出席者の1／5以上に指名して発言させるようにしてください。特に、法律基本科目の授業科目については、必ず、教員と院生との双方向型又は多方向型の議論を含んだ授業とするようにして下さい。ただし、法学未修者1年次においては、法律基本科目であっても、講義形式と適切に組み合わせるなど、授業方法の工夫を図ってください。」

（出典：別添資料 22「2018 年度法科大学院授業担当者の手引き」 2 頁）

（2）実務基礎科目

実務基礎科目においては、現実的に発生する実務的問題に対する解決能力や、実務法曹としてのスキルの向上を目指し、どの授業科目においても工夫を行っている。例えば、法律問題の分析演習を行う場合にも、法律基本科目に位置づけられる総合科目・演習科目とは区別して、実務における事実認定の重要性に鑑み、詳細な事実関係を記した資料を配付し、それに基づき事実認定から学生と双方向的に分析・検討する等の工夫を行っている。

特に、模擬裁判の授業は、実物さながらの事件記録を使用して、学生自らが主体的に問題点を分析・把握し、具体的解決策を講じつつ、一連の刑事手続を推し進めていくものであり、まさに実務を疑似体験するものであって、単なる講義や双方向型・多方向型議論をも超えた高い教育効果を期待しうるものである。《別添資料 1「2018 年度法科大学院履修案内・授業概要」 67 頁（模擬裁判）参照》【解釈指針 3－2－1－3】

（3）基礎法学・隣接科目

基礎法学・隣接科目についても、性質上、講義形式を採用する授業科目が多い。ただし、多くの授業科目が 20 名以下の少人数授業科目であるため、各授業担当教員の工夫により、学生との双方向的な対話に基づく思考力の鍛錬・レポートを執筆させることによる学生の能動的な学修の促進を行い、学生が、法律的観点も含むより幅広い視野から社会を分析することのできる能力の養成を目指した授業が行われている。《別添資料 1「2018 年度法科大学院履修案内・授業概要」 74～81 頁（基礎法学・隣接科目）参照》【解釈指針 3－2－1－3】

（4）展開・先端科目

展開・先端科目についても、基本的には、その授業の性質上、講義形式を採用する授業科目が多い。ただし、本法科大学院の展開・先端科目については、法律実務の最先端で活躍中ないしは活躍した経験を有する実務家教員が担当する科目が多く、理論的事項の講述に止まらず、実務的事項についても適正に教育が行われているところである。

また、その他の科目においても学生からのメールによる質問・議論を受け付ける等を行うことにより、単に学生が受動的に教員の講義を聞くだけに止まらず、能動的に先端的な法律問題について分析・検討することができるよう、各教員が工夫を行っている。《別添資料 1「2018 年度法科大学院履修案内・授業概要」 82～106 頁（展開・先端科目）参照》【解釈指針 3－2－1－3】

(5) エクスターンシップ

エクスターンシップについては、本法科大学院の実務家教員が履修者の決定、派遣先との調整を行った上、実務家教員の法律事務所等の協力により、円滑に実施されているところである。エクスターンシップの授業内容については、その性質上、派遣先の裁量に委ねざるを得ないが、事前のエクスターンシップ説明会への出席及び事後の報告書の提出を義務づけることによって、十分な学修が行われることを確保しつつ、成績評価の適正確保も図っているところである。《別添資料1「2018年度法科大学院履修案内・授業概要」71頁（エクスターンシップ）参照》

なお、派遣先とは以下に掲げる覚書を締結し、また、学生には以下に掲げる秘密保持誓約書を提出させることで、現場における適切な指導、学生の法令遵守・守秘義務に関する指導を行っている。当然のことではあるが、覚書第6条に規定されているとおり、学生は一切の報酬を受け取ることはできない。《資料3-2-1-2「エクスターンシップ覚書」、資料3-2-1-3「エクスターンシップ秘密保持誓約書」、別添資料27「エクスターンシップ事前説明会資料」及び別添資料28「エクスターンシップ実施状況」参照》【解釈指針3-2-1-6】

《資料3-2-1-2 エクスターンシップ覚書》

エクスターンシップ覚書（抜粋）

〇〇〇法律事務所（以下、「甲」という）と首都大学東京大学院法学政治学研究科専攻長（以下、「乙」という）は、甲が乙の派遣する学生を実習生として受入れるエクスターンシップの実施に関して、次の通り合意した。

（前文）

乙は、エクスターンシップとして、甲に乙に在籍する学生を実習生として派遣するものであり、甲は、法曹養成を目的とする法科大学院教育の趣旨を理解し、これを受入れるものである。

第一条（目的） 本エクスターンシップは、法科大学院における臨床法学教育の一環として、甲における実務を体験する機会を乙の派遣する学生に提供することを目的とし、甲は、乙の派遣する学生を下記の条件に従って、一定期間、実習生として受入れることに合意する。

第二条（受入れ） 乙は、乙に在籍する学生の中で、甲を受け入れ先として希望する学生を甲に対して推薦するとともに、甲が同学生の受け入れを判断するために必要な情報を甲に提供する。乙の推薦に対して、甲は、乙が推薦する学生を実習生として受入れることの可否を速やかに決定し、その結果を乙に通知する。

第三条（実習生の身分） 実習生は、実習期間中、乙の学生の身分を有するものとする。

第四条（実習期間） 実習期間は、甲・乙協議の上決定する。また実習期間中の実習時間は、原則として甲の業務時間内で、甲乙双方が合意した時間とする。

第五条（実習内容・実施） 実習内容は、甲の業務に関連する範囲内のものとし、詳細は甲乙協議の上決定する。

2 実習生は、実習期間中、甲における服務について甲の定める規程の適用を受け、甲の指揮・監督に従う。乙は、実習生が甲の定める規程を遵守するように適切な指導を行う。

3 甲は、実習生が実習の目的を達成するために必要な情報を実習生に提供するものとし、特に実習の開始に際して、適当なオリエンテーションを実習生に行う。

4 甲は、実習期間終了後、実習生の実習状況について乙に通知する。

第六条（実習の経費等） 実習に係わって経費（交通費、食費、宿泊費等）が生じた場合には、全て実習生の負担とする。甲は、実習生から提供された役務に対して報酬等を支給しない。

第七条（秘密保持の義務等） 実習生は、実習によって知り得た甲及び甲に係る第三者の業務上の秘密を、実習中及び実習終了後において、第三者に漏らしてはならない。

2 乙は、実習生の上記秘密保持の遵守につき、派遣する実習生を適切に指導するとともに、実習

生は実習の開始以前に秘密保持等に関する誓約書を提出するものとする。

第八条（災害補償等）実習期間中に実習生に事故が生じた場合の災害補償について、甲は何らの責任を負わない。但し、当該事故が、甲の故意又は過失に起因する場合は、この限りではない。

2 実習生は、実習上の事故又は受入先との往復途上での事故に備え、学生教育研究災害傷害補償保険及び法科大学院生教育研究賠償責任保険へ加入するものとする。

第九条（実習の中止）実習生が甲の指示に従わない場合、実習生が疾病等のため実習の継続が困難であると甲が判断した場合、ないし特別の事情により甲又は乙より実習中止の要請があった場合は、甲は実習を中止することができる。

第十条（指導担当者の選任）甲は、実習生の指導・監督を担当する指導責任者を任命する場合は、遅滞なく乙に通知するものとする。

第十一条（契約有効期間）本覚書の有効期間は、平成 年 月 日より1年間である。

2 有効期間終了3ヶ月前までに、甲ないし乙より、契約を継続しない旨の通知がない場合には、本覚書は、更新されるものとする。

第十二条（試行プログラムの特約）本覚書は、本エクスターンシップの試行プログラムにおいても準用して適用するものとする。但し、第八条第二項は適用しない。

第十三条（その他）この覚書に定めのない事項については、甲・乙協議の上決定する。

2 本覚書は2通作成し、甲・乙各1通を所持するものとする。

《資料 3-2-1-3 エクスターンシップ秘密保持等誓約書》

秘密保持等誓約書（抜粋）

1 私は、受入先における実習期間中、受入先の役職者の指示に従うとともに、受入先の従業員に適用される各種規則を遵守致します。

2 私は、受入先において知りえた法人又は個人に関する一切の情報、知識（以下「秘密情報」という。）の秘密を保持し、譲渡、貸与、複写および口頭等いかなる手段においても第三者に漏洩、開示または公示せず、また受入先外にいかなる複製物も持ち出したりしません。また、私は受入先の秘密情報が第三者に漏洩することがないように最大限の努力を払います。

3 私は、秘密情報（明らかに公知の情報、知識を除きます。）を受入先における研修又は研究以外の目的に使用しません。ただし、別途目的を明示した上で受入先の明確な書面による許諾を受けた場合はこの限りではありません。

4 私は、本誓約書に基づき受入先から提供又は開示された情報については、善良な管理者の注意をもって取扱い、事前に開示当事者の書面による承諾を得ることなく情報を複製しないものとします。

5 私は、受入先において知りえた情報を、本エクスターンシップの目的のためにのみ使用することができ、その他の目的のためには一切使用することができないものとします。

6 私の秘密保持義務は、本エクスターンシップが終了しても、秘密情報である限り永久に存続するものであることを理解し、かかる守秘義務を保持することを約束します。

7 私は、受入先より紙または電子保存媒体により提供された秘密情報の返還または破棄の指示があった場合には、当該物とともにそれを複製または加工したもの（複製または加工した電子データを保存した電子媒体を含む。）を速やかに受入先に返還または破棄します。

8 私は、秘密情報の秘密性を十分に認識しており、他の学生、友人や家族、親戚など、一切の人に対して秘密情報を漏洩しないことを誓約します。

9 私は、私が上記の各条項に違反した場合には、受入先に生じた一切の損害、損失、費用（弁護士費用等を含む。）等を受入先に対して賠償する責任を自らが負うことのほか、首都大学東京大学院社会科学部における退学処分を含む懲戒処分の対象となることを十分に理解しています。

- 10 私は、損害賠償を負担することにより被る損害を補償するため、学生教育研究災害傷害補償保険及び法科大学院生教育研究賠償責任保険へ加入します。
- 11 私は、首都大学東京大学院法学政治学研究科の学生としての自覚のもとに、大学の名誉信用を傷つけることのないよう、誠実に行動することを誓約します。
- 12 本誓約書に基づき、または、本誓約書に関して生ずるすべての紛争については、首都大学東京大学院社会科学部研究科、及び受入先の意向に従い、信義に則り誠実を尽くして協議の上、善処解決するものとします。

以上

（6）授業担当教員の工夫とFD会議

以上のように、本法科大学院では、法律基本科目について双方向・多方向型の授業方法を採用することを統一している点以外は、各授業担当教員が、過去の授業経験・学生との対話によって、よりよい授業方法を模索するという事となっている。このことは、個々の教員の創意工夫を尊重するという利点を生むことになるが、他方で、一つ一つの授業科目における授業方法の適正さが制度的に担保されていないという懸念にも繋がりがねない。無論、本法科大学院の教員は例外なく真摯に授業方法を創意工夫しており、授業方法の適正さに欠けることはないが、制度的な観点から授業方法の適正確保を図る必要があることも確かである。

そこで、後述する点であるが、本法科大学院では毎月（ただし、8月を除く。）FD会議を開催し、そこでは、各授業担当教員が授業方法等の報告を行い、授業方法の改善について議論を行っている。また、FDの一環として教員間で授業相互見学が制度的に行われており、このことも授業方法の適正の確保に繋がっている。《資料3-2-1-4「授業相互見学に関する規程」参照》

このように、本法科大学院では授業担当教員の創意工夫と制度的な授業方法の適正の確保を調和し、各授業科目について授業方法としての適正を確保している。【解釈指針3-2-1-5】

《資料3-2-1-4 授業相互見学に関する規程》

法科大学院における教員間の授業相互見学に関する準則（抜粋）

（授業の見学）

第2条 法科大学院のすべての科目の担当教員（以下「教員」という。）は、本準則に基づき、法科大学院で開講されているすべての科目の授業を見学することができる。

2 法科大学院の専任教員は、少なくとも毎年度1回は、本準則に基づく授業見学を行わなければならない。

（出典：別添資料14「法科大学院における教員間の授業相互見学に関する準則」）

2 授業内容等の学生への周知

1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法等をあらかじめ学生に周知するため、各科目のシラバス（別添資料1「2018年度法科大学院履修案内・授業概要」に掲載）を年度開始前に配布している。シラバスには、【講義の目的・到達目標・方法】のほかに、【講義の内容】の項で全体の内容と各回に予定する主題が示されている。また、【成績評価の方法】の項では、予め、成績評価方法を5項目に分類し、それぞれの成績評価方法の考慮割合・配点比率を明示している。なお、この中には「その他」という項目があるが、これは授業担当教員の創意工夫に基づく成績評価方法を排除しないためである。また、この「その他」の方法によって評価がされる場合には、

必ず備考欄等にその方法の詳細を記載することとなっており、学生にとって成績評価方法が不明瞭となることはない。《別添資料1「2018年度法科大学院履修案内・授業概要」20～106頁（各授業科目の講義内容等）参照》

3 時間外の学習

学生が事前事後の学習を効果的に行うために、次のような措置を講じている。

（1）事前事後の学習時間の確保

本法科大学院の授業科目は、毎週1回90分の授業を行うもの、又は2週間に1回180分の授業を行うものであり、授業の事前予習・事後の復習の時間は、当然に十分確保される。《別添資料29「2018年度法科大学院時間割表」参照》【解釈指針3-2-1-7

（1）】

なお、集中講義は実施しておらず、【解釈指針3-2-1-8】は該当しない。

（2）適切な教科書・補助教材の使用

各授業科目で使用する教科書及び参考書は、FD会議での検討を経て決定されており、いずれも適切な教科書等を使用している。また、これら教科書等は、シラバス及び教科書・参考書指示書に明記のうえ、学生にあらかじめ周知している。《別添資料1「2018年度法科大学院履修案内・授業概要」20～106頁（各授業科目の講義内容等）及び別添資料30「2018年度前期教科書・参考書指示書」参照》【解釈指針3-2-1-7（2）】

（3）予習・復習の適切な指示

各教員は、学生向けメールリストやTKC法科大学院教育研究支援システム等を活用したレジュメの事前配布や、授業終了時の口頭指示等の方法によって、具体的な予習・復習事項を随時、学生に示している。《資料3-2-1-5「メールリストを活用したレジュメ配布例」》【解釈指針3-2-1-7（3）及び（4）】

《資料3-2-1-5 メールリストを活用したレジュメ配布例》

件名：[lsbulletin:3729] 【知的財産法1（山神先生）】資料の配信

知的財産法1 受講者各位

第12回のレジュメがTKCで配信されましたのでご確認ください。

件名：[lsbulletin:3721] 【刑法演習（木 4限・永井先生）】講義資料配布

刑法演習 履修者各位

第11回(12月14日)の講義資料(2種類)を助教室前に用意しましたのでお持ち下さい。

（4）教員への質問機会の確保

また、授業終了後に、学生が教員に質問をすることができる機会及び学生が教員と議論をすることのできる機会の確保に努めることによっても、時間外学修の充実を図っている。具体的には、授業終了後の学生の質問に対して各教員が丁寧に対応していることは勿論のこと、専任教員は、質問のためのオフィスアワーを週1回実施し、学生個人に対する直接指導を行っている。さらに研究者大学院を修了した助教が常駐しており、教材の作成・配

布など、学生の学修の一般的な支援を行っているほか、各助教の専門分野（公法・民法・刑事法）に関する質問・相談などにも、随時、対応している。これらによって、授業時間以外の自修を充実させている。《別添資料 29「2018 年度法科大学院時間割表」及び別添資料 41「平成 29 年度前期オフィスアワー実施状況」参照》

（５）設備面からの支援

さらに、時間外学修の充実について、設備面からの支援も行っている。この点については、まず、院生室には、各学生に固定の個人席（机及び椅子）があることを挙げることができ、このことによって、法科大学院における自分の座席での長時間の学修を促進し、時間外学修が適正に行われるようにしている。また、法科大学院図書室の資料を充実させていることは勿論であるが、それに加えて、首都大学東京の図書館や法学部図書室と連携しており、学生は、首都大学東京の図書館の資料を晴海キャンパスで利用することも可能となっている。また、学生は、「TKC ローライブラリー」、「D1-Law.Com（第一法規法情報総合データベース）」、「LLI 統合型法律情報システム」などのデータベースが利用可能であり、特に TKC、LLI の両方の利用が可能となっている点が特色として挙げられ、判例等かなりの法律情報に対して網羅的に電子的にアクセスすることが可能となっている。

《資料 3-2-1-6「P C利用の手引き（各種オンライン検索の紹介）」参照》【解釈指針 3-2-1-7（５）】

《資料 3-2-1-6 P C利用の手引き（各種オンライン検索の紹介）》

7. 各種オンライン検索について（抜粋）

法科大学院生は、次のオンライン検索サービスを利用することができます。学外利用の可否やログイン ID／パスワードの要否は、それぞれ異なります。

(1) TKC ロー・ライブラリー

判例の全文検索（LEX／DB）やタイトル・著者名からの文献検索（法律時報文献月報検索サービス）などをすることができます。また、平成 23 年度より、一部の法律雑誌を検索することもできるようになりました。別途配付するログイン ID／パスワードを使ってアクセスして下さい。

(2) D1-Law.Com 第一法規法情報総合データベース

現行法規の履歴つき検索、判例検索及び、キーワード・分野・タイトル・著者名からの文献検索をすることができます。ID 不要で学内からのみアクセスできます。

(3) LLI 統合型法律情報システム

判例検索・法令検索と主要法律雑誌（最高裁判例解説・判例タイムズ・ジュリスト（判例百選含む）・金融法務事情・金融商事判例・銀行法務 21・労働判例）の記事検索・閲覧ができます。別途配布するログイン ID／パスワードを使ってアクセスして下さい。

(4) HeinOnline

米国法の判例・文献を検索することができます。PC 室の端末からのみアクセスできます。

(5) Juris

ドイツ法の判例を検索することができます。PC 室の端末からのみアクセスできます。

(6) Westlaw

米国法の判例を検索することができます。教員の立会いのもと使用可能です。

（出典：平成 30 年度 P C利用の手引き）

《根拠となる資料・データ》

- ・別紙様式1「開設授業科目一覧」
- ・別添資料1「2018年度法科大学院履修案内・授業概要（シラバス）」
20～106頁（各授業科目の講義内容等）
- ・別添資料5「首都大学東京法科大学院パンフレット2018」
6頁（主体的に学ぶ実践的な双方向授業）
- ・別添資料14「法科大学院における教員間の授業相互見学に関する準則」
第2条（授業の見学）
- ・別添資料22「2018年度法科大学院授業担当者の手引き」
2頁（授業の方法）
- ・別添資料27「エクスターンシップ事前説明会資料」
- ・別添資料28「エクスターンシップ実施状況」
- ・別添資料29「2018年度法科大学院時間割表」
- ・別添資料30「2018年度前期教科書・参考書指示書」
- ・別添資料41「平成29年度前期オフィスアワー実施状況」

3-3 履修科目登録単位数の上限

基準3-3-1：重点基準

法科大学院における各年次における履修登録可能な単位数の上限が以下の各号を満たしていること。

- (1) 最終年次を除く各年次においては、36単位を原則とし、これを超える単位数が設定されている場合には、その理由が合理的なものであることが明らかにされている必要がある。ただし、次の各号に掲げる授業科目については、36単位とは別にそれぞれの単位を限度として履修登録させることができる。

ア 法学未修者1年次及び2年次に配当される基準2-1-3(1)に定める法律基本科目に当たる授業科目

8単位

イ 基準4-2-1(1)ウに定める者の認定において、法学未修者1年次に配当される授業科目のうち履修免除の対象とならない授業科目及び法律科目試験で合格点に達せず履修免除されなかった授業科目

6単位

- (2) (1)のただし書にかかわらず、いずれの年次においても、44単位を超える単位数の設定はすることができない。

(基準3-3-1に係る状況)

「法科大学院における授業科目及び学修の評価に関する準則」第8条によって、1年次あたりの履修科目登録の上限は36単位を原則とした上で、3年履修課程1年次は40単位まで、3年履修課程2年次は38単位まで、2年履修課程1年次は42単位まで、3年履修課程及び2年履修課程ともに最終年次は44単位まで、それぞれ履修登録が可能となっている。《資料3-3-1-1「履修申請上限単位」及び資料3-3-1-2「履修案内における履修申請上限単位数の明示」参照》

3年履修課程1年次においては、平成26年8月11日文部科学省通知「法学未修者に対する法律基本科目の指導の充実について」を受け、平成27年度以降の入学者に対し、法律基本科目として「法学入門演習」、「民事法入門演習」の2科目4単位を開設したことから、36単位にこの4単位を加えた40単位を上限としたものである。【解釈指針3-3-1-3】

3年履修課程2年次においては、前述のとおり、3年履修課程1年次に新たに科目を開設したことから、各年次における修得単位数の平準化を図るため、平成27年度以降の入学者に対し、それまで3年履修課程1年次に配当していた法律基本科目の「商法2」(2単位)を3年履修課程2年次の配当科目としたため、36単位にこの2単位を加えた38単位を上限としたものである。【解釈指針3-3-1-3】

2年履修課程1年次においては、平成28年度以降の入学者に対し、履修免除の対象とならない「行政法(既修)」(2単位)及び「商法」(4単位)の法律基本科目2科目を新たに履修させる必要があることから、36単位にこの6単位を加えた42単位を上限としたものである。

なお、これらの履修登録上限数の増加はすべて法律基本科目に係わるものであることから、36単位を超える部分は、法律基本科目に限ることとし、履修案内において学生に周知している。

また、学生が、必修科目について単位を修得することができなかった場合、次年次、当該科目を再履修しなければならないが、進級が認められた場合の再履修科目単位については、4単位を限度として、履修登録可能な単位数に算入しないものとしている。【解釈指針3-3-1-4】

なお、本学の標準修業年限は3年であり、【解釈指針3-3-1-5】は該当しない。

《資料3-3-1-1 履修申請上限単位》

法科大学院における授業科目及び学修の評価に関する準則（抜粋）

（履修申請上限単位）

- 第8条 1年間における授業科目の履修申請の上限単位数は、36単位とする。ただし、3年履修課程1年次においては40単位、3年履修課程2年次においては38単位とし、この場合において、36単位を超える部分は法科大学院規則第13条第2項に定める法律基本科目に区分される授業科目に限る。また、2年履修課程1年次においては42単位とし、3年履修課程、2年履修課程とも最終学年においては、44単位とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、進級が認められた場合の再履修単位科目については、4単位を限度として、履修申請が可能な単位数に算入しないものとするができる。

（出典：別添資料8「法科大学院における授業科目及び学修の評価に関する準則」）

《資料3-3-1-2 履修案内における履修申請上限単位数の明示》

(2) 履修登録の上限単位数

ア 未修1年

40単位

ただし、36単位を超える部分は、法律基本科目の履修に限る。

イ 未修2年

38単位

ただし、36単位を超える部分は、法律基本科目の履修に限る。また、進級が認められた場合の必修再履修科目単位については、4単位を限度として、履修申請が可能な単位数に算入しないものとするができる。

ウ 既修1年

42単位

エ 未修3年及び既修2年

44単位

（出典：別添資料1「2018年度法科大学院履修案内・授業概要」4頁）

《根拠となる資料・データ》

- ・別添資料1「2018年度法科大学院履修案内・授業概要」4頁（履修上限単位数）
- ・別添資料8「法科大学院における授業科目及び学修の評価に関する準則」

第8条（履修申請上限単位）

2 特長及び課題等

1 特長

(1) 一人一人を徹底的に鍛える教育

本法科大学院は、東京都立大学法学部以来の伝統を受け継ぎ、「一人一人を徹底的に鍛える教育」を旨としているが、このことが法科大学院内でも実践されている点は、教育方法に関する優れた点であると考ええる。

具体的には、授業終了後の学生の質問に対しては、各教員が丁寧に対応するよう心がけていることはもちろん、専任教員は、質問のためのオフィスアワーを週1回実施し、きめの細かい指導を実践している。また、研究者大学院を修了した助教が常駐しており、教材の作成・配布など、学生の学修の一般的な支援を行っているほか、各助教の専門分野（公法・民事法・刑事法）に関する質問・相談などにも、随時、対応している。これらによって、授業時間以外の自修を充実させている。

このように、学生が教員と直接的に議論を行う等の機会が十分に与えられている点は、双方向的又は多方向的な密度の高い法律学教育を行うことに直結しており、本法科大学院の優れた点である。

(2) 学習環境の充実

院生室固定席以外にも、学生が自主的にゼミ等で利用可能な多くの自習室を設け、学習環境の充実を図っている。また、学生が自主管理しているラウンジでは、学年の異なる学生たちの交流もみられ、相互の研鑽に役立っている。

2 課題等

平成29年度まで、必修科目については2クラス開講を基本としていたが、近年の入学者の減少に伴い、1クラスの人数が減少したため、学習効果をより高め、クラス間の不均衡を完全になくすために、平成30年度から1クラス開講とすることとした。この変更については、平成30年度の授業の学習効果等を把握し、改善の要否を検討する必要がある。

第4章 成績評価及び修了認定

1 基準ごとの分析

4-1 成績評価

基準4-1-1：重点基準

学修の成果に係る評価（以下「成績評価」という。）が、次の各号を満たしていること。

- （１）成績評価が、各授業科目において適切に設定された達成度に照らして、学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして行われていること。
- （２）成績評価の基準が設定され、かつ、学生に周知されていること。
- （３）成績評価の基準にしたがって成績評価が行われていること。
- （４）成績評価の結果が、必要な関連情報とともに学生に告知されていること。
- （５）期末試験を実施する場合には、実施方法についても適切に配慮されていること。
- （６）再試験又は追試験を実施する場合には、受験者が不当に利益又は不利益を受けることのないよう特に配慮されていること。
- （７）期末試験において筆記試験を実施しない場合には、筆記試験を実施せずに成績評価を行うことが授業科目の性質に照らして適切であるとする理由が明らかにされていること。

（基準4-1-1に係る状況）

1 各授業科目における達成度の設定

本法科大学院では、その教育内容及び到達目標について、法曹養成に特化した専門職大学院にふさわしい水準とするため、各授業科目において到達目標を設定している。この到達目標はシラバスに明記され、学生に周知されている。《別添資料1「2018年度法科大学院履修案内・授業概要」参照》

なお、文部科学省「専門職大学院等における高度専門職業人養成教育推進プログラム」に基づく法科大学院コア・カリキュラム調査研究グループの提示した「法科大学院における共通的な到達目標モデル（第二次案修正案）」が存在する科目については、教育内容及び到達目標を「法科大学院における共通的な到達目標モデル（第二次案修正案）」と合致させることを申し合わせており、FD会議等において教員全体で確認している。【解釈指針4-1-1-1】

2 評価の基準

履修科目の成績の評価は、5点法をもって行い、2点以上を合格とする。履修科目の合格判定については、絶対評価により行い、合格者の成績については、原則として、4段階の相対評価による。相対評価の割合については、おおむね、5を5%、4を35%、3を40%、2を20%とする。以上の点は、「法科大学院における授業科目及び学修の評価に関する準則」第10条及び第11条に規定している。また、この成績評価の基準は、同準則の

公表は勿論のこと、「履修案内」への明記や、合格者に対する入学前・入学時のガイダンス等での説明によって、学生に対しても十分に周知されている。

また、成績評価の方法については、授業内容の性質上筆記試験を実施することが適さない場合以外は期末試験を実施することとし、そのほか、中間テスト、小テスト、レポート、その他の方法（この方法を採用場合には、授業担当教員が、方法を具体的に明確に定め、学生に周知することとなっている。）を適宜加味して評価することとしており、いずれの方法を採用するかについては事前にシラバスで学生に明示し、成績評価の適正・厳正に関する情報の透明化を図っている。なお、「授業態度・出欠」や「レポート」を評価に加える場合には、全員（又はほぼ全員）を一律満点（又は一律満点に近いもの）とする評価は行わないとともに、出席自体を加点要素とはせず、質疑応答などの授業態度も含めて評価することとしている。《資料 4-1-1-1「成績評価の基準」、資料 4-1-1-2「成績評価の方法」、別添資料 1「2018 年度法科大学院履修案内・授業概要」7 頁（成績評価）・20～106 頁（各授業科目の到達目標等）及び別添資料 22「2018 年度法科大学院授業担当者の手引き」6～7 頁（成績評価について）参照》【解釈指針 4-1-1-2（1）】【解釈指針 4-1-1-7】

《資料 4-1-1-1 成績評価の基準》

法科大学院における授業科目及び学修の評価に関する準則（抜粋）

（合格及び不合格の判定）

第 10 条 学修の評価に関し、授業科目の合格及び不合格の判定については、絶対評価によるものとする。

（合格者の評価）

第 11 条 授業科目の合格者の評価については、4 段階の相対評価によるものとする。ただし、エクスターンシップその他の合格又は不合格の判定のみを行う授業科目の評価については、この限りでない。

2 相対評価の割合については、おおむね、5 を 5 %、4 を 35 %、3 を 40 %、2 を 20 % とする。

（出典：別添資料 8「法科大学院における授業科目及び学修の評価に関する準則」）

《資料 4-1-1-2 成績評価の方法》

法科大学院における授業科目及び学修の評価に関する準則（抜粋）

（成績評価の方法）

第 14 条 （略）

4 当該授業科目担当教員は、授業科目において使用する成績評価方法及びその配点割合を、シラバスで明示しなければならない。

（出典：別添資料 8「法科大学院における授業科目及び学修の評価に関する準則」）

3 基準に従った成績評価の確保

上述の成績評価割合については、法科大学院の F D 会議及び専攻会議で審議され、準則として決定されたものであり、教員全員が、この統一の基準に従うこととなっている。そのため、当然に基準に従った成績評価は確保されると考えられるが、さらに以下のような措置を採り、万全を期している。

(1) 評価基準の周知・徹底

2で述べた成績評価基準については、年度当初に、非常勤教員を含めた法科大学院の授業担当教員の全員に配布される「法科大学院授業担当者の手引き」の中で、明確に記述することによって、周知・徹底を行っている。また、定期試験の実施前に改めて成績評価基準を各教員に周知しており、その徹底を図っている。《資料4-1-1-3「評価基準の周知・徹底」参照》【解釈指針4-1-1-2(2)】

《資料4-1-1-3 評価基準の周知・徹底》

法科大学院授業担当者の手引き（抜粋）

2. 成績評価の基準

①合格、不合格の絶対評価

当該科目の目標とする水準に到達した場合には合格とし、その水準に達しない場合には不合格とします。この合格・不合格については、絶対基準によって評価を行います。なお、授業を5回以上（単位数4の科目については10回以上）欠席した場合、または、期末試験を欠席しかつ追試験がない場合も不合格とし、不合格者の評価は「1」とします。

②合格者の相対評価

合格者のなかで、特に優れた者について5の評価を、十分に理解できている者について4の評価を、概ね理解できている者について3の評価を、最低限の目標を達成している者について2の評価を、それぞれ与えます。なお、この2～5の評価については、原則として相対基準によって評価を行い、概ね、5=5%、4=35%、3=40%、2=20%とします。

なお、上記割合に概ね適合するように相対評価を行うことが困難であると考えられる少人数授業についても、可能な限り、上記の相対評価の趣旨を尊重していただけますよう、お願いいたします。

また、例えば最高点の評点が全く同点となってしまった場合等には、上記の評価割合にかかわらず、同一の評価を与えるようにしてください。ただし、この場合においても、例えば、5の評価割合が15%となった場合には、4の評価割合を25%とするなど、可能な限り、上記の相対評価の趣旨を尊重していただけますよう、お願いいたします。

③「授業態度・出欠」や「レポート」の評価

「授業態度・出欠」や「レポート」を評価に加える場合、全員（又はほぼ全員）に一律満点（又は一律満点に近いもの）を付与しないでください。また、出席自体を加点要素とせず、質疑応答などの授業態度も含めて評価してください。

（出典：別添資料22「2018年度法科大学院授業担当者の手引き」6～7頁）

(2) 筆記試験の匿名性の確保

法科大学院の期末試験において使用される答案用紙には、学生の匿名性を確保することができるよう、学籍番号・氏名記述欄と解答欄の間に穴パンチの穴が空いており（学生の答案をまとめて表紙をつけ、2つの穴にひもを通すことを行うと、学籍番号・氏名記述欄を隠して、採点をすることができるようになっている。）、教員は筆記試験の匿名性を確保した上で採点等の成績評価を行っている。

(3) 法科大学院における成績評価に対する不服申立て

授業科目の成績評価は授業担当教員が行うこととなっており、成績評価に不服がある場合、学生は、原則として授業担当教員に説明を求めることとなる。

ただし、それでもなお納得がいかない場合にも成績評価の適正が確保されるよう、学生に成績評価に対する不服申立てを認める制度を採用している。

この不服申立てがされると、授業担当教員・専攻長・教務委員の三者間で成績評価の適正についての審議が行われ、成績評価が客観的に適正なものであるか否か、判断・確認されることとなっている。なお、不服申立ての制度については、学生に配付している履修案

内に記載し周知するとともに、期末試験前には改めて掲示により周知している。《資料 4-1-1-4「成績の評価者」及び資料 4-1-1-5「不服申立てに関する規程」参照》【解釈指針 4-1-1-3（1）】

《資料 4-1-1-4 成績の評価者》

首都大学東京法科大学院規則（抜粋）

（学修の評価）

第16条 各授業科目の学修の評価は、担当教員がこれを行う。

（出典：別添資料7「首都大学東京法科大学院規則」）

《資料 4-1-1-5 不服申立てに関する規程》

法科大学院における成績評価に対する不服申立てに関する準則（抜粋）

（不服申立てができる要件）

第3条 院生は、成績の修正がされるべきであることを理由づける具体的な理由を提示することができる場合に限り、不服申立てをすることができる。

2 不服申立ては、同一年度開講の同一科目について、1回に限るものとする。

（申請書の提出）

第4条 不服申立てを行う者は、別記様式による申請書を、成績評価が開示された日から14日以内に、教務担当係（以下「担当係」という。）に提出しなければならない。

2 不服申立ての申請書には、次の各号に定める事項を記載しなければならない。

（1）氏名及び学籍番号

（2）不服申立てを申請する履修科目名及び当該科目の担当教員名

（3）履修科目への出席回数

（4）成績の修正がされるべきであることの具体的な理由

3 申請書には、第2条に定める相談を行ったことを証する文書（第2条ただし書の場合にあっては、相談が困難である理由を記載した文書）を添付しなければならない。

4 担当係は、不服申立ての申請書を受領したときは、速やかに法科大学院教務委員（以下「教務委員」という。）に申請があった旨を連絡し、申請書を転送するものとする。

（申請の受理）

第5条 不服申立ての申請の受理は、教務委員が行う。

2 教務委員は、成績の修正がされるべきであることについて、具体的な理由が申請書に記載されている場合に限り、不服申立ての申請を受理するものとする。

3 教務委員は、申請を不受理とした場合は、申請者に対し、担当係を通じてその旨を通知するものとする。

（成績の修正に関する協議）

第6条 教務委員は、不服申立ての申請を受理した後、速やかに不服申立ての申請があった旨を法科大学院専攻長及び不服申立ての申請があった科目の担当教員に通知し、三者による成績の修正に関する協議を行うものとする。

2 不服申立ての申請があった科目の担当教員は、前項に定める協議に配慮して、成績の修正の要否を決定し、それを法科大学院専攻長及び教務委員に連絡するものとする。

（成績の修正）

第7条 成績の修正をすることが決定された場合には、速やかに、成績の訂正を行うものとする。

2 教務委員は、成績の修正の有無を、申請者に対し担当係を通じて開示するものとする。

（出典：別添資料9「法科大学院における成績評価に対する不服申立てに関する準則」）

（4）成績評価データの教員間での共有

後述するとおり、期末試験の得点分布と、最終的な成績評価分布については、掲示によって公表しているところであり、教員間でも、各期末後のFD会議において、各授業科目の成績評価データを共有し、その適正を図るようにしている。

なお、成績評価の基礎となるデータ（学生の答案等）については、第11章においても後述するが、保存専用の部屋（604号室）を設け、適正に管理し、必要な場合に教員が参照することができるようにしている。《資料4-1-1-6「資料の保管に関する規程」及び別添資料25「FD会議議事録（平成30年3月1日／平成29年度各科目成績分布について」参照》【解釈指針4-1-1-3（2）】

《資料4-1-1-6 資料の保管に関する規程》

法科大学院における自己点検及び評価に関する準則（抜粋）

（情報の収集）

第8条 自己点検委員会は、以下の各号に掲げる資料を、適正に保管しなければならない。

（1）年次報告書

（2）総評価報告書

（3）レジュメ、試験答案その他の各授業に関する資料

2 前項各号に掲げる資料のうち、独立行政法人大学評価学位授与機構による法科大学院認証評価の際に用いた資料については、評価を受けた年から少なくとも5年間は、保管しなければならない。

（出典：別添資料11「法科大学院における自己点検及び評価に関する準則」）

4 期末試験及び成績評価結果の告知

授業科目の成績分布については、公表によって個人成績が特定されるおそれのある少人数授業（4名以下の授業）を除き、掲示により学生に公表している。また、その際、期末試験を実施した科目については、期末試験の成績分布、出題意図及び評価基準等を、併せて掲示している。

学生に対するこれらの情報開示によって、成績評価の結果についての透明性を高め、客観的に適正な成績評価がされるよう努めている。【解釈指針4-1-1-4】

5 期末試験の実施

本法科大学院においては、期末試験の実施の適正を確保するため、(a)試験に六法の持込みが許可されている場合であっても、持ち込むことのできる六法は、原則として、判例が付されておらず、かつ書込みが一切ないものに限ることや、(b)遅刻者の入室限度を試験開始後30分以内とし、他方で、試験場からの退出は、試験開始後30分以内は一切認めないとする、といった措置を採っている。なお、これらの措置について記載された「法科大学院・期末試験及び成績評価について」という文書を、試験実施前に、必ず掲示しており、このことによって、学生に対する注意事項の周知徹底を図っている。《資料4-1-1-7「法科大学院・期末試験及び成績評価について」参照》

また、本法科大学院においては、交通機関の運休、疾病、その他専攻長がやむを得ないと認める理由により所定の試験を受けられなかった学生に対しては、追試験を行うことが可能である。そのほか、シラバスに明示した成績評価方法によって合格及び不合格の学修の評価を判断することが困難であった場合に限り、再試験を行うことも可能としている。これらの試験を実施するにあたっては、成績評価の適正が確保されるように新たな問題を作成して実施することとしており、期末試験問題との類似性がないことや同程度の難易度であることなど、成績評価において過度に有利又は不利となる事情がないことを審査したうえで実施している。なお、再試験によって合格とされた院生については、学修の評価を2としなければならない、100点法での成績評価は当該授業科目における合格者の最低得点となる点数とする取扱いをしている。

平成25年度以降、追試験9件の申請があり、それぞれ厳格に実施したところである。
《資料4-1-1-8「追試験・再試験の実施要領」、資料4-1-1-9「追試験・再試験に関する規程」、別添資料22「2018年度法科大学院授業担当者の手引き」4～5頁（期末試験について）及び別添資料31「追試験・再試験の実施状況」参照》【解釈指針4-1-1-5】

なお、再試験を実施した例はないが、再試験の実施を決定するにあたっては、再試験を実施する相当の理由、再試験問題の内容及び難易度等、再試験の実施が法科大学院における成績評価の厳正及び公平を害する事情がないことが要件とされており、再試験は期末試験における不合格者の救済措置とはなりえない。また、この再試験実施要件については専攻長が教務委員及び再試験問題審査員の意見を聴取して審査するのであるから、再試験が不合格者の救済措置とはならないことが、手続上も確保されているといえる。《資料4-1-1-9「追試験・再試験に関する規程」参照》【解釈指針4-1-1-6】

《資料4-1-1-7 法科大学院・期末試験及び成績評価について》

法科大学院・期末試験及び成績評価について
（「法科大学院履修案内・授業概要」より抜粋）

平成30年1月9日
法科大学院事務局

1. 期末試験における注意事項

（1）学生受験心得

- ① 試験場へは当該試験科目を履修申請している者に限り、入室することができる。
- ② 試験場への入室は試験開始時点から30分まで認める。開始後30分間は退室できない。
- ③ 試験場の着席について監督者の指示がある場合には、その指示に従うこと。
- ④ 受験に際しては学生証を所持し、試験中机上に提示しておくこと。
- ⑤ 受験に際し、あらかじめ許可されたもの以外のものを使用してはならない。
- ⑥ 答案用紙はいかなる場合も試験場外に持ち出してはならない。
- ⑦ 以上の他、試験場では、すべて監督者の指示に従わなければならない。

（2）試験における不正行為について

試験においてカンニング等の不正行為が行われた場合には、退学を含めた厳正な処分を行う。

（3）追試験について

下記の理由により、所定の試験を受けられなかった学生に対し、追試験が認められる場合がある（必ず認められるものではない）。追試験を希望する場合は、当該試験の実施後3日以内（休日は除く）に、追試験受験申請書及び受験できなかった理由を証明する下記の書類を添えて、事務室に申請すること。

申請理由	添付書類
1. 交通機関の遅延・運休等	遅延・運休証明書
2. 疾病	医師の診断書
3. その他	理由書（やむを得ない理由を詳しく説明したもの）

（4）再試験について

授業担当教員がシラバスに明示した成績評価方法によって合格及び不合格の学修の評価を判断することが困難であった場合に限り、合否判定が困難であった者に対して、再試験が実施される場合がある。再試験の詳細については、掲示その他の方法により連絡を行う。

2. 成績評価

（1）成績評価の基準について

履修科目の合格・不合格の判定は絶対評価により行う。合格者の成績は4段階の相対評価によるものとする。相対評価の割合については、概ね、5を5%、4を35%、3を40%、2を20%とする。

(2) 成績評価に対する不服申し立てについて

成績評価に対し、その修正がされるべきであることを理由づける具体的な理由を提示することができる場合に限り、不服申し立てができる。

なお、不服申し立てを行う場合は、原則として担当教員に事前相談のうえ、成績開示日から14日以内に、成績評価に対する不服申し立て申請書を事務室に提出しなければならない。

《資料 4-1-1-8 追試験・再試験の実施要領》

法科大学院授業担当者の手引き（抜粋）

5. 追試験

交通機関の運休、疾病、その他やむを得ない理由により所定の試験を受けられなかった学生に対しては、専攻長の決定により追試験を行います。

追試験の申請は、試験実施後3日以内（休日は除く。）に、受験できなかった理由を証明する書類を添えて、院生が申請（所定の様式あり）することとなっています。

なお、追試験を実施する場合には、原則として、各学期の追試験・再試験期間に実施することになります。

また、追試験を行う場合には、正規の期末試験を受験することができなかった院生が不当に利益又は不利益を受けることのないよう、新たな問題を作成して、実施をするようにしてください。（詳細は、『法科大学院における授業科目及び学修の評価に関する準則』第5章を参照してください。）

6. 再試験

期末試験における可否判定が困難であると科目担当教員が考える場合、専攻長の決定により再試験の実施が許されることがあります。ただし、再試験の実施はあくまで例外的な措置として認められます。再試験の実施を希望する授業科目担当教員は、当該授業科目の期末試験終了後7日以内に、再試験実施申請書を事務を通じて専攻長に提出してください。

再試験を実施する場合には、原則として、各学期の追試験・再試験期間に実施することになります。

なお、再試験についても、成績評価の適正が確保されるように新たな問題を作成して、実施をするようにしてください。（詳細は、『法科大学院における授業科目及び学修の評価に関する準則』第5章を参照してください。）

（出典：別添資料22「2018年度法科大学院授業担当者の手引き」4～5頁）

《資料 4-1-1-9 追試験・再試験に関する規程》

法科大学院における授業科目及び学修の評価に関する準則（抜粋）

（追試験の実施の可否の決定）

第16条 専攻長は、交通機関の運休、疾病、その他専攻長がやむを得ないと認める理由の根拠となる事実を確認できたときに限り、追試験受験申請を受理し、追試験の実施を決定するものとする。

2 専攻長は、追試験の実施を決定したときは、その旨を速やかに当該授業担当教員に通知するものとする。

3 専攻長は、追試験の実施を決定したときは、専任教員の中から追試験を実施する授業科目が属する分野を専攻する教員又はその隣接分野を専攻する教員1名を追試験問題審査員に任命する。ただし、当該授業担当教員を追試験問題審査員に任命することができない。

4 専攻長は、追試験受験申請を不受理としたときは、速やかに、申請者に対し、担当係を通じてその旨を通知するものとする。

（追試験の問題の決定）

第17条 当該授業担当教員は、前条第2項に掲げる通知を受けたときは、速やかに、追試験の問題を新たに作成し、専攻長に提出しなければならない。

2 追試験の問題の作成に当たって、当該授業担当教員は、期末試験の受験者との公平に配慮しなければならない。

3 専攻長は、追試験の問題を受領したときは、次の各号に掲げる要件について、追試験問題審査委員に審査させるものとする。

(1) 追試験の問題の内容が、過度に期末試験と類似していないこと

(2) 追試験の問題の難易度が、期末試験と同程度であること

(3) その他追試験の受験者が、期末試験の受験者と比して、成績評価において過度に有利又は不利となる事情がないこと

- 4 追試験審査員は、追試験の問題が前項各号に規定される要件を具備するものであるかについて審査を行い、その結果を専攻長に通知するものとする。この場合において、追試験の問題が具備しない要件があるときは、要件を具備しないことの理由を通知するものとする。
- 5 専攻長は、追試験問題審査員から、第3項各号に掲げる要件について、追試験の問題がすべての要件を具備する旨の審査結果の通知を受領したときは、当該問題を追試験の問題とすることを決定し、その旨を当該授業担当教員に通知するものとする。
- 6 専攻長は、追試験問題審査員から、第3項各号に掲げる要件について、追試験の問題が具備しない要件がある旨の審査結果の通知を受領したときは、審査結果を当該授業担当教員に通知し、追試験の問題を再度作成することを命ずるものとする。この場合において、当該授業担当教員が再度作成した問題は、第3項に定める審査に付するものとする。

(再試験の実施の可否の決定)

- 第24条 専攻長は、再試験実施申請書を受領したときは、再試験を実施する授業科目の分野を専攻する教員又はその隣接分野を専攻する教員1名を、再試験問題審査員に任命する。ただし、当該授業担当教員を再試験問題審査員に任命することはできない。
- 2 専攻長は、次の各号に掲げる要件を再試験及びその問題が具備しているかについて、教務委員及び再試験問題審査員の意見を聴取して、審査し、再試験の実施の可否を決定するものとする。
 - (1) 再試験を受験させる院生について、再試験を実施する相当の理由があること
 - (2) 再試験の問題の内容が、過度に期末試験と類似するものでないこと
 - (3) 再試験の問題の難易度が、期末試験と比して易しいものでないこと
 - (4) 再試験の受験者が、それを受験していない院生と比して、成績評価において有利となる事情がないこと
 - (5) その他再試験の実施が、法科大学院における成績評価の厳正及び公平を害する事情がないこと。
 - 3 専攻長は、再試験の実施の可否を決定したときは、速やかに、その旨を当該授業担当教員に通知するものとする。

(出典：別添資料8「法科大学院における授業科目及び学修の評価に関する準則」)

《根拠となる資料・データ》

- ・別添資料1「2018年度法科大学院履修案内・授業概要」
7頁(成績評価)
20～106頁(各授業科目の到達目標等)
- ・別添資料2「平成29年度成績分布データ」
- ・別添資料7「首都大学東京法科大学院規則」第16条(学習の評価)
- ・別添資料8「法科大学院における授業科目及び学修の評価に関する準則」
第10条(合格及び不合格の判定)
第11条(合格者の評価)
第14条(成績評価の方法)
- ・別添資料9「法科大学院における成績評価に対する不服申立てに関する準則」
第3条～第7条
- ・別添資料11「法科大学院における自己点検及び評価に関する準則」
第12条(情報の収集)
- ・別添資料22「2018年度法科大学院授業担当者の手引き」
4～5頁(期末試験について)
6～7頁(成績評価について)
- ・別添資料25「FD会議議事要旨(平成30年3月1日／平成29年度各科目成績分布について)」
- ・別添資料31「追試験・再試験の実施状況」

基準4-1-2

一学年を終了するに当たって学修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度（以下「進級制」という。）が原則として採用されていること。

（基準4-1-2に係る状況）

1 進級制

本法科大学院では、次の進級要件により、進級制を採用している。《資料4-1-2-1「進級要件(1)」及び資料4-1-2-2「進級要件(2)」参照》

ア 3年履修課程

① 1年次から2年次

必修科目 30 単位中、26 単位以上の修得

② 2年次から3年次

必修科目 26 単位中、22 単位の修得

ただし、1年次の必修科目をすべて修得していなければならない。

イ 2年履修課程

1年次から2年次

必修科目 30 単位中、26 単位以上の修得

ただし、単位を修得することができなかった必修科目に単位数4の科目が含まれている場合は、必修科目 30 単位中、24 単位以上の修得が必要。

なお、進級した場合であっても、前年度に単位を修得することができなかった必修科目については、必ず再履修しなければならない《資料4-1-2-3「前年度に単位を修得できなかった必修科目の扱い」参照》。

また、進級できなかった者の当該年度における単位は、相対評価5又は4と評価された科目、合格又は不合格の判定のみを行う科目において合格と判定された科目を除き、すべて修得できなかったものとしているが、相対評価で5ないし4の特に優秀な評価を得た科目、また、合格又は不合格の判定のみを行う科目において合格と判定された科目については、当該科目について学習効果が一定の水準に達したと評価できることから、再履修の必要はないものとみなすこととしている。《資料4-1-2-4「原級留置者の当該年度の単位の扱い」参照》。

以上の進級制の内容は、「履修案内」への記載により、学生に周知されている《資料4-1-2-5「履修案内における進級要件の周知」参照》。【解釈指針4-1-2-1】

なお、現時点では、進級判定に当たってGPAを利用することはしていない。もっとも、1年次から2年次、2年次から3年次への進級にあたって、それぞれ単位を修得することができなかった必修科目が3科目以上ある場合には進級を認めず、しかも4ないし5の評価を得た以外の科目については、すべて再履修させるという厳格な進級要件を課しており、さらに、平成26年度からは、3年履修課程において2年次から3年次に進級するためには、1年次の必修科目をすべて修得していなければならないとする、より厳格な進級要件を課していることから、学習成果が一定水準に達しない学生に対し、履修を制限する制度が厳格に採用されている。【解釈指針4-1-2-2】

また、本法科大学院においては、進級制を採用していることから【解釈指針4-1-2-3】については該当しない。

《資料 4-1-2-1 進級要件(1)》

首都大学東京法科大学院規則（抜粋）

（進級要件）

第19条 法科大学院において進級するためには、以下の各号の区分に従い、それぞれ当該各号に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 3年履修課程1年次から2年次への進級 必修科目26単位以上の修得
- (2) 3年履修課程2年次から3年次への進級 必修科目22単位以上の修得
- (3) 2年履修課程1年次から2年次への進級 必修科目26単位以上の修得

（進級要件の細則）

第20条 大学院学則及び本規則に定めるもののほか、法科大学院の進級に関し必要な事項は、準則により定める。

（出典：別添資料7「首都大学東京法科大学院規則」）

《資料 4-1-2-2 進級要件(2)》

法科大学院における進級要件に関する準則（抜粋）

（3年履修課程の進級要件）

第2条 3年履修課程2年次から3年次に進級するためには、首都大学東京法科大学院規則第19条第1項第2号に定める要件のほか、1年次の必修科目をすべて修得していなければならない。

（2年履修課程の進級要件）

第3条 2年履修課程1年次から2年次への進級に際して、1年次に単位を修得できなかった必修科目に単位数4の科目が含まれている場合は、首都大学東京法科大学院規則第19条第3号中「必修科目26単位以上の修得」とあるのは、「必修科目24単位以上の修得」と読み替えるものとする。

（出典：別添資料10「法科大学院における進級要件に関する準則」）

《資料 4-1-2-3 前年度に単位を修得できなかった必修科目の扱い》

法科大学院における授業科目及び学修の評価に関する準則（抜粋）

（必修科目）

第5条 必修科目とされる授業科目については、第3条に定められた配当年次に、履修をしなければならない。

- 2 必修科目の配当年次に単位を修得することができなかったときは、次年次以降、単位を修得することができるまで、再度、履修をしなければならない。

（出典：別添資料8「法科大学院における授業科目及び学修の評価に関する準則」）

《資料 4-1-2-4 原級留置者の当該年度の単位の扱い》

法科大学院における授業科目及び学修の評価に関する準則（抜粋）

（進級できなかった者の単位の取扱い）

第10条 法科大学院規則第19条に定める進級要件を満たすことができなかった者の当該年度における単位（3年履修課程2年次において再履修となった3年履修課程1年次の必修科目の単位を除く。）については、すべて修得できなかったものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、相対評価の5及び4と評価された授業科目及び合格又は不合格の判定のみを行う授業科目において合格と判定された授業科目については、修得したものとする。

（出典：別添資料8「法科大学院における授業科目及び学修の評価に関する準則」）

《資料 4-1-2-5 履修案内における進級要件の周知》

5. 進級

(1) 進級要件

ア 3年履修課程

1年次から2年次：必修科目 30 単位中 26 単位以上の修得

2年次から3年次：必修科目 26 単位中 22 単位以上の修得

イ 2年履修課程

1年次から2年次：必修科目 30 単位中 26 単位以上の修得

ただし、単位を修得することができなかった必修科目に単位数 4 の科目が含まれている場合は、

必修科目 30 単位中 24 単位以上の修得

なお、進級した場合であっても、前年次に単位を修得することができなかった必修科目については、必ず、再履修しなければならない。また、3年履修課程2年次から3年次に進級するためには、1年次の必修科目をすべて修得していなければならない。

2年連続して進級要件を満たすことができない院生については退学を命ずる。

(2) 進級できなかった者の単位の取扱い

上記の進級要件を満たすことができなかった者の当該年度における単位（3年履修課程2年次において再履修となった3年履修課程1年次の必修科目の単位を除く。）については、すべて修得できなかったものとする。ただし、相対評価の5又は4と評価された授業科目、合格又は不合格の判定のみを行う授業科目において合格と判定された授業科目については、修得したものとする。

（出典：別添資料1「2018年度法科大学院履修案内・授業概要」8頁）

2 命令退学制度

病気休学などの特別の事情がある場合を除き、2年連続して上記進級要件を満たすことができない学生には退学を命ずることとしている。法科大学院における成績が芳しくなく、直接に学修指導等を行ったにもかかわらず、なお成業の見込みのない者に対しては、進級制限ではなく、退学処分を採ることとしたものである。なお、退学を命ずるかについては、個別の事案ごとに、法科大学院の専攻会議で厳正な審議が行われ、学生の成績状況・学修態度等を総合的に考慮して、決定されることとなる。《資料 4-1-2-6「命令退学制度」参照》

この命令退学制度の内容は、「履修案内」への記載により、学生に周知されている《資料 4-1-2-5「履修案内における進級要件の周知」参照》。【解釈指針 4-1-2-1】

《資料 4-1-2-6 命令退学制度》

首都大学東京大学院学則（抜粋）

（入学等）

第17条

2 学長は、次の各号の一に該当する者については、教授会の議を経て、退学を命ずる。

(1) 第14条に定める在学年限を超えた者

(2) 第19条に定める休学期間を超えてなお復学できない者

(3) 法科大学院の学生であって、法科大学院規則に定める進級要件を2年連続で満たすことができない者

3 前項の規定にかかわらず、前項第3号に該当する者について、特別の事情により、教授会で特に認められた場合は、退学を命じないことがある。

《根拠となる資料・データ》

- ・別添資料1「2018年度法科大学院履修案内・授業概要」
8頁（進級要件）
- ・別添資料7「首都大学東京法科大学院規則」
第17条（入学等）
第19条（進級要件）
- ・別添資料8「法科大学院における授業科目及び学修の評価に関する準則」
第5条（必修科目）
第10条（進級できなかった者の単位の取扱い）
- ・別添資料10「法科大学院における進級要件に関する準則」
第2条（3年履修課程の進級要件）
第3条（2年履修課程の進級要件）

4-2 修了認定及びその要件

基準4-2-1：重点基準

法科大学院の修了要件が、次の各号を満たしていること。

- (1) 3年(3年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限)以上在籍し、93単位以上を修得していること。

この場合において、次に掲げる取扱いをすることができる。

- ア 教育上有益であるとの観点から、他の大学院(他の専攻を含む。)において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

ただし、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあつては、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

- イ 教育上有益であるとの観点から、当該法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、アによる単位と合わせて30単位(アのただし書により30単位を超えてみなす単位を除く。)を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

また、上記に定めるところにより、当該法科大学院に入学する前に修得した単位(学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を当該法科大学院において修得したものとみなす場合であつて当該単位の修得により当該法科大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案し、1年を超えない範囲で当該法科大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

- ウ 当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者(以下「法学既修者」という。)に関して、1年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、アとイによる単位と合わせて30単位(アのただし書により30単位を超えてみなす単位を除く。)を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすこと。

ただし、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあつては、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

- (2) 次のアからカまでに定める授業科目につき、それぞれアからカまでに定める単位数以上を修得していること。ただし、3年未満の在学期間での修了を認める場合には、当該法科大学院において、アからウまでに定める授業科目について合計18単位以上並びにエからカに定める授業科目についてそれぞれエからカに定める単位数以上を修得していること。

なお、入学時に既に十分な実務経験を有する者であつて、当該法科大学院において実務経験等を評価した上で適当と認められる場合には、カに属

する授業科目のうち当該実務経験等に相当すると認められるものに代えて法律基本科目の履修を認め、これによる単位数を力に定める単位数に算入することができる（算入することのできる単位数は4単位を上限とする。）。

ア 公法系科目	8単位
イ 民事系科目	24単位
ウ 刑事系科目	10単位
エ 法律実務基礎科目	10単位
オ 基礎法学・隣接科目	4単位
カ 展開・先端科目	12単位

（3）法律基本科目以外の科目の単位を、31単位以上修得していること（なお、（2）において力に算入した法律基本科目の単位数は、この号に関する限り、展開・先端科目の単位数と読み替える。）。

（基準4-2-1に係る状況）

本法科大学院の修了要件は、3年履修課程・2年履修課程のそれぞれにつき下記1及び2のとおりであり、上記基準に適うものである。なお、これらの修了要件は、首都大学東京大学院学則及び首都大学東京法科大学院規則に明確に規定されているものであり、また、履修案内等によって、学生に周知徹底を図っている《資料2-1-1-1「2018年度カリキュラム」、資料4-2-1-1「修了要件」及び別添資料1「2018年度法科大学院履修案内・授業概要」9～10頁（修了要件）・14～15頁（2018年度カリキュラム）参照》。

1 修了に必要な単位数

3年履修課程 97単位

2年履修課程 71単位

なお、2年履修課程については、3年履修課程1年次に配置されている「憲法1」、「憲法2」、「民法1」、「民法2」、「民法3」、「民法4」、「法学入門演習」、「民事法入門演習」、「民事訴訟法1」、「刑法1」、「刑法2」、「刑法3」、「刑事訴訟法」の計13科目（26単位分）について、修得済みとみなしているため、3年履修課程に比して、修了に必要な単位数が少なくなっているところである。

2 修了に必要な単位の内訳

（1）必修科目（「首都大学東京法科大学院規則」第14条）

ア 法律基本科目：必修54単位

（ア）公法系科目：必修10単位（下記5科目）

（憲法1、憲法2、行政法、行政法総合1、憲法総合1）

（イ）民事系科目：必修34単位（下記17科目）

（民法1、民法2、民法3、民法4、法学入門演習、民事法入門演習、民法総合1、民法総合2、民法総合3、民法総合4、商法1（※）、商法2（※）、商法総合1、商法総合2、民事訴訟法1、民事訴訟法総合1、民事訴訟法総合2）

※2年履修課程については、商法1、商法2に相当する科目として商法（4単位）を履修

（ウ）刑事系科目：必修14単位（下記7科目）

(刑法1、刑法2、刑法3、刑法総合1、刑法総合2、刑事訴訟法、刑事訴訟法総合1)

イ 法律実務基礎科目：必修6単位（下記3科目）

(ア) 民事訴訟実務の基礎

(イ) 刑事訴訟実務の基礎

(ウ) 法曹倫理

(2) 選択必修科目

ア 基礎法学・隣接科目

4単位以上の履修が必要（「首都大学東京法科大学院規則」第21条第1号）

イ 展開・先端科目

12単位以上の履修が必要（「首都大学東京法科大学院規則」第21条第2号）

ウ 選択科目として開講される法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目

25単位以上の履修が必要（「首都大学東京法科大学院規則」第21条第3号）

エ 選択科目として開講される法律実務基礎科目

4単位以上の履修が必要（「首都大学東京法科大学院規則」第21条第4号）

このように本法科大学院の修了要件は、「基準4-2-1(2)」に適合するものとなっている。また、「基準4-2-1(3)」についても、選択必修科目として、上記(2)ウによって、法律基本科目以外の科目から31単位以上（法律実務基礎科目の必修単位たる6単位と上記(2)ウの25単位を合計したものである。）履修することとなっている。なお、当然のことであるが、本法科大学院において、法律基本科目以外に分類された科目の中に、実質的な内容が法律基本科目に当たるものはない。

また、入学前に他の法科大学院において修得した単位の認定については、3年履修課程は10単位、2年履修課程は2単位を上限として認める規定を設けているが、これまでの認定は3科目6単位のみである《資料4-2-1-2～3「入学前の既修得単位の認定に関する規程」参照》。

なお、本法科大学院においては、法学既修者（本法科大学院において必要とされる法学の基礎的な知識を有すると認められる者。）の認定を受けた者について単位を修得したとみなす単位は後述のとおり26単位であることから、【解釈指針4-2-1-1】については該当しない。

また、修了判定においてGPA制度を導入していないことから、【解釈指針4-2-1-2】については該当しない。

十分な実務経験を有する者について、実務経験に相当する展開・先端科目に代えて法律基本科目の履修を認める取扱いは、本法科大学院においては行っていないことから、【解釈指針4-2-1-3】【解釈指針4-2-1-4】【解釈指針4-2-1-5】についても該当しない。

《資料 4-2-1-1 修了要件》

首都大学東京大学院学則（抜粋）

（法科大学院の修了要件）

第34条 法科大学院3年履修課程の学生は、3年の在学期間を満たし、正規の授業を受け、3年履修課程所定の授業科目（必修科目64単位を含む。）97単位以上を修得しなければならない。

2 法科大学院2年履修課程の学生は、第13条第2項及び第3項に定めるもののほか、2年の在学期間を満たし、正規の授業を受け、2年履修課程所定の授業科目（必修科目38単位を含む。）71単位以上を修得しなければならない。

3 前2項の必修科目については、法学政治学研究科長が別に定める。

首都大学東京法科大学院規則（抜粋）

（修了要件）

第21条 法科大学院を修了するためには、大学院学則第34条第1項及び第2項に定める要件のほか、以下に掲げる要件を満たさなければならない。

(1) 基礎法学・隣接科目に区分される授業科目の4単位以上の修得

(2) 展開・先端科目に区分される授業科目の12単位以上の修得

(3) 選択科目として開講される実務基礎科目、基礎法学・隣接科目又は展開・先端科目に区分される授業科目の25単位以上の修得

(4) 選択科目として開講される実務基礎科目に区分される授業科目の4単位以上の修得

（出典：別添資料7「首都大学東京法科大学院規則」）

《資料 4-2-1-2 入学前の既修得単位の認定に関する規程①》

首都大学東京学則（抜粋）

（入学前の既修得単位等の認定）

第45条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学（外国の大学又はこれに相当する高等教育機関を含む。）において履修した授業科目について修得した単位（大学設置基準第31条に定める科目等履修生として修得した単位を含む。）を、別に定めるところにより、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 （省略）

3 前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第43条及び前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

首都大学東京大学院学則（抜粋）

（他の大学院における授業科目の履修等）

第28条 他の大学院等における授業科目の履修及び入学前の既修得単位の認定については、（中略）第45条第1項及び第3項の規定を準用する（中略）。

2 （中略）第45条第3項中「60単位」とあるのは、法科大学院3年履修課程は「10単位」、法科大学院2年履修課程は「2単位」と読み替えるものとする。

《資料 4-2-1-3 入学前の既修得単位の認定に関する規程②》

入学前の既修得単位の認定に関する準則（抜粋）

（単位認定の範囲）

第2条 単位認定は、学則第45条第3項及び大学院学則第28条第2項に定める範囲内において、教育上有益かつ当該学生の学力が相当と認められる場合に限り行うものとする。

2 単位認定を行う科目は、本学以外の大学院で修得した法学関係以外の授業科目のみとする。

（単位認定の申請）

第3条 単位認定を受けようとする学生は、入学した年度の4月末日までに、別記様式による申請書及び成績証明書その他必要な書類を教務担当係に提出しなければならない。

（認定に関する協議）

第4条 社会科学研究科法曹養成専攻長（以下「専攻長」という）は、前条の規定による申請があったときは、教務委員及び当該申請科目の担当教員に通知し、三者による単位認定の可否に関する協議を行うものとする。

（内申）

第5条 専攻長は、前条に規定する協議の結果に基づき、専攻会議の議を経て、単位認定の可否を学長に内申するものとする。

《根拠となる資料・データ》

・別添資料1「2018年度法科大学院履修案内・授業概要」

9～10頁（修了要件）

14～15頁（2018年度カリキュラム）

・別添資料7「首都大学東京法科大学院規則」

第14条（必修科目）及び第21条（修了要件）

基準4－2－2

修了の認定に必要な修得単位数は、102単位が上限とされていること。ただし、基準2－1－5のただし書による単位数については、102単位の上限を超えることができる。

（基準4－2－2に係る状況）

本法科大学院において修了の認定に必要な修得単位数は、前述のとおり、3年課程で97単位、2年課程で71単位である。《資料4-2-1-1「修了要件」参照》

《根拠となる資料・データ》

- ・別添資料7「首都大学東京法科大学院規則」第21条（修了要件）

4-3 法学既修者の認定

基準4-3-1：重点基準

法科大学院が、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有する者であると認める（法学既修者として認定する）に当たっては、適切に法律科目試験が実施されるとともに、その他の教育上適切な方法がとられていること。

（基準4-3-1に係る状況）

法学既修者（本法科大学院において必要とされる法学の基礎的な知識を有すると認められる者）の認定を受けた者は、本法科大学院に入学した時点で1年間在学したものとみなされ、2年間で課程を修了する。《資料4-3-1-1「法学既修者の認定」参照》

《資料4-3-1-1 法学既修者の認定》

首都大学東京大学院学則（抜粋）

（法学既修者）

第13条 法学政治学研究科長は、法科大学院において必要とされる法学の基礎的な知識を有すると認められる者を法学既修者として認定する。

2 法学既修者は、法科大学院において既に1年間在学したものとみなし2年履修課程に受入れる。その他の者は、3年履修課程に受入れるものとする。

3 法学既修者は、法科大学院において修得を必要とする単位のうち、26単位を既に修得したものとみなす。

この法学既修者の認定については、下記の措置によって、その適性さが確保されている。

1 法学既修者の入学選抜試験

本法科大学院における法学既修者認定は、入学者選抜において行われている。すなわち、本学では、3年履修課程と2年履修課程のそれぞれについて入学者選抜を行っており、2年履修課程の入学者選抜において法律科目（憲法、民法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法）の試験を課している。このうち、憲法、民法、刑法については論述式での試験、また、民事訴訟法及び刑事訴訟法については短答式での試験を行っており、受験者の法学の能力を判断するために適切なものとなっている。問題内容についても、「法科大学院における入学試験実施に関する準則」第4条に定めるとおり、2回以上の出題者会議による審査を行うことによって、その適正を確保している。《資料4-3-1-2「入試問題の決定」及び別添資料34「2018年度（平成30年度）学生募集要項」7～8頁（第2次選抜）参照》

また、これら法律科目試験については、各科目試験に最低基準点を設定しており、最低基準点を下回る場合は不合格にし、法学既修者としての認定の適正さを確保している。

【解釈基準4-3-1-2】

さらに、採点に当たっては匿名性を確保する措置（試験終了後の答案用紙については、採点者の手に渡る以前に、答案氏名欄を参照することができないよう厳封されており、匿名性が確保される）も採っている。

以上のように、入学者選抜によって法学既修者認定を行うことで、入学試験の「公平性」、「開放性」、「多様性」（この点については、第6章を参照。）が、そのまま法学既修者認定にも反映されるようにしている。【解釈指針4-3-1-1】

本学における入学者選抜においては、常に、受験資格を有するすべての人に対して、公平な入学者選抜を受ける機会を与えるよう努めており、特定の属性を有する者（例えば、本学の出身者）を区別して取り扱うといったことは行っておらず、当然のことではあるが、本学の出身者を有利とする措置は一切講じていない。例えば、入試問題の作成にあたって、前年度及び当該年度前期に実施された学部における各科目期末・中間試験の出題内容との重複の有無につき、学部担当教員に確認を行っており、本学の出身者が有利とならないよう措置している。実際、本法科大学院の入学者の中で、本学出身者は多くとも年7名に止まっており、このことも、入学者選抜の公平性、開放性、多様性を示すものである。

【解釈指針4-3-1-5】

《資料 4-3-1-2 入試問題の決定》

法科大学院における入学試験実施に関する準則（抜粋）

（入試問題の決定）

第4条 入学試験における問題（以下「入試問題」という。）は、次に掲げる要件のすべてを具備しなければならない。

- 一 法科大学院の入学資格を有するすべての志願者に対して入学者選抜を受ける公正な機会を確保する問題であること。
- 二 2年履修課程の入試問題については、法科大学院において必要とされる法学の基礎的な知識を有すると認められるか否かを判定することを目的とした内容の問題であること。
- 三 3年履修課程の入試問題については、法学の知識によって評価を決定する問題でないこと。
- 2 入試問題は、専攻会議により選出された教員（以下「出題者」という。）が原案を作成し、出題者のみにより構成される会議（以下「出題者会議」という。）に上程した上、出題者会議が審査して決定する。
- 3 出題者会議は、2回以上の審査を実施しなければ当該年度の入試問題を決定することができない。

（出典：別添資料12「法科大学院における入学試験実施に関する準則」）

2 法学既修者のみなし修得単位

前述したとおり、法学既修者として2年履修課程に入学する者は、「憲法1」、「憲法2」、「民法1」、「民法2」、「民法3」、「民法4」、「法学入門演習」、「民事法入門演習」、「民事訴訟法1」、「刑法1」、「刑法2」、「刑法3」、「刑事訴訟法」の計13科目（26単位分）について単位を修得したものとみなしている。これらの科目は、例外なく、2年履修課程の法律科目試験の対象となっている分野に対応する授業科目に限られている。【解釈指針4-3-1-3】

なお、3年履修課程1年次に配当される必修の法律基本科目については、上記13科目のほか、「行政法」（2単位）、「商法1」（2単位）が配当されているが、これらの科目は、2年履修課程入学者選抜における法律科目試験となっていない行政法及び商法の分野に係る科目であることから、履修免除は行わずに、2年履修課程1年次に履修することとしている。（「商法1」については、3年履修課程2年次に配当される必修の法律基本科目である「商法2」（2単位）とあわせて、「商法」（4単位）として履修する。）

【解釈指針4-3-1-4（1）イ】

また、法学既修者としての認定は、2年履修課程入学者選抜における法律科目試験のみによって行っており、【解釈指針4-3-1-6】は問題とならない。

さらに、3年履修課程の学生は、これらの13科目について1年次に履修を行うものである。したがって、2年履修課程の学生について、標準修業年限の3年から1年間の在学年限の短縮を認めることは、当然に適正なものである。【解釈指針4-3-1-7】

《根拠となる資料・データ》

- ・別添資料 12 「法科大学院における入学試験実施に関する準則」
第4条（入試問題の決定）
- ・別添資料 34 「2018 年度（平成 30 年度）学生募集要項」
7 ～ 8 頁（第2次選抜）

2 特長及び課題等

1 特長

本学の成績評価に関する優れた点としては、成績評価の透明性が、非常に高いレベルで制度的に確保されていることである。教員間で、成績評価割合を明確に定め（法科大学院における授業科目及び学修の評価に関する準則で明確に定めている。）、成績評価分布の相互的な確認を行っていることは勿論のこと、学生に対しても、原則として全科目の成績評価の分布を開示し、特に、成績評価の基本となる期末試験については、少なくとも出題意図・評価基準・期末試験の評価分布を示すこととしており、これによって成績評価の透明性を図っている。さらに、成績評価に不服のある学生に対しては、不服申立てを認め、授業担当教員に専攻長・教務委員を加えた三者で審議することによって、成績評価が客観的に適正であることを確保している。

上記のような成績評価の透明性を推進することを基礎として、その他の措置、例えば、期末試験の採点の匿名性の確保等の措置を採ることによって、本法科大学院は、高いレベルで成績評価の適正を確保しており、この点は、本法科大学院の優れた点として挙げられる。

2 課題等

特に改善を要する点はないが、本法科大学院においては、引き続き専攻会議・FD会議の場を活用し、適切な成績評価・修了認定を実施するよう努めていく。

また、修了要件及び進級要件において、現在はGPA制度を導入していない。現行の要件も厳格な成績評価を実践するものではあるが、GPAの活用方法等について、今後検討を行っていく必要がある。

第5章 教育内容等の改善措置

1 基準ごとの分析

5-1 教育内容等の改善措置

基準5-1-1

教育の内容・方法等の改善を図るための研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われていること。

(基準5-1-1に係る状況)

本法科大学院においては、教育の内容及び方法の改善を図るため、FD委員長が中心となり、その研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われている。

具体的には、以下のとおりである。

1 FD会議

8月を除き毎月1回第一木曜日に、法科大学院の全授業担当教員を構成員とするFD会議を開催し、そこで教育改善に関する事項を審議・決定することによって、教育内容の改善等を組織的かつ継続的に実施している。なお、このFD会議を運営するFD委員会の委員は、(a)専攻長、(b)専攻長が任命したその他の教員によって構成され、教務委員等とも連携をとりつつ、法科大学院における教育改善等の継続的な検討を行っている《資料5-1-1-1「FD会議の設置」及び資料5-1-1-2「平成29年度FD会議の開催状況」参照》。

【解釈指針5-1-1-4】

《資料5-1-1-1 FD会議の設置》

首都大学東京法科大学院規則（抜粋）

(FD会議の設置)

第8条 法科大学院に、ファカルティディベロップメント会議（以下「FD会議」という。）を置く。

(FD会議の構成)

第9条 FD会議は、法科大学院における授業科目を担当する教員をもって構成する。

2 FD会議の議長は、専攻長とする。

(FD会議の職務)

第10条 以下の各号に掲げる事項は、FD会議が審議し、専攻長が決定するものとする。

(1) 法科大学院における教育改善に関する事項

(2) その他法科大学院におけるファカルティディベロップメントに関するすべての事項

2 第5条第1項各号に該当する事項に関するFD会議の決定は、専攻会議の承認を受けなければ、その効力を生じない。ただし、当該審議がされたFD会議において法科大学院専任教員が異議を申し立てなかったときは、この限りでない。

(出典：別添資料7「首都大学東京法科大学院規則」)

法科大学院における委員会等に関する準則（抜粋）

(FD委員会の設置)

第6条 法科大学院に、法科大学院ファカルティディベロップメント委員会（以下「FD委員会」という。）を置く。

(FD委員会の職務)

第7条 FD委員会は、以下の各号に掲げる事項を職務とする。

- (1) 法科大学院規則第10条に定めるFD会議の運営に関する事項
- (2) 授業評価に関する事項
- (3) その他法科大学院のファカルティディベロップメントに関するすべての事項

(FD委員会の構成)

第8条 FD委員会は、以下の各号に掲げる者によって構成する。

- (1) 専攻長
- (2) 専攻長が任命したその他の教員

2 FD委員会は、専攻長を委員長とする。

(出典：別添資料13「法科大学院における委員会等に関する準則」)

なお、FD会議は、次のとおり、大きく分けて二つの機能を果たしている。

まず1点目は、教育内容の改善に関する検討を行う点である。

毎年、9月頃から翌年度カリキュラムの全体構成の検討を開始するとともに、各授業科目の配当年次や科目区分が適当であるか、シラバスの内容が適切であるか等の検討を行っている。また、各学年における学生の理解度や習熟度についての議論も逐次なされ、授業科目間の連携や授業内容の相互調整、授業科目の新規開講等に反映されている。これらの具体例としては、法律実務科目の充実を目的とした「民事裁判演習」の新設（平成26年度）、法学未修者に対する教育の充実を目的とした「法学入門演習」及び「民事法入門演習」の新設、法律基本科目の充実を目的とした「刑事訴訟法演習」の新設（以上、平成27年度）、2年履修課程入学者選抜における法律科目試験見直しに伴うカリキュラムの見直し（平成28年度）等が挙げられる。

また2点目は、教育方法の改善に関する検討を行う点である。

会議では、教員が自己の授業方法や学生の受講の様子などを逐次報告し、教育方法の改善のための情報交換がなされている。そこでは、二人ずつのグループを形成しプレゼンテーションを行わせる方法、学生をいくつかのグループに分け事前に討論をさせてから授業を行う方法など、授業の進め方や学生相互間の討論を導き出すための様々な試みが提示されるとともに、出席者の5分の1以上に指名して発言させることや、予習・復習を適切に指示することなど、教育方法の確認及び徹底も図られている。また、FD会議において各授業科目の成績評価データを共有することにより成績評価の適正を図るようにしているほか、シラバスの記入方法や、授業で使用する教科書及び参考書の選定等も議論されている。

さらには、以上のFD会議の他にも、同一分野の科目を担当する教員間での授業内容改善等に関する議論も適宜行っているところであり、そうした情報はFD会議に報告されている。《資料5-1-1-2「平成29年度FD会議の開催状況」参照》【解釈指針5-1-1-1】【解釈指針5-1-1-4】

《資料 5-1-1-2 平成 29 年度 F D 会議の開催状況》

日付	参加者数	議題等
4 月 6 日	11 名	「第 3 回共通到達度確認試験試行試験の結果について」「授業相互見学調査について」「履修相談会について」等
5 月 11 日	12 名	「履修相談会の実施結果について」「授業相互見学の実施報告について」「第 3 回共通到達度確認試験試行試験の結果（確定）について」等
6 月 1 日	12 名	「前期末試験調査について」等
7 月 6 日	12 名	「授業相互見学の実施報告について」「前期授業科目の成績登録について」「後期授業科目の教科書・参考書について」「前期末試験時間割について」「平成 30 年度開講科目希望調査について」等
9 月 7 日	13 名	「授業相互見学の実施報告について」「追試験の実施について」「学生の前期成績について」「平成 30 年度カリキュラムについて」「平成 30 年度学年暦について」「学生アンケート結果について」等
10 月 5 日	12 名	「成績不振者との面談について」「平成 30 年度カリキュラムについて」等
11 月 2 日	11 名	「平成 30 年度時間割について」「平成 30 年度履修案内・授業概要（シラバス）の作成について」等
12 月 7 日	9 名	「後期末試験調査について」等
1 月 4 日	12 名	「平成 29 年度後期末試験時間割について」「平成 30 年度時間割について」「平成 30 年度履修案内・授業概要（シラバス）について」
2 月 1 日	11 名	「授業相互見学の実施報告について」「平成 30 年度時間割について」「後期授業科目の成績登録について」「科目履修説明会について」「法情報調査・新入生ガイダンスについて」
3 月 1 日	14 名	「授業相互見学の実施報告について」「2018 年度時間割について」「後期学生アンケートについて」「授業担当者の手引きについて」「平成 29 年度各科目成績分布について」

2 研修及び研究の実施

（1）学内研修

本法科大学院では、「法科大学院における教員間の授業相互見学に関する準則」に基づき、各専任教員が他の教員が実施する授業を見学する制度を設けている。見学した授業については、「授業見学報告書」にてその内容を報告することとされ、授業の方法や内容を改善するための情報が蓄積されている（同準則第 10 条）。また、授業を見学した教員は、見学後に開催される F D 会議において授業見学結果を報告することとなっており（同準則 11 条）、授業見学の成果を教員間で共有している。《資料 5-1-1-3「教員間の授業相互見学に関する規程」及び資料 5-1-1-4「授業相互見学の実施状況」参照》【解釈指針 5－1－1－2】

《資料 5-1-1-3 教員間の授業相互見学に関する規程》

法科大学院における教員間の授業相互見学に関する準則(抜粋)	
(授業の見学)	
第2条 法科大学院のすべての科目の担当教員(以下「教員」という。)は、本準則に基づき、法科大学院で開講されているすべての科目の授業を見学することができる。	
2 法科大学院の専任教員は、少なくとも毎年度1回は、本準則に基づく授業見学を行わなければならない。	
(様式の提出)	
第10条 授業見学を行った教員は、授業見学後、速やかに、別記様式による授業見学報告書を、担当係に対して提出しなければならない。	
2 担当係は、授業見学実施日から14日を経過しても授業見学報告書を提出しない教員に対して、報告書提出の催告を行うものとする。	
3 前項に定める催告がされた後、7日以内に授業見学報告書が提出されない場合は、当該授業見学は行われなかったものとみなす。	
(FD会議への報告)	
第11条 授業見学を行った教員は、原則として、見学後に開催されるFD会議において、授業見学についての報告を行うものとする。	
(出典：別添資料14「法科大学院における教員間の授業相互見学に関する準則」)	

《資料 5-1-1-4 授業相互見学の実施状況》

年度	日付	見学者(専門分野)	見学科目
27	4月20日	峰ひろみ(刑事訴訟法)	民法総合1
	4月29日	富井幸雄(憲法)	民法総合3
	5月13日	三代川三千代(民法)	民法総合3
	6月11日	徳本広孝(行政法)	模擬裁判
	6月13日	木村光江(刑法)	模擬裁判
	6月26日	三代川三千代(民法)	刑法総合1
	7月17日	手賀寛(民事訴訟法)	行政法総合1
	11月10日	三代川三千代(民法)	民事訴訟実務の基礎
28	4月27日	峰ひろみ(刑事訴訟法)	憲法総合1
	5月12日	小西慶一(民事訴訟法・裁判実務)	民法総合4
	6月9日	徳本広孝(行政法)	模擬裁判
	6月26日	三代川三千代(民法)	刑事訴訟実務の基礎
	1月18日	石崎泰雄(民法)	会計学
29	4月27日	峰ひろみ(刑事訴訟法)	民事裁判と事実認定
	5月16日	三代川三千代(民法)	商法総合2
	6月1日	小西慶一(民事訴訟法・裁判実務)	模擬裁判
	6月17日	木村光江(刑法)	模擬裁判
	6月17日	手賀寛(民事訴訟法)	模擬裁判
	7月4日	堀田周吾(刑事訴訟法)	民事訴訟法総合1
	7月11日	門脇雄貴(行政法)	刑事訴訟法総合1
	1月5日	深津健二(経済法)	租税訴訟実務の基礎
	1月15日	富井幸雄(憲法)	刑法総合2
	1月18日	石崎泰雄(民法)	刑法演習

(2) 学外研修

本法科大学院専任教員は、下記のような学外研修会に参加し、法科大学院における講義・教育の改善のための参考にしている。《資料 5-1-1-5「研修の参加状況」参照》

また、参加者はその都度、FD会議にて研修会の概要やそこで得た成果を報告している。

【解釈指針 5-1-1-2】

《資料 5-1-1-5 研修の参加状況》

日付	内容	場所	参加者
平成 25 年 9 月 10 日	法科大学院協会主催「刑事系教員研修」	司法研修所	峰ひろみ教授
平成 27 年 2 月 24 日	司法研修所主催「平成 26 年度法律実務教育研究会（第 2 回）」	司法研修所	木村光江教授
平成 26 年 9 月 10 日	国際センター主催「大学教員のための英語の授業の研修」	カリフォルニア大学フラトン校	富井幸雄教授
平成 27 年 8 月 28 日	大学設置基準協会主催「法科大学院認証評価の研修」	大学設置基準協会	富井幸雄教授
平成 29 年 2 月 1 日	東京地方裁判所損害賠償請求訴訟の最先端を考える会主催「契約責任における賠償範囲—債権法改正の議論を契機に」	東京地方裁判所	我妻学教授
平成 29 年 2 月 24 日	東京簡易裁判所司法委員懇話会連合会主催合同研修会「交通事故訴訟」	日比谷図書館	我妻学教授
平成 29 年 7 月 29 日	日本学術会議主催公開シンポジウム「法科大学院時代の法曹養成・研究者養成の課題と展望」	日本学術会議講堂	峰ひろみ教授
平成 29 年 9 月 5 日	東京地方裁判所損害賠償請求訴訟の最先端を考える会主催「相当程度の可能性について」	東京地方裁判所	我妻学教授
平成 30 年 2 月 23 日	東京簡易裁判所司法委員懇話会連合会主催合同研修会「医療訴訟を通じて見えてきたもの」	日比谷図書館	我妻学教授

(3) 講義評価アンケートの実施

法科大学院開設以来、全科目・全教員を対象とする学生授業評価アンケートを前期末及び後期末に実施し、多くの学生（平成 29 年度の回収率 77.4%）が回答している。

このアンケートは、FD委員長を中心としたFD委員が検討し、FD会議で審議のうえ決定した様式によっており、基本的な内容は、①個別の授業評価（各項目毎の5点評価）＋自由記載、②カリキュラムに関する自由記載、③学生生活全般に関する自由記載からなる。《別添資料 32「首都大学東京法科大学院の教育等に関するアンケート調査」参照》

アンケート結果における共通事項については、FD会議・専攻会議の場で情報交換・意見調整を行い、その結果を学生に公表するとともに、合理的な指摘には対応している。また、科目ごと・教員ごとの結果については、法曹養成専攻長が全体を把握し、FD委員長も兼ねた法曹養成専攻長から各教員に結果を伝え、要改善事項等について個別に指摘・指導を行い、教員の講義の改善に活かされている。《別添資料 33「平成 29 年度後期学生アンケートの要望と回答一覧」参照》【解釈指針 5-1-1-2】

3 教員間の相互連携

本法科大学院においては、以下のような活動を行うことによって、実務家教員と研究者教員の相互的な情報交換・知見の充実を図っているところである。

(1) F D会議

毎月1回のF D会議において、実務家教員と研究者教員との間で情報交換・相互助言が行われることが、本法科大学院における実務家教員の教育上の経験確保・研究者教員の実務上の知見の確保の柱となっている。【解釈指針5-1-1-3】

(2) 授業相互見学

専任教員による授業の相互見学が実施されており、実務家教員が研究者教員の授業を見学したり、研究者教員が実務家教員の授業を見学したりする例が、複数存在する。《資料5-1-1-4「授業相互見学の実施状況」参照》【解釈指針5-1-1-3】

(3) その他

刑事系分野では、研究者教員と実務家教員が相互協力してケースブックを公刊しており（『ケースブック刑事訴訟法』（弘文堂）、『ケースブック刑法』（弘文堂）を木村教授・峰教授・星教授・堀田准教授が共同執筆）、集団で教材研究を徹底して行なうなかで、良好な補完関係を構築し、教育上の相乗効果を上げている【解釈指針5-1-1-3】

《根拠となる資料・データ》

- ・別添資料7「首都大学東京法科大学院規則」第8～10条（F D会議）
- ・別添資料13「法科大学院における委員会等に関する準則」
第6～8条（F D会議）
- ・別添資料14「法科大学院における教員間の授業相互見学に関する準則」
- ・別添資料32「首都大学東京法科大学院の教育等に関するアンケート調査」
- ・別添資料33「平成29年度後期学生アンケートの要望と回答一覧」

2 特長及び課題等

1 特長

本法科大学院の優れた点は、以下の三点に要約できる。

第一に、全専任教員及び講義担当教員が参加して行うFD会議を毎月開催している点は、教育内容の改善措置として極めて高く評価できるものと思われる。これにより、学生の教育上の要望に対する迅速な対応、恒常的な実務家教員と研究者教員のコミュニケーションが可能になっている。また、各教員が参加した学外シンポジウム・研修の内容についても、その次の月のFD会議で報告され、全教員に対し情報が提供されている。

第二に、授業相互見学制度も、高い評価に値するものと思われる。制度発足以降、専任教員が他の教員の授業を見学し、その内容をFD会議で報告することによって、相互に良い刺激を与え合っている。

第三に、講義評価アンケートの回収率が高く、正確かつ有益な教育内容改善の端緒を提供している点も高い評価に値すると思われる。

2 課題等

特に改善を要する点はないが、本法科大学院においては、毎月開催されるFD会議・専攻会議を活用し、引き続き、教育内容・方法の向上に向け、組織的に取り組んでいく。

第6章 入学者選抜等

1 基準ごとの分析

6-1 入学者受入

基準6-1-1

法科大学院は、公平性、開放性及び多様性の確保を前提として、各法科大学院の教育の理念及び目標に照らして、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）を設定していること。

（基準6-1-1に係る状況）

1 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）の策定

本法科大学院の入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）では、教育の理念として、「首都大学東京法科大学院の理念は、東京をはじめとする大都市の抱える複雑な問題に対して、それを解決する能力を有する法曹を養成することです。首都東京は、大小の企業が多数存在し、東京都をはじめとする公共団体も集積しており、世界的に見ても極めて特徴的な大都市です。このような巨大都市東京における企業活動、公益活動、さらには国際的な領域での活動など、現代社会の法律的課題に対応することのできる高度な能力を備えた法曹の養成を目指しています。」と掲げている。また、求める学生像を「首都大学東京法科大学院の理念に基づき、複雑な社会現象に高い関心を示し、それを的確に把握したうえで分析・判断するための論理的思考力を有するとともに、それを的確に表現することのできる人」とし、さらに、入学者に求める能力として、「社会現象への関心」、「社会現象を的確に把握・分析・判断する論理的思考力」、「自己の思考を的確に表現することができる能力」の3点を示している。また、入学者選抜におけるその評価方法も示している。

以上のように、本法科大学院における入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）は、入試の公平性・開放性・多様性に適合する入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）であるといえる。《資料6-1-1-「首都大学東京大学院法学政治学研究科法曹養成専攻入学者受入方針」参照》

《資料 6-1-1-1 首都大学東京大学院法学政治学研究科法曹養成専攻入学者受入方針》

1 理念

首都大学東京法科大学院の理念は、東京をはじめとする大都市の抱える複雑な問題に対して、それを解決する能力を有する法曹を養成することです。

首都東京は、大小の企業が多数存在し、東京都をはじめとする公共団体も集積しており、世界的に見ても極めて特徴的な大都市です。

このような巨大都市東京における企業活動、公益活動、さらには国際的な領域での活動など、現代社会の法律的課題に対応することのできる高度な能力を備えた法曹の養成を目指しています。

2 求める学生像

首都大学東京法科大学院の理念に基づき、複雑な社会現象に高い関心を示し、それを的確に把握したうえで分析・判断するための論理的思考力を有するとともに、それを的確に表現することのできる人

3 入学者に求める能力

- (1) 社会現象への関心
- (2) 社会現象を的確に把握・分析・判断する論理的思考力
- (3) 自己の思考を的確に表現することができる能力

4 入学者に求める能力の評価方法

＜3年履修課程＞

入学者選抜では、第1次選抜（小論文試験）、第2次選抜（口頭試問及び書類審査）を通じて、上記能力について、総合的に評価します。

＜2年履修課程＞

入学者選抜では、第1次選抜（論述及び短答式試験）、第2次選抜（口頭試問及び書類審査）を通じて、上記能力について、総合的に評価します。

2 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）等の公表

入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）については、本法科大学院のウェブサイトや学生募集要項によって公表し、入学者選抜に関する説明会等においても、説明を行っているものである《資料 6-1-1-2「首都大学東京法科大学院ウェブサイト（教育理念・アドミッション・ポリシーの紹介）」及び資料 6-1-1-3「2018 年度入試説明会の日程及び配布資料」参照》。

また、入学志願者に対しては、上記入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）のほか、ウェブサイトやパンフレット、入学者選抜に関する説明会等を通じて、入学者選抜の方法、教育課程及び教育方法、教員組織、学生支援制度、入試に関する Q & A 等の情報を公表しているほか、基準 1 1－2－1 に定める事項を記載した法科大学院の年次報告書を作成・公表しており、これらの方法により、本学を受験するか否かの判断のための十分な材料を提供している。《別添資料 5「首都大学東京法科大学院パンフレット 2018」、別添資料 6「首都大学東京法科大学院ウェブサイト」及び別添資料 57「首都大学東京法科大学院年次報告書（自己点検・評価報告書）2016 年度版」参照》

《資料 6-1-1-2 首都大学東京法科大学院ウェブサイト（教育理念・アドミSSION・ポリシーの紹介）》

本学法科大学院の理念

本学法科大学院の基本理念は、以下の通りとなっております。

「首都大学東京法科大学院の教育理念は、東京をはじめとする大都市の抱える複雑な問題に対して、それを解決する能力を有する法曹を養成することである。

首都東京には、大小の企業が多数存在し、国、東京都をはじめとする公共団体が集積している。世界的に見ても、極めて特徴的な大都市である。本学の法科大学院は、このような巨大都市東京における企業活動、公益活動、さらには国際的な領域での活動など、現代社会の法律的課題に対応することのできる高度な能力を備えた法曹の養成を目指している。」

本学法科大学院のアドミSSION・ポリシー

1 理念

首都大学東京法科大学院の理念は、東京をはじめとする大都市の抱える複雑な問題に対して、それを解決する能力を有する法曹を養成することです。

首都東京は、大小の企業が多数存在し、東京都をはじめとする公共団体も集積しており、世界的に見ても極めて特徴的な大都市です。

このような巨大都市東京における企業活動、公益活動、さらには国際的な領域での活動など、現代社会の法律的課題に対応することのできる高度な能力を備えた法曹の養成を目指しています。

2 求める学生像

首都大学東京法科大学院の理念に基づき、複雑な社会現象に高い関心を示し、それを的確に把握したうえで分析・判断するための論理的思考力を有するとともに、それを的確に表現することのできる人

3 入学者に求める能力

- (1) 社会現象への関心
- (2) 社会現象を的確に把握・分析・判断する論理的思考力
- (3) 自己の思考を的確に表現することができる能力

4 入学者に求める能力の評価方法

<3年履修課程>

入学者選抜では、第1次選抜（小論文試験）、第2次選抜（口頭試問及び書類審査）を通じて、上記能力について、総合的に評価します。

<2年履修課程>

入学者選抜では、第1次選抜（論述及び短答式試験）、第2次選抜（口頭試問及び書類審査）を通じて、上記能力について、総合的に評価します。

（出典：別添資料6「首都大学東京法科大学院ウェブサイト」）

《資料 6-1-1-3 2018年度入試説明会の日程及び配布資料》

1 日時 平成29年8月5日（土曜）14時から15時30分まで

2 日程

- (1) 専攻長挨拶
- (2) 入試概要（手賀准教授・入試委員）
- (3) カリキュラム（木村教授・教務委員）
- (4) 各科目説明
 - ア 公法系科目（門脇准教授）
 - イ 民事系科目（石崎教授）
 - ウ 刑事系科目（木村教授）
 - エ 選択科目（手賀准教授）
- (5) 学費・学習環境（手賀准教授）
- (6) 質疑応答

3 配布資料

- (1) 次第
- (2) 首都大学東京法科大学院パンフレット
- (3) 平成30年度学生募集要項
- (4) 質問票

《根拠となる資料・データ》

- ・別添資料3「大学院入学者受入方針（法学政治学研究科法曹養成専攻）」
- ・別添資料5「首都大学東京法科大学院パンフレット2018」
- ・別添資料6「首都大学東京法科大学院ウェブサイト」
- ・別添資料57「首都大学東京法科大学院年次報告書（自己点検・評価報告書）2016年度版」

基準6-1-2

法科大学院には、入学者の適性及び能力等の評価、その他の入学者受入に係る業務（法学既修者の認定に係る業務を含む。）を行うための責任ある体制が整備されていること。

（基準6-1-2に係る状況）

本法科大学院では、入学者の適性及び能力等の評価、その他の入学者受入に係る業務を行うための責任ある体制として、「入試委員会」を設置しており、教員1名を入試委員として任命している。《資料6-1-2-1「入試委員会の設置」及び資料6-1-2-2「入学試験実施に関する規程」参照》

そして、入試委員会は、「法科大学院における入学試験実施に関する準則」の各条にしたがい、入学者選抜のスケジュールの決定、入学者選抜説明会の準備、入試問題作成に関する会議（出題者会議）の運営、入学試験の実施を行うこととなっている。また、入学試験問題の作成に当たっては、出題者会議が、3年履修課程及び2年履修課程の入試問題についても、審査をするという体制がとられている。《別添資料35「入試実施体制の組織図」及び別添資料36「入試委員会の実施状況」参照》

このように、本法科大学院においては、公平性・開放性・多様性の確保される適正な入試を行うための組織的体制が整っているものである。

《資料6-1-2-1 入試委員会の設置》

法科大学院における委員会等に関する準則(抜粋)

（入試委員会の設置）

第13条 法科大学院に、法科大学院入試委員会（以下「入試委員会」という。）を置く。

（入試委員会の職務）

第14条 入試委員会は、以下の各号に掲げる事項を職務とする。

- (1) 法科大学院の入学者選考の実施に関する事項
- (2) 法科大学院の入学者選抜説明会の実施に関する事項
- (3) その他法科大学院の入学者選考に関するすべての事項

（出典：別添資料13「法科大学院における委員会等に関する準則」）

《資料 6-1-2-2 入学試験実施に関する規程》

法科大学院における入学試験実施に関する準則（抜粋） （目的） 第1条 本準則は、首都大学東京法科大学院（以下「法科大学院」という。）における入学試験（以下「入学試験」という。）の厳正かつ円滑な実施を目的とする。 （入試委員会の職務） 第2条 入試委員会は法科大学院における委員会等に関する準則第14条1号の事項について、次に掲げる事務をつかさどる。 （1）入学試験を行うこと。 （2）入学試験の実施に関する重要事項について、法科大学院専攻会議（以下「専攻会議」という。）に上程し、意見を述べること。 （3）その他専攻会議によりその権限に属させられた事項を処理すること。 （入学試験の実施） 第3条 入学試験は、2年履修課程と3年履修課程のそれぞれについて、行うものとする。 2 入学試験の時期及び場所並びに実施方法は、専攻会議がこれを定める。 3 入学試験の期日及び場所並びに実施方法に関する詳細は、予め法科大学院作成の学生募集要項等をもって知らせる。 （入試問題の決定） 第4条 入学試験における問題（以下「入試問題」という。）は、次に掲げる要件のすべてを具備しなければならない。 （1）法科大学院の入学資格を有するすべての志願者に対して入学者選抜を受ける公正な機会を確保する問題であること。 （2）2年履修課程の入試問題については、法科大学院において必要とされる法学の基礎的な知識を有すると認められるか否かを判定することを目的とした内容の問題であること。 （3）3年履修課程の入試問題については、法学の知識によって評価を決定する問題でないこと。 2 入試問題は、専攻会議により選出された教員（以下「出題者」という。）が原案を作成し、出題者のみにより構成される会議（以下「出題者会議」という。）に上程した上、出題者会議が審査して決定する。 3 出題者会議は、2回以上の審査を実施しなければ当該年度の入試問題を決定することができない。 （合格者の内定） 第5条 入学試験合格者の内定は、出題者及び入試担当委員により構成される会議及び専攻会議による判定に基づき、首都大学東京社会科学部教授会がこれを行う。 （その他） 第6条 本準則に定めるもののほか、入学試験の実施に関し必要な事項は、専攻会議がこれを定める。 （出典：別添資料12「法科大学院における入学試験実施に関する準則」）
--

《根拠となる資料・データ》

- ・別添資料 12「法科大学院における入学試験実施に関する準則」
- ・別添資料 13「法科大学院における委員会等に関する準則」
- 第13条～14条（入試委員会）
- ・別添資料 35「入試実施体制の組織図」
- ・別添資料 36「入試委員会の実施状況」

基準6-1-3

各法科大学院の入学受入方針に照らして、入学選抜における公平性及び開放性が確保されていること。

（基準6-1-3に係る状況）

本法科大学院においては、以下に掲げるとおり、「1 入試に関する広報活動」、「2 自校出身者に対する優遇措置の不存在」及び「3 身体に障害のある者に対する受験機会の確保等」によって、入試に関する公平性・開放性の確保を行っているところである。

なお、寄付の募集は一切行っていない。【解釈指針6-1-3-1（2）】

1 入試に関する広報活動

本法科大学院においては、毎年1回、入試説明会を開催しており、本法科大学院専任教員が出席し、入学資格・入学選抜方法等の説明を行っている。なお、説明会の開催については、ウェブサイトでの公表などにより周知に努めている。《資料6-1-1-3「2018年度入試説明会の日程及び配布資料」及び資料6-1-3-1「入試説明会の実施状況」参照》

平成30年度以降も同様の説明会を実施し、入試に関する情報の公平な広報に努める予定である。

また、本法科大学院のウェブサイトにおいては「入試情報」のページを設け、入学選抜の方法、募集要項の入手方法、説明会の日程、入試に関するQ&A等を公表している。

《別添資料6「首都大学東京法科大学院ウェブサイト」（入試情報）参照》

そのほか、法科大学院協会や予備校等学外団体主催の入試に関する広報イベントにも、パンフレット等の資料配付を依頼する形で参加している。

《資料6-1-3-1 入試説明会の実施状況》

年度	実施日	実施場所	参加人数
27	8月1日（土）	晴海校舎 702 教室	43 名
28	8月6日（土）	晴海校舎 702 教室	42 名
29	8月5日（土）	晴海校舎 702 教室	46 名

2 自校出身者に対する優遇措置の不存在

自校出身者に対する優遇措置は、一切行っていない。また、入学試験における採点に際しても、受験者氏名部分を隠す配慮をすることにより、完全な匿名性を確保している。

これらにより、過去5年間（平成26～30年度）における自校出身者が入学者に占める比率は平均約11%にとどまっており、入学選抜を受ける公正な機会は、全志願者に対して等しく確保されている。《資料6-1-3-2「自校（首都大学東京）出身者の入学比率」及び別添資料37「出願者の出身大学一覧」参照》【解釈指針6-1-3-1（1）】

《資料 6-1-3-2 自校（首都大学東京）出身者の入学比率》

年度	自校出身者の数	自校出身者の占める割合
26	4	7.14%
27	7	14.28%
28	5	11.36%
29	3	10.00%
30	3	12.00%

3 身体に障害のある者に対する受験機会の確保等

身体に障害のある者の受験に際しては、障害の種類や程度に応じ、試験時間の延長、点字版受験、別室受験等必要な措置を採ることとしており、申請者と事前面談のうえ、専任教員全員で構成する法曹養成専攻会議において具体的な措置内容を決定している。法科大学院開学以来、現在までのところ、延べ10名から申請があり、いずれもほぼ希望どおりの措置を講じている。《資料 6-1-3-3「募集要項における案内」、資料 6-1-3-4「身体等に障害のある受験者に対して認めた特別措置の例」及び別添資料 34「2018 年度（平成 30 年度）学生募集要項」参照》【解釈指針 6-1-3-1（3）】

《資料 6-1-3-3 募集要項における案内》

10 注意事項

- (1) 身体障害等により、受験上及び修学上特別な配慮を希望する者は、平成29年8月31日（木）までに事前協議に必要な「出願にかかる協議申出書（本学所定の用紙を請求してください。）」を首都大学東京法科大学院事務室（〒104-0053 東京都中央区晴海1-2-2）に提出してください。

（出典：別添資料34「2018年度（平成30年度）学生募集要項」10頁）

《資料 6-1-3-4 身体等に障害のある受験者に対して認めた特別措置の例》

- 1 試験時間の延長（1.5倍）
- 2 点字による出題と解答
- 3 車椅子での受験
- 4 試験会場への付添者の同行
- 5 出入口やトイレに近い座席での受験
- 6 パソコンでの解答

《根拠となる資料・データ》

- ・別紙様式 2-1 「学生数の状況」
- ・別添資料 6 「首都大学東京法科大学院ウェブサイト」（入試情報）
- ・別添資料 34 「2018 年度（平成 30 年度）学生募集要項」
- ・別添資料 37 「出願者の出身大学一覧」

基準6－1－4：重点基準

入学者選抜に当たっては、法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されていること。

（基準6－1－4に係る状況）

1 平成30年度入学者選抜までの状況

第1次選抜においては、すべての受験者について、法科大学院全国統一適性試験の成績及び出身大学等の成績証明書など出願時の提出書類に基づく書類審査を行っている。なお、適性試験の成績が一定の基準（適性試験得点分布における下位15%程度を目安）に達しない場合には、不合格としており、学生募集要項にもその旨明記し、入学者の適性を適確かつ客観的に評価している。《資料6-1-4-1「学生募集要項における適性試験最低基準点の周知」及び別紙様式2－1「学生数の状況」参照》【解釈指針6－1－4－1（改定前）】
【解釈指針6－1－4－2（改定前）】

第2次選抜においては3年履修課程、2年履修課程ともに、筆記試験を行っている。3年履修課程では、小論文試験を実施することで、文章を論理的に理解し、分析・思考した上で文章表現する能力を審査している。なお、この小論文試験の問題については、法学の知識自体を入学者選抜に当たっての評価対象とすることは、行っていない。【解釈指針6－1－4－3（改定前）】

他方、2年履修課程では、実定法についての学修上基本となる憲法・民法・刑法について論述式試験を行うことにより法律学の基礎的知識を前提とした問題分析力・思考力・文章表現力を審査するとともに、これら3科目に比して多少発展的ながら実務上重要な意味を持つ民事訴訟法・刑事訴訟法については短答式試験を行うことにより基礎的知識を問うている。なお、これら5科目の法律科目試験においては最低基準点を設け、入学者の能力を適確かつ客観的に評価している。【解釈指針6－1－4－4（改定前）】《資料6-1-4-2「入試問題の決定」、別添資料34「2018年度（平成30年度）学生募集要項」及び別添資料38「入学試験問題・解答用紙」参照》

第3次選抜では、3年履修課程、2年履修課程ともに、第2次選抜試験合格者に対し個別の面接を実施することにより、受験者の口頭での意思疎通能力及び論理的思考力等を審査している。

以上の方法により、いずれの履修課程についても、法科大学院での教育を受けるために必要な適性および能力を適確かつ客観的に評価している。【解釈指針6－1－4－1（改定前）】

《資料6-1-4-1 学生募集要項における適性試験最低基準点の周知》

(1) 第1次選抜

- ① 3年履修課程、2年履修課程ともに、法科大学院全国統一適性試験の成績、出身大学等の成績証明書等提出書類に基く書類審査です。
※適性試験の結果が一定の基準に達しない場合（下位15%程度を目安とします。）には不合格とします。

（出典：別添資料34「2018年度（平成30年度）学生募集要項」6頁）

《資料 6-1-4-2 入試問題の決定》

法科大学院における入学試験実施に関する準則(抜粋)

(入試問題の決定)

第4条 入学試験における問題（以下「入試問題」という。）は、次に掲げる要件のすべてを具備しなければならない。

- (1) 法科大学院の入学資格を有するすべての志願者に対して入学者選抜を受ける公正な機会を確保する問題であること。
 - (2) 2年履修課程の入試問題については、法科大学院において必要とされる法学の基礎的な知識を有すると認められるか否かを判定することを目的とした内容の問題であること。
 - (3) 3年履修課程の入試問題については、法学の知識によって評価を決定する問題でないこと。
- 2 入試問題は、専攻会議により選出された教員（以下「出題者」という。）が原案を作成し、出題者のみにより構成される会議（以下「出題者会議」という。）に上程した上、出題者会議が審査して決定する。
- 3 出題者会議は、2回以上の審査を実施しなければ当該年度の入試問題を決定することができない。

（出典：別添資料12「法科大学院における入学試験実施に関する準則」）

2 平成31年度入学者選抜の状況

平成31年度入学者選抜については、法科大学院全国統一適性試験が実施されないことに伴い、以下の方法により入学者選抜を実施する。《資料 6-1-4-3「2019年度入学者選抜について」参照》

まず、第1次選抜として、筆記試験を行う。3年履修課程では、小論文試験を実施することにより、既存の文章を論理的に理解・分析するとともに、自ら思考した内容を的確に文章化する能力の存否及び程度を審査する。この小論文試験の問題については、法学の知識自体を入学者選抜に当たって直接の評価対象とするものとならないよう配慮する。【解釈指針 6-1-4-2】

他方、2年履修課程では、実定法の学修上基本となる憲法・民法・刑法について論述式試験を行うことにより、法律学の基礎的知識を前提とした問題分析力・思考力・文章表現力を審査するとともに、これら3科目に比して多少発展的ながら実務上重要な意味を持つ民事訴訟法・刑事訴訟法については短答式試験を行うことにより基礎的知識を問う。なお、これら5科目の法律科目試験においては最低基準点を設け、入学者の能力を適確かつ客観的に評価している。【解釈指針 6-1-4-3】

次に、第2次選抜では、3年履修課程、2年履修課程ともに、第1次選抜試験合格者に対し個別面接を実施することにより、受験者の口頭での意思疎通能力及び論理的思考力等を審査するとともに、出願時の提出書類に基づく書類審査を行い、調査票の記述によって受験者が有する知識や経験を評価し、出身大学の成績証明書によって大学での学業成績を審査することにより、受験者の資質を評価する。

また、最終合格者の決定については、第1次選抜の成績と第2次選抜の成績を総合的に判定して行う。

以上の方法は、文部科学省が策定する「法科大学院法学未修者等選抜ガイドライン」に即したものであり、これにより、いずれの履修課程についても、法科大学院での教育を受けるために必要な適性および能力を適確かつ客観的に評価できるものと思料する。【解釈指針 6-1-4-1】

《資料 6-1-4-3 2019 年度入学者選抜について》

入試情報

入学者選抜方法の変更について

2018年度において法科大学院全国統一適性試験が実施されないことに伴い、2019年度入学者選抜から、以下のとおり選抜方法を変更します。

- これまで法科大学院全国統一適性試験の成績等による書類審査として実施してきた第1次選抜は行いません。
- 入学者の選抜は、第1次選抜、第2次選抜に分けて行うこととし、第1次選抜では筆記試験（3年履修課程は小論文試験、2年履修課程は法律科目試験）を行い、第2次選抜では第1次選抜の合格者に対し、口頭試問とともに出願時の提出書類に基づく書類審査を行います。
- 最終合格者は、第1次選抜及び第2次選抜の成績を総合的に判定して決定します。

募集人員の変更について

2019年度入学者選抜から、募集人員を以下のとおり変更します。

3年履修課程	10名程度
2年履修課程	30名程度

※3年履修課程と2年履修課程の両方に出願することはできません。

2019年度入学者選抜の概要について

2018年度に実施される「2019年度入学者選抜」の概要は、以下のとおりです。

なお、入学者選抜に関する詳細は、本学の学生募集要項（2018年8月4日（土）から配布予定）をご覧ください。

■ 入試日程

出願期間	2018年9月20日（木）～9月27日（木）消印有効
第1次選抜試験（筆記試験）	
3年履修課程	10月27日（土）
2年履修課程	10月27日（土）
第1次選抜合格者発表	11月7日（水）
第2次選抜試験（口頭試問）	
3年履修課程	11月24日（土）
2年履修課程	11月24日（土）
最終合格者発表	12月5日（水）

■ 試験科目

- 3年履修課程
小論文
- 2年履修課程

憲法、民法、刑法	論述式
民事訴訟法、刑事訴訟法	短答式

※出題範囲は次のとおりとします。

①民法は家族法（親族法・相続法）を含みます。

また、民法の出題については、「民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）」による改正後の民法に基づいて出題します。なお、出題に際しては、民法の基本的な考え方を問うものとします。

②民事訴訟法は上訴及び多数当事者訴訟を除きます。

また、民事訴訟法の出題については、「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成29年法律第45号）」による改正後の民事訴訟法及び「民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）」による改正後の民法に基づいて出題します。なお、出題に際しては、民事訴訟法の基本的な考え方を問うものとします。

③刑事訴訟法は上訴を除きます。

（出典：別添資料 6 「首都大学東京法科大学院ウェブサイト」）

《根拠となる資料・データ》

- ・別紙様式 2-1 「学生数の状況」
- ・別添資料 6 「首都大学東京法科大学院ウェブサイト」（入試情報）
- ・別添資料 12 「法科大学院における入学試験実施に関する準則」
第4条（入試問題の決定）
- ・別添資料 34 「2018 年度（平成 30 年度）学生募集要項」
- ・別添資料 38 「入学試験問題・解答用紙」

基準 6-1-5

入学者選抜に当たっては、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努めていること。

（基準 6-1-5 に係る状況）

1 入学者選抜の多様性の確保

本法科大学院においては、合格者を決定するにあたり、筆記試験（法律科目または小論文）成績や適性試験成績及び学部における学業成績のほか、学業以外の活動や社会人経験なども評価の対象としており、多様な学識及び課外活動等の実績を適切に評価するよう努めている。

具体的には、出願書類として、調査票を必ず提出させることとし、学業に関する研究領域や特記事項のほか、職歴、社会的活動で特記すべきこと、目指す法曹像及び志望理由を記述することを求めるとともに、口頭試問においても具体的内容の説明を求め、評価をしている。《別添資料 34「2018 年度（平成 30 年度）学生募集要項」参照》【解釈指針 6-1-5-1（1）及び（2）】

2 過去の入学者選抜に関するデータ

各年度の入学者の属性等は別紙様式 2-1「学生数の状況」のとおりであり、上述の措置によって、多様な人材の確保に努めているところであるが、法学を履修する課程以外の課程を履修した者と、実務等の経験を有する者の割合は、2 割から 3 割程度となっている。

《資料 6-1-5-1「法学を履修する課程以外の課程を履修したもの、又は実務等の経験を有する者の入学者に占める割合」参照》

なお、本法科大学院においては、大学入学前に社会人経験を有する者等がいることに鑑み、大学卒業後 3 年以上又は勤続経験 1 年以上（アルバイトを除く）の社会経験を有する者を「社会人」と定義している。

《資料 6-1-5-1 法学を履修する課程以外の課程を修了した者、又は実務等の経験を有する者の入学者に占める割合》

年度	2 年履修課程	3 年履修課程	全体
26	22.44%	42.85%	25.00%
27	30.00%	33.33%	30.61%
28	17.94%	60.00%	22.72%
29	18.51%	33.33%	20.00%
30	31.82%	00.00%	28.00%

《根拠となる資料・データ》

- ・別紙様式 2-1「学生数の状況」
- ・別添資料 34「2018 年度（平成 30 年度）学生募集要項」

6-2 収容定員及び在籍者数等

基準6-2-1

法科大学院の在籍者数については、収容定員を上回ることのないよう努めていること。また、在籍者数が収容定員を上回った場合には、この状態が恒常的なものとならないための措置が講じられていること。

（基準6-2-1に係る状況）

本法科大学院は、収容定員が156名である。

これに対して、毎年、3年履修課程10名、2年履修課程42名を募集定員として、入学試験を行っている。その結果、留年生（本来、修了しているはずであるにもかかわらず、単位未修得等によって現在も在籍している学生）を除けば、本学には、おおむね114名の学生（3年履修課程10名×3学年で30名、2年履修課程42名×2学年で84名）が在籍することとなる。

そのため、入学者数が、募集定員を大きく上回る事態が発生しない限り、収容定員を上回る学生が在籍することはあり得ない。

このように、募集定員を適切に設定することで、制度的に、収容定員を上回る状態が発生しないようにしている。

実際の在籍者数をみても、留年者及び休学者を含めても90～120名程度で推移しており、在籍者数が収容定員を上回る状況は発生していない。《別紙様式2-1「学生数の状況」及び資料6-2-1-1「在籍者数の推移」参照》【解釈指針6-2-1-1】

《資料6-2-1-1 在籍者数の推移》

年度		26	27	28	29	30
収容定員		156	156	156	156	156
在籍者数（＊）		116	115	98	93	68
内 訳	法学未修者	22	21	19	18	13
	法学既修者	94	94	79	75	55

（＊各年度5月1日現在）

《根拠となる資料・データ》

- ・別紙様式2-1「学生数の状況」

基準 6-2-2

入学者受入において、所定の入学定員と著しく乖離していないこと。

（基準 6-2-2 に係る状況）

本法科大学院においては、まず、合格者及び追加合格候補者を決定し、合格者の中で入学辞退者が多数となり、入学者が募集定員を大きく下回るようになった場合には、追加合格候補者の中から追加的に合格者を決定するという方法で合格者の決定を行ってきたところであるが、平成 27 年度入試から徐々に入学者数が入学定員を下回るようになった。これは、全国的な法科大学院入学志願者数が激減したことを背景に、本法科大学院への入学志願者数も激減したこと、その中でも一定程度以上の優秀な人材を確保しようとしたこと、入学手続終了後に入学を辞退する者が増加したことなどが原因と考えられる。《資料 6-2-2-1「年度別入学者数の推移」及び別添資料 39「入学者選抜状況」参照》

このような状況を踏まえ、平成 31 年度入学者選抜から、入学定員を 40 名（3 年履修課程 10 名、2 年履修課程 30 名）に改め、これにあわせて募集人員を変更した。《資料 6-2-2-2「募集人員の変更について」及び別添資料 6「首都大学東京法科大学院ウェブサイト」（入試情報）参照》【解釈指針 6-2-2-1】

なお、平成 30 年度における入学定員充足率は 48.1%と 50%を下回ってしまったが、それ以前の入学定員充足率は 50%を超えている（【解釈指針 6-2-2-2】との関連では問題は生じないものと思料する。）。

《資料 6-2-2-1 年度別入学者数の推移》

年度	26	27	28	29	30
入学定員	52 名	52 名	52 名	52 名	52 名
合格者数	89 名	76 名	62 名	49 名	46 名
入学者数	56 名	49 名	44 名	30 名	25 名

《資料 6-2-2-2 募集人員の変更について》

募集人員の変更について

New!

2019年度入学者選抜から、募集人員を以下のとおり変更します。

3年履修課程	10名程度
2年履修課程	30名程度

※3年履修課程と2年履修課程の両方に出席することはできません。

（出典：別添資料 6「首都大学東京法科大学院ウェブサイト」）

《根拠となる資料・データ》

- ・別紙様式 2-1「学生数の状況」
- ・別添資料 6「首都大学東京法科大学院ウェブサイト」（入試情報）
- ・別添資料 39「入学者選抜状況」

基準6-2-3：重点基準

在籍者数、入学者選抜における競争倍率、専任教員数、修了者の進路及び活動状況等を総合的に考慮し、入学定員の見直しを含む入学者選抜の改善への取組が適宜行われていること。

（基準6-2-3に係る状況）

1 在籍者数

本法科大学院における平成30年4月現在の在籍者数は、収容定員156名に対して68名となっている。最近の定員充足率をみても、減少傾向となっているが、これは、厳格な入試選抜を実施してきたこと、並びに前述のとおり、厳格な成績評価、進級判定及び修了判定を行っていることが反映しているものと分析している。《別紙様式2-1「学生数の状況」、資料6-2-1-1「在籍者数の推移」及び資料6-2-2-1「年度別入学者数の推移」参照》

2 入学者選抜における競争倍率

入学者選抜における競争倍率は、2倍以上を確保しており、優秀な学生を確保するための競争性を十分確保している。《別紙様式2-1「学生数の状況」、資料6-2-3-1「入学者選抜における競争倍率の推移」及び別添資料39「入学者選抜状況」参照》【解釈指針6-2-3-1】【解釈指針6-2-3-2】

《資料6-2-3-1「入学者選抜における競争倍率の推移」＊》

年度	26	27	28	29	30
3年履修課程	2.53倍	2.73倍	2.36倍	2.38倍	3.75倍
2年履修課程	2.59倍	1.77倍	2.24倍	2.07倍	2.61倍
合計	2.58倍	1.96倍	2.26倍	2.12倍	2.80倍

＊競争倍率とは合格者数に対する受験者数の割合（なお、「受験者数」は「第二次選抜（筆記試験）」で実際に受験した人数と「第一次選抜（書類審査）」で不合格になった者を加えた人数）。

3 専任教員数

専任教員については、法律基本科目のすべての分野について専任教員を配置するなど、全員で13名の専任教員を確保しており、収容人員及び在籍者数の規模に比して十分な教育体制を組み、密度の高い指導体制を確保している。《別紙様式3「教員一覧、教員分類別内訳」及び別紙様式4「科目別専任教員数一覧」参照》

4 修了者の進路及び活動状況

本法科大学院修了者の司法試験合格者率は全国平均を上回るレベルを維持しており、法科大学院教育として十分な成果をあげている。また、法曹以外の分野においても、公務員その他の職域において社会的に有意な人材を輩出するなど、成果を上げている。《資料1-1-2-3「修了生の進路」（第1章）参照》

5 入学選抜の改善への取組

平成25年度入試より、より幅広い人材に受験機会を与えることを目的として、入試実施時期を変更し、より一層入学者の適性・能力の確保に努めた。

また、平成 28 年度入試より、競争倍率の向上による入学者の適性・能力の確保を図るため、商法及び行政法を試験科目から除き、憲法、民法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法の 5 科目に変更するとともに、民事訴訟法及び刑事訴訟法の出題形式を簡易論述式試験から短答式試験に変更したところであり、入学者選抜の改善に努めている。

以上を総合的に判断し、入学者選抜の改善への取組を適切に行っているといえる。

なお、前述のとおり、平成 31 年度入学者選抜から、入学定員を 40 名（3 年履修課程 10 名、2 年履修課程 30 名）に改めることとした。これも、入学者選抜の改善への取組の一環と位置づけられる。

《根拠となる資料・データ》

- ・別紙様式 2－1 「学生数の状況」
- ・別紙様式 3 「教員一覧、教員分類別内訳」
- ・別紙様式 4 「科目別専任教員数一覧」
- ・別添資料 39 「入学者選抜状況」

2 特長及び課題等

1 特長

本法科大学院の入学試験に関する優れた点は、入学試験の実施に関する組織・制度が適正に構築されていることである。すなわち、「法科大学院における委員会等に関する準則」によって入試委員会を設置し、また、入試の実施に関する基本事項について、「法科大学院における入学試験実施に関する準則」を定め、適正な手続等を確立している。このように入学試験の実施に関する組織・制度が適正に構築されていることは、適正な入学試験を実施すること、さらなる入学試験の公平性・開放性・多様性の確保のための改善を組織的に継続すること等、入学試験の適正を確保するための基盤となるものである。

2 課題等

本法科大学院の入学試験においては、前述したとおり、受験志望者数が激減する中、適正な受験倍率を確保することが困難な状況にある上、優秀な学生を確保したいとの配慮などから、合格者を厳選するなどが要因となって、入学者数が定員を下回る事態が生じている。そこで、まずは定員を削減する措置を講じたが、入学試験の実施方法や内容ばかりでなく、本法科大学院におけるカリキュラムや教育内容の改善も含めた「魅力ある法科大学院作り」を目指すことが、根本的な対策となるものと思われる。

第7章 学生の支援体制

1 基準ごとの分析

7-1 学習支援

基準7-1-1

各法科大学院の教育の理念及び目標に照らして、学生が課程の履修に専念して教育課程上の成果を上げることができるよう、学習支援の体制が十分に整備されていること。

(基準7-1-1に係る状況)

1 学習支援の体制

本法科大学院では、「学習支援」として、次のとおり、ガイダンス及び個別の学生に対して行う履修相談・学習相談・各種の助言等を行っている。【解釈指針7-1-1-1】

(1) 科目履修ガイダンスの実施

例年、3月初旬に入学予定者及び未修2年次進級予定者に対し科目履修ガイダンスを実施している。

科目履修ガイダンスは、①3年履修課程1年次を対象にしたものと、②2年履修課程1年次・3年履修課程2年次を対象にしたものを同日中に行っている。

3年履修課程1年次向けには、公法系・刑事系・民事系の三系統について、また、2年履修課程1年次・3年履修課程2年次向けには、公法・刑事法・民事法に加え、環境法、経済法などの選択科目の内容について専任教員等から説明がなされている。《資料7-1-1-1「科目履修ガイダンスの日程及び配布資料」参照》【解釈指針7-1-1-1】

《資料7-1-1-1 科目履修ガイダンスの日程及び配布資料》

1 日時 平成30年3月3日(土曜)14時から17時15分まで

2 日程

<2年履修課程1年及び3年履修課程2年生向け>

- (1) 専攻長挨拶
- (2) 科目履修全体の説明 (担当者: 木村教授)
- (3) 刑事系法律基本科目の説明 (担当者: 木村教授)
- (4) 刑事系実務基礎科目の説明 (担当者: 峰教授)
- (5) 民事系法律基本科目の説明 (担当者: 矢崎教授、我妻教授、三代川教授)
- (6) 民事系実務基礎科目の説明 (担当者: 三代川教授)
- (7) 公法系科目の説明 (担当者: 木村教授)
- (8) 選択科目全体の説明 (担当者: 木村教授)
- (9) 租税法の説明 (担当者: 木村教授)
- (10) 知的財産法の説明 (担当者: 山神教授)
- (11) 環境法及び倒産法の説明 (担当者: 饗庭教授)
- (12) 労働法の説明 (担当者: 天野准教授)
- (13) 経済法(独禁法)の説明 (担当者: 深津教授)

<3年履修課程1年生向け>

- (1) 専攻長挨拶
- (2) 科目履修全体の説明 (担当者: 石崎教授)
- (3) 法律学全般の説明 (担当者: 峰教授)
- (4) 刑事系科目の説明 (担当者: 峰教授)

(5) 民事系科目の説明	(担当者：石崎教授、矢崎教授)
(6) 公法系科目の説明	(担当者：峰教授)
3 配布資料	(1) ガイダンス次第 (2) 法科大学院履修案内・授業概要（シラバス） (3) 法科大学院時間割表（前期・後期） (4) 教科書・参考書一覧表（ガイダンス前に事前郵送） (5) 各科目予習用レジュメ

（2）履修案内・授業概要の配布

在校生に対しては、毎年度、新年度が始まるまでに「履修案内・授業概要（シラバス）」を配布している。この中では、法科大学院における法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のそれぞれの意義を明記している。また、「公共団体関連法務を中心として活躍する法曹」・「企業法務を中心として活躍する法曹」・「検事を始めとする刑事系の法務を中心として活躍する法曹」について履修モデルを示し、学生が履修計画を立てやすいように、配慮している。《別添資料1「2018年度法科大学院履修案内・授業概要」12～13頁（授業科目の概要）・16頁（履修モデル）参照》【解釈指針7-1-1-1】

（3）個別の学生に対して行う履修相談の実施

個別の学生に対する履修相談としては、履修相談会、オフィスアワー（下記3で後述）のほか、授業後にも各教員は学生からの質問に対応している。《資料7-1-1-2「履修相談会の実施状況」及び別添資料40「履修相談の案内に関する資料」参照》【解釈指針7-1-1-1】

《資料7-1-1-2 履修相談会の実施状況》

年度	実施日	対応者
26	4月8日・9日	専攻長（徳本教授）及び教務委員（矢崎教授）
27	4月7日・9日	専攻長（徳本教授）及び教務委員（手賀准教授）
28	4月5日・11日	専攻長（徳本教授）及び教務委員（木村教授）
29	4月10日・14日	専攻長（峰教授）及び教務委員（木村教授）
30	4月12日・13日	専攻長（峰教授）及び教務委員（木村教授）

（4）成績不振者への対応

成績が不振な学生に対しては、個別に学生を呼び出し、専攻長または教務委員が個別の履修指導を行っている。その内容は、成績不振に関する自己分析を聞き出し、それに応じ、勉強方法を指導したり、進路変更の相談に乗ったりするものになっている（この履修相談の内容は、FD会議にて報告されている）。《資料7-1-1-3「成績不振者に対する学習相談の実施状況」参照》【解釈指針7-1-1-1】

《資料 7-1-1-3 成績不振者に対する学習相談の実施状況》

年度		対象者
28	前期（9月）	9名（既修1年5名、既修2年2名、未修1年1名、未修2年1名）
	後期（2月）	18名（既修1年3名、既修2年8名、未修1年3名、未修2年1名、未修3年3名）
29	前期（9月）	6名（既修1年3名、既修2年2名、未修2年1名）
	後期（2月）	12名（既修1年1名、既修2年7名、未修1年1名、未修3年3名）

（5）学生へのアンケート調査

第5章で述べたように、毎年、前期・後期末に授業評価アンケートを実施している。各授業についての集計結果は、授業担当教員に通知され、学生から講義への意見や要望を提示する機会となっている。

また、このアンケートにおいては、対象となった授業に関する点数的評価と自由記載のみならず、法科大学院の設備や学生支援に関する自由記載が認められている。後者の自由記載の内容は、FD会議で紹介され、教員が学生の要望について共通の認識を持つよう努めている。

具体的な改善に活かされた点も多く、学生へのフィードバックも適切になされている。例えば、椅子等備品の更新、空調設備稼働時間の拡大、院生室内への空気清浄機の設置、トイレ用擬音装置の設置などは、授業評価アンケートの際の自由記載への対応の結果である。《別添資料 32「首都大学東京法科大学院の教育等に関するアンケート調査」及び別添資料 33「平成 29 年度後期学生アンケートの要望と回答一覧」参照》【解釈指針 7-1-1-1-1】

（6）法科大学院が掲げる教育理念と目的に照らした履修指導

本法科大学院は、「巨大都市東京における企業活動、公益活動、さらには国際的な領域での活動など、現代社会の法律的課題に対応できる高度な能力を備えた法曹の養成」を教育理念・目的としており、これらに適った法曹を養成するための履修指導を行っている。

具体的には、上記理念・目的に適った履修モデル（「公共団体関連法務を中心として活躍する法曹」・「企業法務を中心として活躍する法曹」・「検事を始めとする刑事系の法務を中心として活躍する法曹」）を履修案内に提示し、科目履修ガイダンス等で説明している。

また、後述のとおり、個々の学生に対してはオフィスアワーの時間を活用して、学生が理念・目的に適った履修を実現することができるよう、十分な履修指導を行っている。

具体的な指導の内容は、個々の教員が個々の学生の状況に応じて適宜指導しているものであるが、基本的には、例えば、以下のような指導を行っている。【解釈指針 7-1-1-1-1】

① 法曹資格の取得に向けて

法曹資格を取得するためには、公法・民事法・刑事法に関する各基本科目について、バランスの取れた十分な知識を身に付けさせる必要がある。そのため、これらに関する科目、つまり、法律基本科目の多くが必修科目として配置されていることを説明し、さらに、法律基本科目の受講に当たっては法知識を確実に習得し、それを批判的に検討・発展させていく能力の習得を意識すべきことを指導している。

また、職業ガイダンスとして、峰ひろみ教授（検察官出身の専任教員）が、検察官の職務内容、経験談等について1時間の講演を実施しており、学生の進路選択のための重要な情報を提供している。

さらに、OB組織（晴海会）主催の講演会を学内で開催し、現役裁判官、検察官及び弁護士等が、自らの職務内容等を紹介し、実務法曹に関する具体的で有益な情報を与えている。《資料7-1-1-4「職業ガイダンスのお知らせ」及び資料7-1-1-5「実務者講演会のお知らせ」参照》

《資料7-1-1-4 職業ガイダンスのお知らせ》

職業ガイダンスのお知らせ		平成29年6月27日 掲示
下記の要領で、検察官の仕事をテーマにした職業ガイダンスを行います。 学年、履修課程如何を問いませんので、希望者は、ご参加ください。		
記		
日 時：平成29年7月7日（金）午後3時～4時		
場 所：406教室		
担 当：峰ひろみ（刑事系実務科目・刑事訴訟法担当、元検察官）		
テーマ：「あなたも検察官を目指しませんか？」		
内 容：検察官の仕事とやり甲斐、日常生活等、一般に知られていない検察官と検察庁の実像について紹介します。また、検察官を目指す方への学習上のアドバイスも行いたいと思います。		

《資料7-1-1-5 実務者講演会のお知らせ》

実務者講演会のお知らせ		平成29年8月21日 掲示
晴海会（本学LS同窓会）より、毎年恒例となっております実務家講演会の開催をご案内させていただきます。		
実務家講演会は、本学LS卒業生の法律実務家として活躍されている先輩方から、法律実務家の具体的な仕事の内容ややりがいなどを直接聞くことのできる貴重な機会となっております。		
質疑応答の時間も設ける予定です。皆様のご参加をお待ちしております。		
開催日時 9月23日（土）		
13時30分から16時00分		
開催場所 702教室		

② 企業法務への対応能力について

企業法務への対応能力を身につけるためには、民事系の基本科目に加え、企業法務、知的財産法や独占禁止法などのビジネス系の展開・先端科目を受講し、十分な知識を身につける必要があることを指導している。これらの科目の受講に当たっては、法知識を確実に習得し、それを応用し発展させる能力を身につけることを意識するとともに、人間性を向上させ法的ニーズの増大・多様化に対応できるようになることを意識することに留意するよう、説明している。

また、経済学系の科目として会計学や統計学といった隣接科目を受講することにより、視野を広げるべきことも指導している。

③ 公共分野の法務への対応能力

本法科大学院においては、本学大学院政治学専攻から政治学特殊授業の提供を受けており、これらの科目の履修によって、裁判実務だけに偏らない社会的・国際的視野、公

共政策的な思考を身につけるよう、指導している。また、展開・先端科目としても、公共分野で活躍した経験を有する実務家教員が担当している租税法等の科目を履修するよう、指導しているところである。

また、被疑者・被告人の人権擁護と事案の真相解明を同時に目的とする刑事分野は、安全な市民生活を維持構築するという公共的な分野の一つともいえるが、これら刑事分野の法曹を目指す者に対しては、豊富に開講される刑事系の選択科目（医事刑法、経済刑法、刑事政策）の履修を推奨すると同時に、バランスの取れた能力を涵養するためにも、民事系の法律科目の履修も怠らないように指導している。

2 入学時の学習支援

本法科大学院では、入学者に対して、入学当初から適切に学習を開始できるよう、次のような配慮を行っている。【解釈指針7-1-1-2（1）】

（1）入学前の科目履修ガイダンス

新入生に対する履修指導として、上記1のとおり、履修案内等を活用しながら、導入ガイダンスを行い、基本講義の骨格等を説明している。《資料7-1-1-1「科目履修ガイダンスの日程及び配布資料」参照》【解釈指針7-1-1-2（1）】

（2）入学時の新入生向けガイダンス

例年、4月初旬に入学者に対し施設・事務手続等に関するガイダンスを実施しており、法科大学院における学生生活全般にわたる留意事項等の周知等を行っている。《資料7-1-1-6「新入生ガイダンスの日程及び配布資料」参照》【解釈指針7-1-1-2（1）】

《資料7-1-1-6 新入生ガイダンスの日程及び配布資料》

<日時> 平成30年4月2日13時～18時

<日程> 1 法科大学院ガイダンス
 ・専攻長挨拶
 ・履修案内・授業概要説明
 ・図書室の利用方法説明
 ・院生室の利用方法説明
 ・事務室からの連絡事項
 ・質疑応答

2 法情報調査
 ・民事法
 ・公法
 ・刑事法
 ・PC講習

<配布資料>

- 1 ガイダンス次第
- 2 学生証及び学生証貼付用裏面シール
- 2 事務室からの連絡事項
- 4 履修申請書
- 5 時間割
- 6 欠席申告書
- 7 首都大学東京 web システム「CAMPUS SQUARE for WEB」について
- 8 教育研究用システム利用案内
- 9 図書室利用案内
- 10 保健室利用案内

- 11 定期健康診断のお知らせ
- 12 学生相談室のご案内
- 13 食堂のご案内
- 14 平成30年度 首都大学東京 入学式について
- 15 法科大学院関係学則・規則・準則集
- 16 同窓会ご入会のおすすめ
- 17 セクシャルハラスメント・アカデミックハラスメント防止の手引き
- 18 法情報調査（民事法）
- 19 法情報調査（公法）
- 20 法情報調査（刑事法）
- 21 PC利用の手引き
- 22 ID決定通知書（①共同利用端末）
- 23 ID決定通知書（②法科大学院教育研究支援システム）
- 24-1 法科大学院教育研究支援システム利用マニュアル（TKC）
- 24-2 LEX/DB インターネットアカデミック操作説明書（TKC）
- 24-3 教材ライブラリークイックマニュアル（TKC）
- 25 ID決定通知書（③LLI 統合型法律情報システム）
- 26 LLI 判例秘書アカデミック版利用ガイド

（3）事前学習の指示

上記（1）の科目履修ガイダンスにおいて、事前に学習すべき内容等についても詳しく説明している。《資料7-1-1-1「科目履修ガイダンスの日程及び配布資料」及び別添資料30「2018年度前期教科書・参考書指示書」参照》【解釈指針7-1-1-2（1）】

（4）未修1年生に対する特段の配慮

法学未修者に対しては、シラバスを通じ、憲法・行政法・民法・民事訴訟法・商法・刑法・刑事訴訟法に関する法律基本科目が必修科目であること、これらの科目を通じ、基本的な法概念を徹底して理解することを指導している。

特に、法学未修者が履修計画等について教員に直接相談し、助言を受けることができるよう、毎年、履修相談会を設けている（なお、履修相談は法学未修者に限られない。）

さらに、未修1年次の法律基本科目の担当教員は、いずれも定評のある基本書を教科書として指定し、いわゆる六法を学ぶ上で最初に触れるべき基本書を適切な形で紹介することに努めている。《資料7-1-1-7「未修1年次法律基本科目の指定教科書」参照》

これらの指導により、法学未修者は法を学ぶ上で何が基本・基礎となるかについて理解を深めることができており、法学未修者も、2年目以降、法学既修者と肩を並べ法科大学院の課程に専念でき、また、十分な教育課程上の成果を享受できるようになっている。

また、法学未修者については、上記（1）の科目履修ガイダンスを法学既修者とは別に行っており、各法律基本科目の授業内容や学習方法等について、より丁寧に説明しているほか、授業においても、科目によっては小テストを活用し、知識の定着度をこまめに確認するなど、特段の配慮をしている。【解釈指針7-1-1-2（2）】

《資料 7-1-1-7 未修1年次法律基本科目の指定教科書》

憲法……………野中俊彦ほか「憲法Ⅰ・Ⅱ（第5版）」、「別冊ジュリスト憲法判例百選Ⅰ・Ⅱ」
 行政法……………「別冊ジュリスト行政判例百選Ⅰ・Ⅱ」
 民法……………平野裕之「コア・テキスト 民法Ⅰ 民法総則 第2版」
 佐久間毅「民法の基礎2 物権」
 潮見佳男「基本講義 債権各論Ⅰ 契約法・事務管理・不当利得 第3版」
 前田陽一「債権各論Ⅱ 不法行為法 第3版」
 平野裕之「コア・テキスト 民法Ⅳ 債権総論 第2版」
 松岡久和「担保物権法」
 二宮周平「家族法 第4版」
 民事訴訟法…長谷部由起子「民事訴訟法 新版」
 商法……………伊藤靖史ほか「Legal Quest 会社法 第3版」、「別冊ジュリスト会社法判例百選」
 刑法……………前田雅英「刑法総論講義 第6版」、木村光江「刑法 第4版」
 前田雅英「最新重要判例 250 刑法（第11版）」
 刑事訴訟法…池田修・前田雅英「刑事訴訟法講義 第5版」

（出典：別添資料1「2018年度法科大学院履修案内・授業概要」20～60頁）

3 オフィスアワー

専任教員は、講義期間中、原則として少なくとも1コマ/1週間のオフィスアワーを設けることを原則としている。また、オフィスアワーを円滑に実施することができるよう、507教室を専用教室として用意している。

オフィスアワーの時間帯は、講義時間割に記入されており、教員は専用教室又は研究室等に待機し、学生からの質問を受けている。また、原則として、学生は事前の予約なしで自由に質問をすることができる。こうした点は「履修案内」に明記することによって、学生への周知が図られている。《資料 7-1-1-8「履修案内におけるオフィスアワーの周知」、別添資料 29「2018年度法科大学院時間割表」及び別添資料 41「平成 29年度前期オフィスアワー実施状況」参照》【解釈指針 7-1-1-3】

《資料 7-1-1-8 履修案内におけるオフィスアワーの周知》

6. オフィスアワーその他の学習支援

法科大学院専任教員（晴海キャンパスに研究室をもつ教員）は、毎週1コマオフィスアワーを設定し、院生の学修に関する相談・助言を受け付けている。授業の際に理解することができなかった点がある場合や、その他の学修に関する相談がある場合等には、積極的にオフィスアワーを活用すること。各専任教員のオフィスアワーの曜日、時限については、時間割に記載されているので、確認すること。これらの詳細については、掲示によって連絡するので、随時掲示板をよく確認すること。なお、助教も学修等に関する相談を受け付けている。時間の都合その他の理由で専任教員等に相談することができない場合は、助教に相談すること。

（出典：別添資料1「2018年度法科大学院履修案内・授業概要」18頁）

4 教育補助者による学習支援

本法科大学院においては、助教の配置や法曹資格等を有するOBの支援によって、教育補助者による学習支援体制を整備している。

（1）助教による助言体制

法科大学院助教（原則として公法系、民事系、刑事系の3名）については、細心の審査を行い、十分な学歴と知識を有する人物を採用している。

3名の助教は、勤務時間中、原則として助教室に待機しており、学生の質問に随時対応している。本学助教は、学生の質問や要望に対し、献身的な態度を以て対応しており、極

めて充実した助言体制が構築されている。なお、助教による学習支援は、各助教の専門分野（公法・民事法・刑事法）に関する質問・相談などに対応しているものであり、受験技術優先の指導に偏した教育を実施していないことは言うまでもない。【解釈指針7-1-1-4】 【解釈指針7-1-1-5】

（2）法曹資格等を有するOBによる学習支援

本法科大学院では、OB組織（晴海会）と連携し、法曹資格者や司法修習生などの修了生による学習相談会を定期的に開催しており、進路に関する事項、学生生活に関する事項、学習方法等について有意義な助言を与えている。OBによる学習支援についても上記のような相談に対応するものであり、受験技術優先の指導に偏した教育は実施していない。

《資料7-1-1-9「学習相談会のお知らせ」、資料7-1-1-10「修了生による学習相談会の実施状況」及び別添資料40「履修相談の案内に関する資料」参照》【解釈指針7-1-1-4】 【解釈指針7-1-1-5】

《資料7-1-1-9 学習相談会のお知らせ》

平成29年5月1日 掲示	
学習相談会のお知らせ	
新入生の皆さんご入学おめでとうございます。 首都大学東京法科大学院とその同窓会である晴海会の共催による在校生向けの学習相談会のご案内です。 学習相談会は、授業への取り組み方や自習の仕方、自習用教材の選択、日々の学校生活の過ごし方等について、司法修習生を中心とする本学の卒業生から直接に話を聞くことのできる貴重な機会となっております。今回は学年スタート時での開催ということですが、この時期は予習復習等を始めとして、どのように日々の学習をしていけばよいか不安もあると思います。そこで、今回の相談会で、学年スタート時における学習の取り組み方について、先輩方に相談してみませんか。私達も後輩の皆さんのために、親切丁寧に相談に乗らせていただきます。 日時と場所は以下の通りになります。皆様のたくさんのご参加をお待ちしております。	
記	
日 時	平成29年6月3日（土） 10時～12時
場 所	首都大学東京法科大学院7階 705号教室
対 象	全学年の在校生
その他	事前の申し込みは不要です。相談の形式は、複数の卒業生と個別に話せるカウンセリング形式となっており、気軽に話ができる雰囲気となっております。

《資料7-1-1-10 修了生による学習相談会の実施状況》

年度	実施日
27	5月23日、8月8日、11月7日、2月6日
28	5月21日、9月11日、11月5日、2月4日
29	6月3日、11月4日、2月24日

《根拠となる資料・データ》

- ・別添資料1「2018年度法科大学院履修案内・授業概要」
12～13頁（授業科目の概要）
16頁（履修モデル）
18頁（オフィスアワーその他の学習支援）
- ・別添資料29「2018年度法科大学院時間割表」
- ・別添資料30「2018年度前期教科書・参考書指示書」
- ・別添資料32「首都大学東京法科大学院の教育等に関するアンケート調査」

- ・別添資料 33 「平成 29 年度後期学生アンケートの要望と回答一覧」
- ・別添資料 40 「履修相談の案内に関する資料」
- ・別添資料 41 「平成 29 年度前期オフィスアワー実施状況」

7-2 生活支援等

基準 7-2-1

学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援及び学生生活に関する支援体制の整備に努めていること。

(基準 7-2-1 に係る状況)

本法科大学院においては、学生の経済的支援及び学生生活に関する支援については、学生委員会を設置し、当該委員会が中心となって、組織的かつ継続的に、学生生活支援の充実を実現しているところである。《資料 7-2-1-1 「学生委員会の設置」 参照》

《資料 7-2-1-1 学生委員会の設置》

法科大学院における委員会等に関する準則(抜粋)

(学生委員会の設置)

第11条 法科大学院に、法科大学院学生委員会(以下「学生委員会」という。)を置く。

(学生委員会の職務)

第12条 学生委員会は、以下の各号に掲げる事項を職務とする。

- (1) 学生の適応相談に関する事項
- (2) 授業料等の減額及び免除に関する事項
- (3) 学生指導に関する事項
- (4) その他法科大学院の学生生活に関するすべての事項(ただし、セクシャルハラスメント又はアカデミックハラスメントに関する事項を除く。)

(出典: 別添資料13「法科大学院における委員会等に関する準則」)

なお、具体的には、以下のとおり学生に対する生活支援体制を確立している。

1 経済的支援

本法科大学院は、入学料を 282,000 円(東京都の住人については 141,000 円)、授業料を年額 663,000 円(平成 30 年度)とし、全国的にも低額の費用で学生が学修することが可能となっている。このように学修の費用が低額であることは、本法科大学院のすべての学生に対する経済的支援となっているところである。

また、その他の経済的支援として、以下のような措置をとっている。【解釈指針 7-2-1-1】

(1) 学内制度

学内制度としては、①入学料減免制度、②授業料減免・分納制度、③大学院生支援奨学金制度があり、学生に対する経済的支援の充実を図っている。

その他の特別な経済的支援として、東日本大震災や熊本地震等により被災された地域に学生・受験生本人もしくは本人の学資を負担する方の世帯があった場合は、申請・審査に基づき、入学考査料・入学料及び授業料を減額又は免除する措置をとっている。《資料 7-2-1-2 「入学料減免制度実績」、資料 7-2-1-3 「授業料減免制度実績」、資料 7-2-1-4 「大学院生支援奨学金の給付実績」、別添資料 42 「入学料減免制度に関する規程」、別添資料 43 「入学料減免・授業料減免についてのお知らせ」、別添資料 44 「授業料減免制度に関する規程」、別添資料 45 「授業料減免・分納申請についてのお知らせ」、別添資料 46 「大

学院生支援奨学金制度に関する規程」、別添資料 47「大学院生支援奨学金奨学生候補者推薦基準について」参照】【解釈指針 7-2-1-1】

《資料 7-2-1-2 入学料減免制度実績》

対象者	区分	実績		
		28 年度	29 年度	30 年度
経済的理由により入学料の納付が極めて困難な者	全額免除	0 名	0 名	0 名
	半額免除	0 名	0 名	0 名

《資料 7-2-1-3 授業料減免制度実績》

対象者	区分	実績					
		27 年度		28 年度		29 年度	
		前期	後期	前期	後期	前期	後期
経済的理由により授業料の納付が困難な者	全額免除	13 名	11 名	15 名	15 名	11 名	10 名
	半額免除	0 名	2 名	0 名	0 名	0 名	1 名
	分納	2 名	2 名	2 名	2 名	2 名	2 名

《資料 7-2-1-4 大学院生支援奨学金の給付実績》

対象者	給付金額	29 年度実績
学業成績が優れた者	165,000 円	14 名

(2) 学外の制度の利用

本法科大学院においては、日本学生支援機構等による奨学金制度の利用が可能となっている。特に、日本学生支援機構による奨学金制度は、多数の学生によって利用されているところである《資料 7-2-1-5「日本学生支援機構奨学金の採用実績」及び別添資料 48「奨学生募集についてのお知らせ」参照》。【解釈指針 7-2-1-1】

《資料 7-2-1-5 日本学生支援機構奨学金の採用実績》

種別	27 年度	28 年度	29 年度
1 種	18 名	19 名	9 名
2 種	5 名	4 名	1 名

2 生活全般

(1) 学生相談室の設置

生活全般に関する相談に対応するため、学生相談室を設置している。学生は、相談室にて、毎週 1 回カウンセラー（臨床心理士）による相談を受けることができる。

法科大学院の心理相談員は、相談件数は少ないものの、①多忙な学業生活や司法試験に関する相談が出ることが多く、学生が緊迫感のある生活を送っていること、②断続的で不定期の来室が多いこと、③自主的に悩みを処理しようとする学生が多く、勉学や生活への不適応を感じてからようやく来室する傾向があること、を指摘している《資料 7-2-1-6「学生相談室の利用実績」及び別添資料 49「学生相談室に関する資料」参照》。

学生相談室は、多忙かつ将来不安を抱える中での法科大学院の学生としての生活において、重要な助言を得る機会を提供しているものと思われる。【解釈指針7-2-1-2】

《資料7-2-1-6 学生相談室の利用実績》

年度	27	28	29
件数	34 件	48 件	57 件

(2) 保健室の設置

平成27年度から看護師が週4日保健室に常駐する体制を整備し、応急手当や近隣の医療機関の紹介、健康診断証明の発行などに対応するほか、身体や健康に関する相談にも応じている。また、簡易ベッドも設けてあるので体調の悪い学生は利用することができる。そのほか、保健室内にある体重計、血圧計を自由に使用することができるようにしており、学生自らが健康管理できるようにしている。《資料7-2-1-7「保健室の利用実績」及び別添資料50「保健室に関する資料」参照》【解釈指針7-2-1-2】

《資料7-2-1-7 保健室の利用実績》

年度	27	28	29
利用人数	244 名	198 名	198 名

3 ハラスメント防止のための体制

ハラスメントを防止し、また、学生のハラスメントに関する相談に適切に対処するために以下のような体制がとられている。【解釈指針7-2-1-2】

(1) 法科大学院での人員体制（平成30年度）

- ・相談員 教員1名、事務職員2名
- ・晴海キャンパス部会委員 教員1名
- ・ハラスメント防止委員会委員 法曹養成専攻長

(2) 相談体制

相談員は、あらかじめ連絡可能時間帯を示した上で、適宜寄せられた相談を受けることとなっている。相談の方法は、面談、電話、メールなどにより、随意受け付けている。

また、相談員は、定期的に、相談状況についてセクハラ等防止委員会に報告することが要求されている（ただし、相談の有無や件数に関することのみで、具体的な相談内容や相談者の個人情報についての報告は行わない）。

相談員は、ハラスメント防止委員会主催の研修に参加し、研鑽に努め適切に対応できるよう体制を整えている。《別添資料51「ハラスメント防止委員会規程」及び別添資料52「ハラスメント防止対策に関する資料」》

《根拠となる資料・データ》

- ・別添資料13「法科大学院における委員会等に関する準則」第11～12条（学生委員会）
- ・別添資料42「入学料減免制度に関する規程」
- ・別添資料43「入学料減免・授業料減免についてのお知らせ」
- ・別添資料44「授業料減免制度に関する規程」

- ・別添資料 45「授業料減免・分納申請についてのお知らせ」
- ・別添資料 46「大学院生支援奨学金制度に関する規程」
- ・別添資料 47「大学院生支援奨学金奨学生候補者推薦基準について」
- ・別添資料 48「奨学生募集についてのお知らせ」
- ・別添資料 49「学生相談室に関する資料」
- ・別添資料 50「保健室に関する資料」
- ・別添資料 51「ハラスメント防止委員会規程」
- ・別添資料 52「ハラスメント防止対策に関する資料」

7-3 障害のある学生に対する支援

基準7-3-1

身体に障害のある学生に対して、次の各号に掲げる支援体制の整備に努めていること。

- (1) 修学のために必要な基本的な施設及び設備の整備充実。
- (2) 修学上の支援、実習上の特別措置。

(基準7-3-1に係る状況)

現在のところ格別の対応が必要な障害を持った学生はおらず、具体的な対応をした経験はない。ただし、設備については次のものが整備済みであり、修学上の障害はない。

- ・床面段差（エントランス、教室出入口、廊下等）の解消
- ・エレベーター（車いす対応、点字案内付）
- ・スペースの広いトイレ（呼出用インターホン付。各フロアに整備）
- ・階段、廊下及びトイレ（小・大便器近傍）への手すり設置
- ・車いす利用者用駐車スペース

また、障害を持つ学生が実際に入学した場合には、当然に、修学上の支援を行う予定である。

《根拠となる資料・データ》

- ・別添資料 53「晴海キャンパス校舎案内図」

7-4 職業支援（キャリア支援）

基準 7-4-1

学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるように、適切な相談窓口を設置するなどにより、必要な情報の収集・管理・提供、ガイダンス、指導、助言に努めていること。

（基準 7-4-1 に係る状況）

本法科大学院においては、以下のとおりの職業支援を行っている。

1 就職支援委員会の設置

本法科大学院では、学生がその能力及び、志望に応じて、主体的に進路を選択できるように、「就職支援委員会」を設置しており、教員1名を就職支援委員として任命している。《資料 7-4-1-1 「就職支援委員会の設置」 参照》

《資料 7-4-1-1 就職支援委員会の設置》

法科大学院における委員会等に関する準則（抜粋）

（就職支援委員会の設置）

第18条の2 法科大学院に、法科大学院就職支援委員会（以下「就職支援委員会」という。）を置く。

（就職支援委員会の職務）

第18条の3 就職支援委員会は、以下の各号に掲げる事項を職務とする。

- (1) 学生の就職指導に関する事項
- (2) 就職情報の収集及び提供に関する事項
- (3) その他学生の就職に関するすべての事項

（出典：別添資料 13 「法科大学院における委員会等に関する準則」）

2 実務家教員による進路に関する助言

本法科大学院の実務家教員・実務家出身専任教員は、積極的に学生に対し進路指導・助言を行っている。

前述のように、本法科大学院では全専任教員がオフィスアワーを設けることとしており、各実務家専任教員もオフィスアワーを設け、実務経験者としての経験を活用した助言や指導を行っている。

また、法科大学院の学生向け職業ガイダンスとして、峰ひろみ教授（検察官出身の専任教員）が、検察官の職務内容、経験談等について1時間の講演を実施しており、学生の進路選択のために重要な情報と経験を得る機会となっている。《資料 7-1-1-4 「職業ガイダンスのお知らせ」 参照》

3 エクスターンシップ

本法科大学院では、実務家教員の所属する法律事務所等の協力を得て、事前研修・事務所への派遣・事後研修を内容とする「エクスターンシップ」を設置している。そして、学生の希望に沿うように派遣先を決定するなどの配慮をすることによって、学生が主体的な進路選択のために必要となる情報を得ることができるよう努めている。

4 講演会の開催

本法科大学院では、OB組織（晴海会）主催の講演会を学内で開催し、現役裁判官、検察官及び弁護士等から、法律実務家の具体的な仕事の内容ややりがいなどを直接聞くことのできる機会を提供している。《資料 7-1-1-5「実務者講演会のお知らせ」参照》

また、日本弁護士連合会と連携して企業内弁護士に関するセミナーを開催するほか、法曹向けの就職支援サイトを運営する民間事業者と連携してキャリアデザインに関する講演会を開催するなど、学生が就職を考える際に役立つ情報をできるように努めている。《別添資料 54「就職支援に係る講演会に関する資料」参照》

5 その他情報提供

その他、就職支援のための情報提供として、学内に専用掲示板を設置し、求人情報（国家・地方公務員、各種公共団体及び企業等）のほか、合同会社説明会、官庁・弁護士会等が主催する就職説明会等の情報を学生に提供している。《別添資料 55「職業支援に係る情報提供に関する資料」参照》

《根拠となる資料・データ》

- ・別添資料 13「法科大学院における委員会等に関する準則」
第 18 条の 2-3（就職支援委員会）
- ・別添資料 54「就職支援に係る講演会に関する資料」
- ・別添資料 55「職業支援に係る情報提供に関する資料」

2 特長及び課題等

1 特長

優れた点は、以下の五点である。

第一に、毎年、履修指導のためのガイダンス、シラバス配布がなされており、履修指導のための十分な体制が構築されている点が挙げられる。

第二に、教員と学生のコミュニケーションを促進する体制が構築されている点が挙げられる。各専任教員は毎週1回、オフィスアワーの開講が義務付けられ、授業評価アンケートを媒介とした学生支援のためのコミュニケーションもなされている。オフィスアワーやアンケートの実施状況については、随時FD会議に報告され、全教員で情報を共有できる体制が構築されている。

第三に、極めて充実した教育補助者による学習支援が挙げられる。助教等による学生に対する学習支援体制は極めて充実しており、学生は教員以外にも、教育補助者による高度な学習支援を受けることができる。

第四に、健康相談、経済的支援、ハラスメント防止体制についても、十分な体制が構築されている点が挙げられる。

第五に、エクスターンシップの実施や、実務家教員の助言、講演会の開催等により、学生の主体的な進路選択の基礎となる情報等が提供されている点が挙げられる。

このように本法科大学院が学生支援のために構築した体制は、極めて優れている。

2 課題等

基本的に、学生支援の体制について、緊急に改善を要する点は存在しない。

ただし、法科大学院の学生を取り巻く状況は刻々と変化しており、今後、対応すべき課題が多々、生じてくるものと思われる。なお、就職支援の一環としての、修了生の進路把握についても、郵送による調査を実施しており、これ以上徹底した方法は見いだしがたいとはいえ、より回答率を上げるため、晴海会の協力も得つつ、よりよい方策を検討している。

また、特に、現在は障害を有する学生はいないが、本法科大学院はそのような入学志願者に対しても門戸を広く開放しており、今後、実際に入学する可能性は十分に考えられると思われる。現在の設備・体制によっても一定程度の対応は可能であるが、より適切な対応が可能となるように、学生委員会を中心として、障害を持つ学生に対する支援体制をより充実したものとするための検討を進めることは、改善を要する点であると思われる。

第8章 教員組織

1 基準ごとの分析

8-1 教員の資格及び評価

基準8-1-1：重点基準

研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員が置かれていること。

（基準8-1-1に係る状況）

別紙様式3に記載した教員一覧のとおり、本法科大学院においては、大学改革支援・学位授与機構の基準に照らし、専任教員13名、兼任教員13名、兼任教員22名、計48名の教員を配置している。なお、専任教員のうち2名の実務家教員については、「1年につき4単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の法科大学院の組織の運営について責任を担う者」に該当する、いわゆる実務家みなし専任教員である。

そして、専任教員について、入学定員（52名）及び収容定員（156名）から算出される設置基準に照らすと、下表《資料8-1-1-1「設置基準と教員実数の比較」》のとおりであるため、教育上必要な教員が置かれているといえることができる。

《資料8-1-1-1 設置基準と教員実数の比較》

	設置基準	教員実数
専任教員	12名以上	13名
専・他	4名まで	0名
実	3名以上	4名
（実・専）	1名以上	2名
（実・み）	2名まで	2名

《根拠となる資料・データ》

- ・別紙様式3「教員一覧、教員分類別内訳」

基準8－1－2：重点基準

基準8－1－1に定める教員のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として専攻ごとに置かれていること。

- (1) 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
- (2) 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
- (3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

(基準8－1－2に係る状況)

1 専任教員の各号への該当

本法科大学院の専任教員は、別紙様式3に記載した教員一覧のとおりであり、各専任教員は、それぞれの専攻分野について、(1)～(3)の各号のいずれかに該当するということができる。

まず、研究者の専任教員（実務家教員以外の専任教員）9名については、例外なく、(1)の基準に合致している。

また、実務家教員にあたる専任教員4名については、例外なく、(2)に該当するものである。

2 専任教員の指導能力その他

橋口教授を除き、専任教員は、皆、長年にわたる教育歴を有しており、専門分野に関する高度な教育上の指導能力がある。また、橋口教授は、教育歴は浅いものの、十分に高度な教育上の指導能力があると認められるところである。

このように、本法科大学院における専任教員は全員が基準8－1－2に掲げられた基準のいずれかに合致する教員である。

なお、本法科大学院の13名の専任教員は全員、法科大学院（法曹養成専攻）のみに所属する専任教員であり、他専攻の専任教員は兼ねていない。

《根拠となる資料・データ》

- ・別紙様式3「教員一覧、教員分類別内訳」
- ・別添資料6「首都大学東京法科大学院ウェブサイト」（教員一覧）

基準 8-1-3

教員の採用及び昇任に関し、教員の教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されていること。

(基準 8-1-3 に係る状況)

本法科大学院においては、法科大学院の教授会に当たる法科大学院専攻会議が整備されている。《資料 8-1-3-1 「専攻会議の設置等」 参照》

専攻会議は、法科大学院専攻長を中心に、法科大学院専任教員によって構成される会議体であるため、法科大学院の教員の教育上の指導能力、研究上の能力等を適切に評価することができる。

そして、本法科大学院における教員の採用、昇任その他の人事については、この専攻会議が関与することによって行われるため、適切な教員評価体制が整備されているといえることができる。

《資料 8-1-3-1 専攻会議の設置等》

首都大学東京法科大学院規則(抜粋)

(専攻会議の設置)

第3条 法科大学院に、専攻会議を置く。

(専攻会議の構成)

第4条 専攻会議は、法科大学院専任教員をもって構成する。

2 前項の規定にかかわらず、専攻長が必要と認める場合は、専攻会議の構成員に、法科大学院における授業科目を担当するその他の教員を加えることができる。

3 専攻会議の議長は、専攻長とする。

(専攻会議の職務)

第5条 以下の各号に掲げる事項は、専攻会議が審議し、専攻長が決定するものとする。ただし、社会科学部教授会における審議が必要な事項については、この限りでない。

- (1) 法科大学院における学生の入学、課程の修了その他学生の在籍に関する事項
- (2) 法務博士(専門職)の学位の授与に関する事項
- (3) 法科大学院の教育課程の編成その他の教育に関する事項
- (4) 法科大学院における研究活動に関する事項
- (5) その他法科大学院の運営に関し、必要な事項

(出典：別添資料 7 「首都大学東京法科大学院規則」)

なお、具体的な人事・教員決定等の手続は、以下のとおりである。

1 専任教員の採用及び昇任

専任教員の採用及び昇任等の人事については、基本的には、公立大学法人首都大学東京(以下「法人」という。)の委員会である人事委員会(根拠規定：「公立大学法人首都大学東京人事委員会規則」)の議を経て、学長の申出に基づき、法人の理事長が任命する手続となっている(《資料 8-1-3-2 「教員の任命」 参照》)。

《資料 8-1-3-2 教員の任命》

公立大学法人首都大学東京教職員の任命等に関する規則(抜粋)

(任命)

第4条 公立大学法人首都大学東京組織規則(平成17年法人規則第3号。以下「組織規則」という。)に定める職の任用の必要が生じた場合においては、理事長は、採用、再任、昇任、異動(転任又は配置換をいう。)、兼務又は降任のいずれか一の方法により、任期を定めて教職員を任命することができる。

そして、人事委員会審査の前提として、人事委員会の部会として設置される教員選考委員会が、教員の採用、昇任その他の人事に関する原案を厳格に審査し、人事委員会に報告することとなっている。

ただし、原案を作成する教員選考委員会の構成は、(a)法学政治学研究科長、(b)法学政治学研究科長が指名する同分野の学内教員、(c)学長が指名するFD担当や産学公連携担当等の学内教員、(d)法学政治学研究科長が推薦し、学長が指名する同分野の学外専門家となっており、(b)に該当する同分野の学内教員は、必ず、法科大学院専任教員が当たると考えられ、当該教員は、法科大学院における専攻会議の意思を反映させるべく、当該委員会に参加するものである。したがって、その点において、法科大学院専攻会議における教員の適切な評価を反映させた人事を行うことができるようになっている。

なお、従前の例においては、法科大学院専攻会議における教員評価に基づく意見について、教員選考委員会、人事委員会における審査で否定されたことはない。その意味で、これまで、法科大学院専攻会議による適切な教員評価に基づく専任教員の採用及び昇進が実施されてきたと考えられる。《別添資料15「首都大学東京人事委員会規則」参照》

2 兼任教員の決定

兼任教員の決定については、法科大学院専攻会議において、各教員ごとに教育上の指導能力等を評価して行うこととなっている。具体的には、各年度の開講科目及び授業担当教員については、専攻会議において審議し、専攻長が決定することとなっているが、その際、兼任教員の適切性についても、審議・検討されている。《別添資料7「首都大学東京法科大学院規則」第5条第3号参照》

3 非常勤教員の決定

また、非常勤教員についても、非常勤教員の決定については、法科大学院専攻会議において経歴・業績等を具体的に審議し、専攻長が決定することとなっている。

《根拠となる資料・データ》

- ・別添資料7「首都大学東京法科大学院規則」第3～5条（専攻会議の設置等）
- ・別添資料15「首都大学東京人事委員会規則」

8-2 専任教員の配置及び構成

基準8-2-1：重点基準

法科大学院には、専攻ごとに、平成11年文部省告示第175号の別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の1.5倍の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、同告示の第2号、別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数又は同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員1人当たりの学生の収容定員に4分の3を乗じて算出される収容定員の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき1人の専任教員を置いて算出される数のうちいずれか大きい方の数の専任教員（以下「必置専任教員」という。）が置かれていること。

（基準8-2-1に係る状況）

法学政治学研究科法曹養成専攻は、収容定員が156名であるため、上記基準により必要とされる必置専任教員の人数は、12名である。そして、現在、本法科大学院では、上記基準を上回る13名の専任教員を置いている。

なお、本法科大学院の13名の専任教員は全員、法科大学院（法曹養成専攻）のみに所属する専任教員であり、【解釈指針8-2-1-1】は該当しない。

また、専任教員13名のうち9名が教授である。【解釈指針8-2-1-2】

《根拠となる資料・データ》

- ・別紙様式3「教員一覧、教員分類別内訳」
- ・別紙様式4「科目別専任教員数一覧」

基準 8－2－2：重点基準

法律基本科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法）については、いずれも当該科目を適切に指導できる専任教員（専ら実務的側面を担当する教員を除く。）が置かれていること。

（基準 8－2－2 に係る状況）

法律基本科目については、憲法 1 名（富井教授）、行政法 1 名（門脇准教授）、民法 3 名（石崎教授、三代川教授、饗庭教授）、商法 1 名（矢崎教授）、民事訴訟法 2 名（我妻教授、手賀准教授）、刑法 1 名（木村教授）、刑事訴訟法 2 名（峰教授、堀田准教授）の各科目について、適切に指導することができる専任教員を配置している。

また、本学は入学定員が 52 名であり、【解釈指針 8－2－2－1】は該当しない。

《根拠となる資料・データ》

- ・別紙様式 3 「教員一覧、教員分類別内訳」
- ・別紙様式 4 「科目別専任教員数一覧」

基準 8-2-3

専任教員の科目別配置等のバランスが適正であり、かつ、当該法科大学院が教育上主要と認める授業科目については、原則として専任教員が置かれており、そのうち必修科目については、おおむね7割以上が専任教員によって担当されていること。

(基準 8-2-3 に係る状況)

1 専任教員の科目別配置等のバランス

専任教員 13 名の科目別及び年齢構成別内訳は、以下のとおり適切なバランスとなっている《資料 8-2-3-1「専任教員の担当科目」及び資料 8-2-3-2「専任教員の年齢構成」参照》【解釈指針 8-2-3-1】

《資料 8-2-3-1 専任教員の担当科目》

法律基本科目							法律実務 基礎科目	基礎法学・ 隣接科目	展開・ 先端科目
憲法	行政法	民法	商法	民事 訴訟法	刑法	刑事 訴訟法			
1	1	3	1	2	1	2	3	1	6

《資料 8-2-3-2 専任教員の年齢構成》

年齢	人数
60 歳代	4
50 歳代	4
40 歳代	3
30 歳代	2

2 教育上主要と認められる授業科目の担当教員

本法科大学院の教育理念は「東京をはじめとする大都市の抱える複雑な問題に対して、それを解決する能力を有する法曹を養成すること」であり、学生がこのような法曹となるために最も重要なことは、法律学の基礎が確固たるものとなっていることが大前提であると考えている。そのため、本法科大学院においては、すべての必修科目を教育上主要な科目と考えている。

これら平成 30 年度における必修科目について、専任教員が担当するものと、その他の教員が担当するものを区分すると、以下《資料 8-2-3-3「必修科目における専任教員担当分の割合」》のとおりである。

《資料 8-2-3-3 必修科目における専任教員担当分の割合》

区分	必修科目単位数	専任教員担当科目単位数	割合
法律基本科目	64	50	78.1%
法律実務基礎科目	8	8	100%
計	72	58	80.6%

※専任教員と専任教員以外の教員が共同で担当する科目（刑法 3、刑法総合 1、刑事訴訟実務の基礎）については、いずれも専任教員が授業内容の決定及び責任を負うことから、専任教員担当科目として計算した。

このように、必修科目として開講されている授業のうち、80.6%の科目は専任教員によって担当されており、本法科大学院においては、教育上主要と認められる授業科目について、基準を満たす専任教員を配置している。

《根拠となる資料・データ》

- ・別紙様式1「開設授業科目一覧」
- ・別紙様式3「教員一覧、教員分類別内訳」
- ・別紙様式4「科目別専任教員数一覧」

基準 8-2-4：重点基準

基準 8-2-1 に定める必置専任教員の数のおおむね 2 割以上は、専攻分野におけるおおむね 5 年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者であること。

（基準 8-2-4 に係る状況）

基準 8-2-1 に規定する必置専任教員数は 12 名であるため、上記基準を満たす人数は 3 名以上ということとなり、このうち 2 名については、解釈指針 8-2-4-2 により、いわゆるみなし専任教員（1 年につき 4 単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の法科大学院の組織の運営について責任を担う者）で構わないこととなる。

本法科大学院の実務家専任教員は 4 名（うち、2 名が上記のみなし専任教員に当たる（饗庭教授、橋口教授）。）であり、上記基準を満たすものである。

なお、4 名の実務家教員は、専攻分野における実務の経験を有し、高度な実務の能力を有する者である。《資料 8-2-4-1「実務家教員の経験等」参照》

また、担当科目は、いずれも実務経験との関連が認められるものである。【解釈指針 8-2-4-1】

《資料 8-2-4-1 実務家教員の経験等》

氏名	専攻分野	実務経験	経験の内容	担当科目
三代川三千代教授	民法	34 年 9 カ月	かつて、裁判官として実務に携わっていた。	民法総合 1、民法総合 2、民法総合 4、法曹倫理
饗庭靖之教授	民法	20 年 1 カ月	民事系法務において、弁護士として実務に携わっている。	民法総合 3、法曹倫理、エクスターンシップ、環境法、倒産法 1、倒産法 2
橋口佳典教授	民事訴訟法	11 年 7 カ月	裁判官として実務に携わっている。	民事訴訟実務の基礎、民事裁判演習
峰ひろみ教授	刑事訴訟法	5 年 6 カ月	かつて、検察官として実務に携わっていた。	刑事訴訟法、刑事訴訟実務の基礎、模擬裁判、法曹倫理、刑事裁判と事実認定、刑事政策

なお、みなし専任教員にあたる饗庭教授、橋口教授は、平成 30 年度においては、それぞれ 4 単位以上の授業科目を担当し、かつ、法科大学院の組織運営の基礎になる専攻会議の構成員であり、組織の運営について責任を担っている《資料 8-2-4-2「専攻会議の構成及び職務」及び別紙様式 3「教員一覧、教員分類別内訳」参照》。【解釈指針 8-2-4-2】

《資料 8-2-4-2 専攻会議の構成及び職務》

首都大学東京法科大学院規則（抜粋）

（専攻会議の構成）

第 4 条 専攻会議は、法科大学院専任教員をもって構成する。

2 前項の規定にかかわらず、専攻長が必要と認める場合は、専攻会議の構成員に、法科大学院における授業科目を担当するその他の教員を加えることができる。

3 専攻会議の議長は、専攻長とする。

（専攻会議の職務）

第 5 条 以下の各号に掲げる事項は、専攻会議が審議し、専攻長が決定するものとする。ただし、法学政治学研究科教授会における審議が必要な事項については、この限りでない。

- (1) 法科大学院における学生の入学、課程の修了その他学生の在籍に関する事項
- (2) 法務博士（専門職）の学位の授与に関する事項
- (3) 法科大学院の教育課程の編成その他の教育に関する事項
- (4) 法科大学院における研究活動に関する事項
- (5) その他法科大学院の運営に関し、必要な事項

（出典：別添資料7「首都大学東京法科大学院規則」）

《根拠となる資料・データ》

- ・別紙様式3「教員一覧、教員分類別内訳」
- ・別添資料7「首都大学東京法科大学院規則」第4～5条（専攻会議の構成等）

基準 8－2－5

基準 8－2－4 に定める実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する必置専任教員の少なくとも 3 分の 2 は、法曹としての実務の経験を有する者であること。

（基準 8－2－5 に係る状況）

本法科大学院における実務家専任教員（みなし専任も含む）である、饗庭教授・橋口教授・三代川教授、峰教授の 4 名は全員、法曹としての実務の経験を有する者である。

《根拠となる資料・データ》

- ・別紙様式 3 「教員一覧、教員分類別内訳」

8-3 教員の教育研究環境

基準 8-3-1

法科大学院の教員の授業負担は、年度ごとに、適正な範囲内にとどめられていること。

(基準 8-3-1 に係る状況)

本法科大学院専任教員の平成 30 年度の授業負担については、大半の者が、年間 20 単位以下であり、年間 30 単位以上の授業負担を有する教員はいない。《資料 8-3-1-1 「専任教員の授業負担」 参照》【解釈指針 8-3-1-1】

《資料 8-3-1-1 専任教員の授業負担》

氏名	授業負担	氏名	授業負担
石崎 教授	12 単位	門脇 准教授	20.9 単位
木村 教授	12 単位	種村 准教授	24 単位
富井 教授	24 単位	手賀 准教授	18 単位
峰 教授	12.7 単位	堀田 准教授	22 単位
三代川 教授	8.4 単位	饗庭 教授	12.9 単位
矢崎 教授	12 単位	橋口 教授	6 単位
我妻 教授	6 単位		

また、兼任教員の授業負担についても、その授業負担は、適正な範囲内にとどめられているといえることができる。《資料 8-3-1-2 「兼任教員授業負担」 参照》

《資料 8-3-1-2 兼任教員の授業負担》

氏名	授業負担	氏名	授業負担
大杉 教授	2 単位	天野 准教授	2 単位
木村 教授	3.1 単位	尾崎 准教授	6 単位
谷口 教授	2 単位	金崎 准教授	6 単位
陳 教授	2 単位	作内 准教授	2 単位
長谷川 教授	2 単位	田尾 准教授	0.9 単位
星 教授	4 単位	山科 准教授	4 単位
山神 教授	4 単位		

＜注＞兼任教員の授業負担は、本法科大学院における単位数のみ計上している。

《根拠となる資料・データ》

- ・別紙様式 3 「教員一覧、教員分類別内訳」

基準8-3-2

法科大学院の専任教員には、その教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、数年ごとに相当の研究専念期間が与えられるよう努めていること。

(基準8-3-2に係る状況)

首都大学東京においては、「公立大学法人首都大学東京教員の特別研究期間制度（サバティカル）に関する規程」により、各教員は、原則として、7年ごとに1年間のサバティカルを取ることが可能となっている。本規程に基づく特別研究期間は、法科大学院の専任教員に対しても与えられる。《資料8-3-2-1「研究専念期間について定めた規程」及び資料8-3-2-2「特別研究期間の取得実績」参照》

《資料8-3-2-1 研究専念期間について定めた規程》

公立大学法人首都大学東京教員の特別研究期間制度（サバティカル）に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人首都大学東京（以下「法人」という。）が設置する大学（以下「本学」という。）の教員（教授及び准教授（公立大学法人首都大学東京組織規則（平成17年法人規則第3号）第19条に定める教授及び准教授をいう。）に任命する者をいう。以下同じ。）の特別研究期間制度について必要な事項を定めることを目的とする。

(特別研究期間)

第2条 特別研究期間とは、専門分野に関する教育研究能力の更なる向上のため、教員に対して、日常的な教育及び管理運営の負担を免除し、一定期間継続的に自主的な調査研究に専念することを認める期間をいう。

2 前項の期間は、原則6月以上1年以内の引き続く一の期間とし、この期間内において、複数の年度にわたる期間を設定することができる。

3 前項の規定にかかわらず、産業技術大学院大学に所属する教員については、5月以内の期間とすることができる。

4 特別研究期間の始期は、原則4月又は10月とする。ただし、前項に該当する場合は、別に定めることができる。

(要件)

第3条 教員は、次の各号のいずれにも該当する場合に、特別研究期間の取得を申請することができる。

(1) 第1条に定める教員に任用後又は直近の特別研究期間終了後から起算して、継続的に勤務した期間が7年以上であること。

(2) 第1条に定める教員に任用された年度又は直近の特別研究期間が終了した翌年度から起算して、年度評価（公立大学法人首都大学東京大学教員の評価に関する規程（平成18年度法人規程第9号）第4条に定めるものをいう。以下同じ。）において、B以上の総合評価を7回以上得ていること。

(3) 第1号の規定にかかわらず、第2条第3項を適用する場合は、第1条に定める教員に任用後又は直近の特別研究期間終了後から起算して、継続的に勤務した期間が3年以上であること。

(4) 第2号の規定にかかわらず、第2条第3項を適用する場合は、第1条に定める教員に任用された年度又は直近の特別研究期間が終了した翌年度から起算して、年度評価において、B以上の総合評価を3回以上得ていること。

2 前項第1号及び第3号の期間の計算においては、原則として、公立大学法人首都大学東京教職員就業規則（平成17年度法人規則第21号）第13条第1項各号に定める休職、同規則第21条に定める結核休養及び同規則第48条第3号に定める停職並びに公立大学法人首都大学東京教職員育児・介護休業規則（平成17年法人規則第38号）に定める育児休業及び介護休業（いずれも連続した1月以上のものに限る。）の期間は除算する。

3 第1項の規定にかかわらず、当該年度末の年齢が65歳である場合又は当該年度内に退職となることが明らかな場合は、原則として特別研究期間を取得することはできない。

4 部局長（公立大学法人首都大学東京組織規則（平成17年法人規則第3号。以下「組織規則」という。）第12条に定める者をいう。以下同じ。）は、第1項に掲げたもののほかに、別途要件を定めることができる。

(平19規程71・平22規程34・一部改正)

(特別研究期間中の兼業・兼職)

第4条 特別研究期間中に兼業・兼職しようとする場合は、公立大学法人首都大学東京教職員の兼業等に関する規則（平成17年法人規則第23号）に定める手続により許可・承認を得て、研究に支障のな

い範囲で兼業・兼職に従事することができる。 (手続)
第5条 特別研究期間を取得しようとする教員は、所属する部局長に対し、取得期間、研究の概要等を申請しなければならない。
2 部局長は、前項の申請を受けた場合には、当該教員の専門分野に関する教育研究能力の更なる向上が期待でき、かつ、当該部局の教育・研究に支障がないと認めるときは、当該教員を学長に推薦するものとする。
3 学長は、前項の推薦の内容について、本学の教育・研究活動の活性化を通じた質の向上や若手専任教員の育成等に寄与すると認める場合には、これを承認するものとする。
4 特別研究期間中に所属勤務場所を離れて調査研究に従事する場合は、出張等の所定の手続を行わなければならない。 (報告)
第6条 特別研究期間を取得した者は、当該期間終了後1月以内に、所属する学長に対して、報告書を提出しなければならない。

《資料 8-3-2-2 特別研究期間の取得実績（法科大学院専任教員のみ）》

氏名	取得期間
石崎 教授	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日
手賀 准教授	平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日

基準 8－3－3

法科大学院の専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、必要な資質及び能力を有する職員が適切に置かれていること。

（基準 8－3－3 に係る状況）

法科大学院の専任教員の教育上の職務を補助するために、本学では、原則として 3 名の助教を配置している。3 名の助教は、それぞれ公法系、刑事系、民事系を専門とする者から選任されることとされており、学生に対する授業に関する連絡、授業資料の作成等を行っている。

また、教員が多忙の際等には、各人の専攻分野に関する学修相談も行っており、教員を適切に補助しているものである。

2 図書室における司書の配置

また、法科大学院図書室には、司書資格を有する者 2 名を中心とする担当者が、平日は午前 9 時から午後 10 時まで、また、土日祝日は午前 9 時 15 分から午後 5 時 30 分まで、それぞれ在室しており、学生に対して、本の配架場所案内、本の検索ソフトの使用方法的説明等を行い、専任教員の教育上の補助を行っている。また、これらの者が、学生教育補助・教員の研究支援の一環として、南大沢にある本館からの資料取り寄せのための事務・本館からの資料コピーの取り寄せのための事務・他大学図書館利用に関する事務も行っている。

2 特長及び課題等

1 特長

本法科大学院は、基準に適合した教員組織を構成している。しかも、個々の教員の採用にあたっては、専攻会議が関与することにより、研究及び教育能力等に優れた資質を有する教員を確保することが可能となっている。また、サバティカル制度の下、教員の研究面での質の向上も図られており、優れた資質を有する教師陣を構えている。

2 課題等

現専任教員の中には、間もなく定年を迎える教員も複数含まれている。そこで、今後も法科大学院教育を行うにふさわしい意欲と能力を備えた教員を適宜確保する必要がある。

第9章 管理運営等

1 基準ごとの分析

9-1 管理運営の独自性

基準9-1-1

法科大学院における教育活動等を適切に実施するための独自の運営の仕組みとして、法科大学院の運営に関する重要事項を審議する会議（以下「法科大学院の運営に関する会議」という。）及び専任の長が置かれていること。

（基準9-1-1に係る状況）

本法科大学院は、法学政治学研究科の1専攻（法曹養成専攻）として置かれるものではあるが、管理・運営の独自性を確保するため、様々な制度が構築されている。そもそも、法曹養成専攻は、独自性を確保するために、他部局とは場所的に独立した晴海キャンパスに設置されているところであり、独自性を確保しやすい環境を整えている。

1 専攻長及び専攻会議の設置

本法科大学院には、法曹養成専攻長が置かれている。《資料9-1-1-1「専攻長の職」参照》

そして、本法科大学院には、法科大学院の教授会に当たる「専攻会議」が設置されており、法科大学院の運営にかかる事項については、専攻会議における審議に基づき、専攻長が決定することとなっている。

専攻会議は、毎月1回（ただし、8月を除く）開催される。そして、その構成員は、原則として、いわゆるみなし専任教員も含む法科大学院専任教員であるが、必要に応じて、兼任教員等も構成員となっている。《資料9-1-1-2「専攻会議の設置及び構成等」参照》

【解釈指針9-1-1-1】 【解釈指針9-1-1-2】

そして、専攻長を議長として審議が行われるが、具体的な審議事項としては、(1) 法科大学院における学生の入学、課程の修了その他学生の在籍に関する事項、(2) 法務博士（専門職）の学位の授与に関する事項、(3) 法科大学院の教育課程の編成その他の教育に関する事項、(4) 法科大学院における研究活動に関する事項、(5) その他法科大学院の運営に関し、必要な事項となっている。

ただし、このうち、学生の修了認定や入学者選抜等の重要事項については、専攻会議のみで決定することはできず、正式には、法学政治学研究科教授会の議を経て、法学政治学研究科長が決定する必要があるが、これまでは、専攻会議における審議が尊重され、それが覆されたことはない。その結果、専攻会議においてこれらの事項に関する実質的審議を行い、そこにおける意思決定を法学政治学研究科教授会は尊重する慣行が形成されているということができ、この慣行が維持される限り、実質的には独自に運営を行っていることとなる。また、法科大学院の教員人事については、形式的には、公立大学法人首都大学東京の人事委員会が担当するが、これまでも、教員人事については、実質的に法科大学院専攻会議で審議を行った上で、法学政治学研究科教授会でそれを承認し、当該意見が人事委員会等においても尊重されてきたところである。【解釈指針9-1-1-3】

なお、法科大学院の教育カリキュラム・教育方法・成績評価等に関する事項についても、原則的には、専攻会議において審議し、専攻長が決定すべき事項となっているところであるが、法科大学院のFD会議において、審議・決定を行う場合がある（「首都大学東京法科大学院規則」第10条）。これは、学生教育に関する事項については、本法科大学院で授業を担当するすべての教員が参加することが予定されるFD会議で実質的な審議を行うことが妥当な場合もあり、本法科大学院で授業を担当するすべての教員が積極的に教育改善に関与する制度として状況に応じて活用しているものである。とはいえ、これらの制度改善についても、最終的に責任を担うこととなるのは専任教員で構成される専攻会議であることは言うまでもない。

以上のように、本法科大学院の運営については、専攻会議を中心として、独自の運営の仕組みが制度上、構築されているところである。

《資料 9-1-1-1 専攻長の職》

公立大学法人首都大学東京組織規則(抜粋)

(専攻長等の職)

第15条の3 首都大学東京大学院学則(平成17年度法人規則第49号)第4条第1項及び産業技術大学院大学学則(平成18年度法人規則第3号)第4条第1項に定める専攻に専攻長を、首都大学東京大学院学則第4条第2項に定める学域に学域長を置く。

《資料 9-1-1-2 専攻会議の設置及び構成等》

首都大学東京法科大学院規則(抜粋)

(専攻会議の設置)

第3条 法科大学院に、専攻会議を置く。

(専攻会議の構成)

第4条 専攻会議は、法科大学院専任教員をもって構成する。

2 前項の規定にかかわらず、専攻長が必要と認める場合は、専攻会議の構成員に、法科大学院における授業科目を担当するその他の教員を加えることができる。

3 専攻会議の議長は、専攻長とする。

(専攻会議の職務)

第5条 以下の各号に掲げる事項は、専攻会議が審議し、専攻長が決定するものとする。ただし、社会科学部教授会における審議が必要な事項については、この限りでない。

- (1) 法科大学院における学生の入学、課程の修了その他学生の在籍に関する事項
- (2) 法務博士(専門職)の学位の授与に関する事項
- (3) 法科大学院の教育課程の編成その他の教育に関する事項
- (4) 法科大学院における研究活動に関する事項
- (5) その他法科大学院の運営に関し、必要な事項

(出典：別添資料7「首都大学東京法科大学院規則」)

2 法科大学院の組織(各種委員会)

また、本法科大学院の運営を円滑に行うために、独自の各種委員会を設置し、それぞれの委員会が所管の事務を行っているところである。具体的には、下表のとおり委員会を設置され、それぞれの職務を遂行している。《資料 9-1-1-3「各種委員会リスト」及び資料 9-1-1-4「法科大学院における委員会等における準則」参照》

《資料 9-1-1-3 各種委員会リスト》

委員会名	平成 30 年度委員	委員会名	平成 30 年度委員
自己点検委員会	峰教授、木村（光）教授、 手賀准教授	FD 委員会	峰教授、木村（光）教授、 手賀准教授
教務委員会	木村（光）教授	学生委員会	富井教授
入試委員会	手賀准教授	広報委員会	我妻教授
図書情報委員会	矢崎教授	就職支援委員会	種村准教授
研究室主任	石崎教授		

《資料 9-1-1-4 法科大学院における委員会等に関する準則》

法科大学院における委員会等に関する準則（抜粋）	
（目的）	
第1条 本準則は、法科大学院の運営に関し必要な委員会等を置き、その職務その他の事項を定めることを目的とする。	
（定義）	
第2条 本準則における「専攻長」とは、公立大学法人首都大学東京組織規則第15条の3に基づき、法科大学院に置かれた専攻長をいう。	
2 本準則における「準則」とは、首都大学東京法科大学院規則（以下「法科大学院規則」という。）第7条に基づき定められた法科大学院準則をいう。	
（自己点検委員会の設置）	
第3条 法科大学院に、法科大学院自己点検・評価委員会（以下「自己点検委員会」という。）を置く。	
（自己点検委員会の職務）	
第4条 自己点検委員会は、以下の各号に掲げる事項を職務とする。	
(1) 法科大学院における教育環境、学修環境及び研究環境の点検・評価に関する事項	
(2) 外部機関による第三者評価に関する事項	
(3) その他法科大学院の自己点検・評価に関するすべての事項	
（自己点検委員会の構成）	
第5条 自己点検委員会は、以下の各号に掲げる者によって構成する。	
(1) 専攻長	
(2) 教務委員	
(3) 専攻長が任命したその他の教員	
2 自己点検委員会は、専攻長を委員長とする。	
（FD委員会の設置）	
第6条 法科大学院に、法科大学院ファカルティディベロップメント委員会（以下「FD委員会」という。）を置く。	
（FD委員会の職務）	
第7条 FD委員会は、以下の各号に掲げる事項を職務とする。	
(1) 法科大学院規則第10条に定めるFD会議の運営に関する事項	
(2) 授業評価に関する事項	
(3) その他法科大学院のファカルティディベロップメントに関するすべての事項	
（FD委員会の構成）	
第8条 FD委員会は、以下の各号に掲げる者によって構成する。	
(1) 専攻長	
(2) 専攻長が任命したその他の教員	
2 FD委員会は、専攻長を委員長とする。	
（教務委員会の設置）	
第9条 法科大学院に、法科大学院教務委員会（以下「教務委員会」という。）を置く。	
（教務委員会の職務）	
第10条 教務委員会は、以下の各号に掲げる事項を職務とする。	
(1) カリキュラムの管理	
(2) 開講する授業科目の管理	
(3) 開講する授業科目の時間割の調整	
(4) 科目履修説明会の実施	
(5) 期末試験の実施にかかる事項	
(6) その他法科大学院の教務に関するすべての事項	
（学生委員会の設置）	

第11条 法科大学院に、法科大学院学生委員会（以下「学生委員会」という。）を置く。 （学生委員会の職務） 第12条 学生委員会は、以下の各号に掲げる事項を職務とする。 (1) 学生の適応相談に関する事項 (2) 授業料等の減額及び免除に関する事項 (3) 学生指導に関する事項 (4) その他法科大学院の学生生活に関するすべての事項（ただし、セクシャルハラスメント又はアカデミックハラスメントに関する事項を除く。） （入試委員会の設置） 第13条 法科大学院に、法科大学院入試委員会（以下「入試委員会」という。）を置く。 （入試委員会の職務） 第14条 入試委員会は、以下の各号に掲げる事項を職務とする。 (1) 法科大学院の入学者選考の実施に関する事項 (2) 法科大学院の入学者選抜説明会の実施に関する事項 (3) その他法科大学院の入学者選考に関するすべての事項 （広報委員会の設置） 第15条 法科大学院に、法科大学院広報委員会（以下「広報委員会」という。）を置く。 第16条 広報委員会は、以下の各号に掲げる事項を職務とする。 (1) 法科大学院のウェブサイトの管理 (2) 法科大学院案内の作成 (3) その他法科大学院の広報に関する事項 （図書情報委員会の設置） 第17条 法科大学院に、法科大学院図書情報委員会（以下「図書情報委員会」という。）を置く。 （図書情報委員会の職務） 第18条 図書情報委員会は、以下の各号に掲げる事項を職務とする。 (1) 学術資料の収集、購入、管理、運用及び処分に関する事項 (2) 学術資料の効果的利用のための運用に関する事項 (3) その他図書室に関するすべての事項 （就職支援委員会の設置） 第18条の2 法科大学院に、法科大学院就職支援委員会（以下「就職支援委員会」という。）を置く。 （就職支援委員会の職務） 第18条の3 就職支援委員会は、以下の各号に掲げる事項を職務とする。 (1) 学生の就職指導に関する事項 (2) 就職情報の収集および提供に関する事項 (3) その他学生の就職に関するすべての事項 （研究室主任の設置） 第19条 法科大学院に、法科大学院研究室主任（以下「研究室主任」という。）を置く。 （研究室主任の職務） 第20条 研究室主任は、以下の各号に掲げる事項を職務とする。 (1) 法科大学院における研究費の管理に関する事項 (2) 法科大学院における研究室及び院生室の使用に関する事項 (3) その他法科大学院の研究環境に関するすべての事項 （委員等の任命） 第21条 教務委員会、学生委員会、入試委員会、広報委員会、図書情報委員会及び就職支援委員会の委員並びに研究室主任は、専攻長が任命する。 （出典：別添資料13「法科大学院における委員会等に関する準則」）

《根拠となる資料・データ》

- ・別紙様式3「教員一覧、教員分類別内訳」
- ・別添資料7「首都大学東京法科大学院規則」第3～5条（専攻会議の設置等）
- ・別添資料13「法科大学院における委員会等に関する準則」

基準 9－1－2

法科大学院の管理運営を行うために、法科大学院の設置形態及び規模等に応じて、適切な事務体制が整備され、職員が適切に置かれていること。

また、法科大学院の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、教職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（基準 5－1－1 に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行っていること。

（基準 9－1－2 に係る状況）

1 事務体制

本法科大学院の管理運営に関する事務は、課長も含め、現在 10 名の職員によって行われている。

なお、組織上は、文系管理課と文系学務課の 2 組織にまたがるが、両課の課長は兼務となっており、実質上は 1 組織として機能している《資料 9-1-2-1 「法科大学院事務組織」参照及び別添資料 58 「大学の事務組織図」参照》。

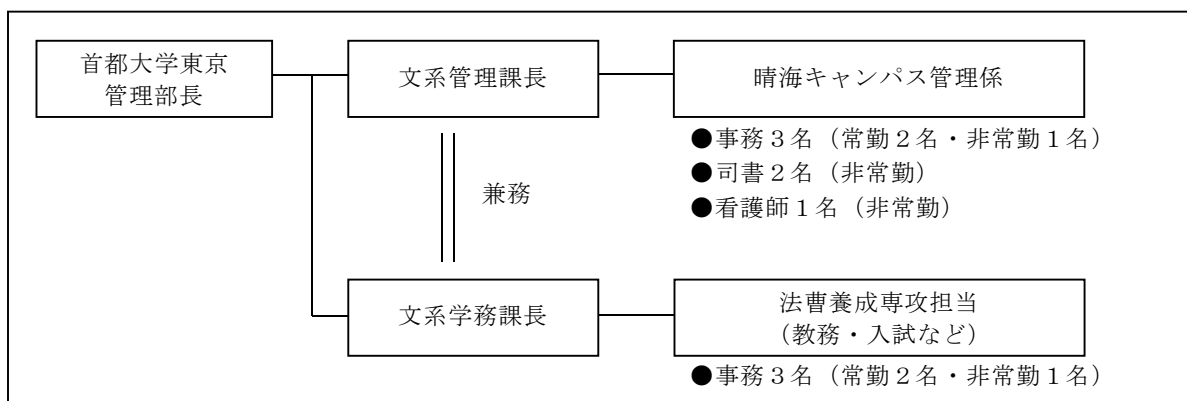
また、事務職員 6 名のうち、本法科大学院の庶務、会計及び施設に関する事務として 3 名が担当し、残る 3 名が教務、入試及び学生対応に関する事務を担当しているが、入試等の行事や繁忙期には、組織全体として対応する態勢を組んでいる。

このほかに、図書室に勤務する司書 2 名と、保健室に勤務する看護師 1 名を配置している。

なお、組織上の職員とは異なるが、委嘱により学生相談室に勤務する心理カウンセラー 1 名を配置している。

以上のように、本法科大学院の規模、収容員数 156 名（在校生は 68 名）に照らし合わせると、適切な体制であると考えられる。

《資料 9-1-2-1 法科大学院事務組織》



2 研修等の取組

（1）教員に対する研修

本法科大学院を置く首都大学東京が実施する教員研修としては、ハラスメント防止研修があり、教員は 5 年に 1 回受講することが義務付けされている。そのほかにも、英語による授業実施力向上により教育実施能力を高めるための教員研修などが実施されている。

また、法科大学院協会や日本弁護士連合会等から、法科大学院教員向けの研修の実施について参加案内があった場合には、専任教員等に周知し、研修への参加機会が得られるようにしている。《別添資料 59「教員研修に係る資料」参照》【解釈指針 9－1－2－1】

(2) 職員に対する研修

本法科大学院を置く首都大学東京では、職員の資質向上のために、法人職員の戦略的人材育成の指針として、『人材育成プログラム～スタッフ・ディベロップメントの体系化と実践的展開～』を策定している。また、「職員研修実施計画」を毎年度作成し、職場外研修、職場内研修（OJT）、派遣研修、自己研修と体系を明確にして各種研修を実施している。《別添資料 60「人材育成プログラム」及び別添資料 61「平成 29 年度職員研修実施計画」参照》【解釈指針 9－1－2－1】

《根拠となる資料・データ》

- ・別添資料 58「大学の事務組織図」
- ・別添資料 59「教員研修に係る資料」
- ・別添資料 60「人材育成プログラム」
- ・別添資料 61「平成 29 年度職員研修実施計画」

基準9-1-3

法科大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい財政的基礎を有していること。

(基準9-1-3に係る状況)

本法科大学院では、教育活動等を適切に実施するためにふさわしい予算を確保し、円滑に運営されているところである。《資料9-1-3-1「法科大学院予算・決算実績」参照》

《資料9-1-3-1 法科大学院予算・決算実績》

区 分	28年度 予算	28年度 決算	29年度 予算	29年度 決算	30年度 予算
一般財源	81,232	78,724	80,961	73,297	81,350
一般管理費	1,867	1,921	1,867	1,489	1,287
人件費	112	0	0	0	0
教育費	26,291	23,982	26,276	24,765	25,900
教育研究支援費	11,667	11,310	9,878	9,664	13,250
建物維持管理費	41,295	41,511	42,940	37,379	40,913

(単位は千円)

なお、これらの運営資金については、法科大学院の運営の実態に応じて、設置者である公立大学法人首都大学東京から交付されるものである。

また、予算の申請（資金の使途も含めて）については、晴海キャンパスを事務的に統括する文系管理課が行っているが、その際、設置者側の財務担当部署によるヒアリング（意見聴取）が必ず行われており、教育現場である法科大学院の意見が、可能な限り反映される制度となっている。特に、図書予算やウェブ検索システムの導入などについては、文系管理課と法科大学院図書情報委員教員とが協議し、その協議に基づいた要求を行っており、そこで要求された内容が反映され、予算が執行されている。【解釈指針9-1-3-1】

2 特長及び課題等

1 特長

本法科大学院は、法学政治学研究科の1専攻として置かれるものではあるが、他部局とは場所的に独立した晴海キャンパスに設置されていることもあり、独自性を確保しやすい環境を整えている。

2 課題等

管理運営体制の点での課題として、法科大学院専攻長が大学の最終決定機関である教育研究審議会に出席しておらず、さらに、法科大学院が所属する法学政治学研究科の科長も、教育研究審議会の正式な構成員となっていない。これらの課題は、首都大学東京開学以来の懸案事項であるが、本法科大学院の管理運営における不備ともいえるので、本法科大学院としても、引き続き、適切な管理運営体制の構築に向け、取り組んでいきたい。

第10章 施設、設備及び図書館等

1 基準ごとの分析

10-1 施設、設備及び図書館等

基準10-1-1

法科大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他当該法科大学院の運営に必要な種類、規模、質及び数の教室、演習室、自習室、図書館、教員室その他の施設が備えられていること。

(基準10-1-1に係る状況)

1 教室・演習室・実習室

本法科大学院における教室、演習室及び実習室は、すべて本法科大学院の専用施設であり、以下《資料10-1-1-1「教室・演習室・実習室の概要」》に記載するとおりであるが、まず、収容人数156名の小規模法科大学院にもかかわらず、模擬法廷を含めて12もの教室があることは、規模、質及び数の面において十分な設備であると考えられる。特に模擬法廷が設置され、裁判所と同様の設備によって模擬裁判等の授業を実施することが可能となっているのは特筆すべき点である。【解釈指針10-1-1-1】【解釈指針10-1-1-7】

《資料10-1-1-1 教室・演習室・実習室の概要》

区分		名称	面積	定員	備品
教室	小講義室	405 教室	76 m ²	24 名	2 人用机 12 台、椅子 24 脚
		406 教室	81 m ²	24 名	2 人用机 12 台、椅子 30 脚、プロジェクター1 台、マイク・音響設備
		407 教室	79 m ²	18 名	2 人用机 9 台、椅子 18 脚
		705 教室	77 m ²	18 名	2 人用机 9 台、椅子 18 脚、マイク・音響設備
	中講義室	401 教室	153 m ²	66 名	2 人用机 33 台、椅子 78 脚、プロジェクター1 台、マイク・音響設備
		403 教室	99 m ²	42 名	1 人用机 42 台、椅子 48 脚、プロジェクター1 台、マイク・音響設備
		404 教室	161 m ²	72 名	2 人用机 36 台、椅子 78 脚、プロジェクター1 台、マイク・音響設備
	大講義室	701 教室	231 m ²	84 名	2 人用机 42 台、椅子 84 脚、マイク・音響設備
		702 教室	247 m ²	180 名	2 人用机 45 台、椅子 180 脚、プロジェクター1 台、マイク・音響設備、DVD プレイヤー
演習室		507 教室	76 m ²	24 名	2 人用机 12 台、椅子 24 脚
実習室		模擬法廷	120 m ²	—	裁判官席 3 人分、書記官席 3 人分、原告側席 5 人分、被告側席 5 人分、証人席、傍聴席 67 人分、プロジェクター1 台、マイク・音響設備
		新模擬法廷	55 m ²	—	裁判官・裁判員席 9 人分、書記官席 3 人分、原告側席 5 人分、被告側席 5 人分、証人席

2 自習室

本法科大学院における自習室は、すべて本法科大学院の専用施設であり、以下《資料 10-1-1-2「自習室の概要」》に記載するとおりであるが、本法科大学院ではすべての学生に対して個人席を与え、学生は年末年始を除き、午前 6 時 30 分から午後 10 時まで個人席を使用することができる。また、同じ階に自主ゼミ用の自習室が 3 室、さらに 1 階にも自主ゼミ用の自習室が 5 室あり、学生同士の共同学修や演習等に活用されている。なお、上述の個人席は 5 階にあるが、2 階下の 3 階に法科大学院専用図書室があり、学生は学修の中で必要となった文献資料をすぐに図書室で検索・収集することができるようになっている。《別添資料 16「院生室の利用に関する準則」、別添資料 17「自習室の利用に関する準則」、別添資料 18「学生ゼミ室の利用に関する準則」参照》【解釈指針 10-1-1-2】【解釈指針 10-1-1-7】

なお、修了生についても、修了後 5 年間に限り、修了生自習室と図書室自習机の利用を認めている。《別添資料 20「修了生による修了生自習生室及び図書室自主机の利用に関する準則」参照》

《資料 10-1-1-2 自習室の概要》

区分	名称	面積	定員	備品
院生用自習室	504 教室	226 m ²	70 名	キャレル 70 席
	506 教室	154 m ²	86 名	キャレル 86 席
修了生用自習室	501 教室	97 m ²	38 名	キャレル 38 席
	502 教室	54 m ²	10 名	キャレル 10 席
	503 教室	78 m ²	26 名	キャレル 26 席
演習室用 (自主ゼミ用)	104 教室	19 m ²	8 名	ゼミ用テーブル 2 台、椅子 8 脚
	105 教室	22 m ²	8 名	ゼミ用テーブル 2 台、椅子 8 脚
	106 教室	19 m ²	8 名	ゼミ用テーブル 2 台、椅子 8 脚
	112 教室	19 m ²	8 名	ゼミ用テーブル 2 台、椅子 8 脚
	113 教室	22 m ²	8 名	ゼミ用テーブル 2 台、椅子 8 脚
	508 教室	59 m ²	12 名	2 人用机 6 台、椅子 12 脚
	509 教室	44 m ²	12 名	1 人用机 8 台、2 人用机 2 台、椅子 12 脚
	510 教室	57 m ²	12 名	1 人用机 12 台、椅子 12 脚

3 図書館

(1) 施設及び運営体制

本法科大学院は専用の図書室（771 m²）を有しており、法科大学院所属の学生・修了生及び担当教員のみが使用する専用施設となっている。《資料 10-1-1-3「図書室の利用者」、別添資料 56「図書室に関する資料」参照》

また、図書及び資料を活用しての学生の学修並びに教員による教育及び研究の円滑化を実現するための体制として、これら図書室の運営に関する事項について所管する法科大学院図書情報委員会を設置している。《資料 10-1-1-4「図書情報委員会の設置」参照》【解釈指針 10-1-1-3】

《資料 10-1-1-3 図書室の利用者》

図書室の利用に関する準則（抜粋）

（利用者）

第2条 利用者は、院生その他専攻会議の議を経て専攻長が認めた者に限る。

（出典：別添資料 19「図書室の利用に関する準則」）

《資料 10-1-1-4 図書情報委員会の設置》

法科大学院における委員会等に関する準則（抜粋）

（図書情報委員会の設置）

第17条 法科大学院に、法科大学院図書情報委員会（以下「図書情報委員会」という。）を置く。

（図書情報委員会の職務）

第18条 図書情報委員会は、以下の各号に掲げる事項を職務とする。

- （1）学術資料の収集、購入、管理、運用及び処分に関する事項
- （2）学術資料の効果的利用のための運用に関する事項
- （3）その他図書室に関するすべての事項

（出典：別添資料13「法科大学院における委員会等に関する準則」）

（2）図書室の蔵書

図書室の蔵書は約4万8千冊となっている。本学の学部教育を行う南大沢キャンパス（東京都八王子市）からは若干離れているという事情もあり、本法科大学院の図書室は設置にあたってほとんどゼロからスタートすることを余儀なくされた。しかし、その後の予算的措置、及び南大沢キャンパスから教員研究室移転に伴う移動があったことなどにより、蔵書は着実に充実してきており、法科大学院として必要とされる水準を満たすに至ったと考えられる。このほか、図書室には雑誌約130タイトル、他大学の法科大学院紀要、新聞のほか、法学関係のデータベースが備えられている。

なお、法科大学院図書室の書籍は、教員が借り出す場合を除き、禁帯出となっており、学生は、図書室内で閲覧・複写等を行い、利用することとなっている。そのため、図書資料の散逸等がなく、適切な管理及び維持が可能となっている。《資料 10-1-1-5「書籍の禁帯出」参照》【解釈指針10-1-1-3】

《資料 10-1-1-5 書籍の禁帯出》

図書室の利用に関する準則（抜粋）

（書籍の禁帯出）

第4条 書籍は、禁帯出とし、図書館内で利用しなければならない。

（出典：別添資料 19「図書室の利用に関する準則」）

（3）パソコンの活用

図書室に併設されるパソコン室には、パソコン29台、プリンタ5台が備え置かれており、電子的な法情報の活用や、インターネット上の法情報の収集等が可能となっている。具体的には、データベースとして、主に以下のものを利用することができるようになっている。別添資料21「コンピュータの利用に関する準則」参照》【解釈指針10-1-1-3】

【利用可能データベースリスト】

- ・「TKC ローライブラリー」
- ・「D1-Law.com」（第一法規）
- ・「LLI 統合型法律情報システム」
- ・アメリカ法検索システム「Hein-on-Line」及び「WEST LAW」
- ・ドイツ法検索システム「Juris Online」

（４）南大沢キャンパス等の図書館の利用

また、学生は南大沢キャンパスにある総合図書館及び図書情報センター法学系図書室を利用することが可能である。

なお、これらの図書室における蔵書・利用状況等についても、ウェブサイト上の OPAC (<http://www.opac.lib.tmu.ac.jp/webopac/catsrd.do>) により、晴海キャンパスから検索可能となっている。

さらに、本学においては、本学図書館に蔵書していない図書について、他大学等からの貸借の手続について、すべてウェブサイト上から行うことが可能となっており、教員及び学生の図書情報利用の円滑が図られている。【解釈指針 10-1-1-3】

（５）司書職員の体制

図書室においては、平日のデイトタイムには比較的使用が多いことから2名の司書（非常勤契約職員）を配置しているが、非常勤司書2名の配置は、大学院専門図書室としては相当に充実した配置であり、優れた図書館司書による学生に対する助言体制が構築されている。

また、それ以外の平日夜間や土日祝日にも1名の職員（業務委託）勤務させており、それによって十分な開館時間を確保し、学生による自習等をより容易なものとしている。

【解釈指針 10-1-1-4】

ア 勤務体制

（ア）平日 8 時 45 分から 17 時 30 分まで

2 人（司書資格者）がシフト制で 1 ～ 2 人体制

（イ）平日 17 時 30 分から 22 時まで及び土日祝日 9 時 15 分から 17 時 30 分

業務委託で 1 人体制

イ 相談業務の現状

（ア）本の配架場所案内

（イ）本の検索ソフトの使用方法を説明

（ウ）本館からの資料取り寄せの仲介

（エ）本館の資料コピーの受け渡し

4 教員室

本法科大学院における教員室（本法科大学院内では「研究室」と称する）は、以下《資料 10-1-1-6「教員室の概要」》に記載するとおりであるが、まず、本法科大学院においては、すべての専任教員に個室の研究室が与えられている。さらに、非常勤教員のためにも共同研究室と講師控室の2室があり、授業準備等を円滑に行うことができるようにしている。

また、教員用の設備・機器として、印刷機 2 台（印刷室）が配置されており、講義において配布するレジュメの印刷等に活用されている。また、講師控室には、ロッカー 8 台のほかパソコン・プリンタ・コピー機・印刷機・電話機・スキャナ・メールボックス等が、共同研究室にはロッカー 42 台のほか、パソコン（5 台）・プリンタ（2 台）・スキャナ（2 台）・プロジェクター・ラミネータ・製本機・ファクシミリ・電話機等がそれぞれ備え付けられており、兼任の者も含め教員による講義準備等が十分可能となっている。【解釈指針 10-1-1-5】

《資料 10-1-1-6 教員室の概要》

区分	名称	部屋数	面積	備品
6 階：教員専用個室 （専任教員用）	各研究室	18	30～36 m ²	机、椅子、書棚、ロッカー等
6・7 階：教員共用室 （非常勤含む）	共同研究室 （7 階）	1	81 m ²	PC5 台、プリンタ 2 台、スキャナ 2 台、ラミネータ 1 台、製本機 1 台、ロッカー 42 台、プロジェクター 1 台、カメラ 1 台、書棚等
	講師控室 （6 階）	1	65 m ²	PC1 台、プリンタ 2 台、スキャナ 1 台、ロッカー 8 台、コピー機 1 台、印刷機 1 台、メールボックス、書棚等
	印刷室	1	43 m ²	印刷機 2 台
6 階：助教用教員室	助教室	1	37 m ²	パソコン 3 台

なお、教員が学生と面談できる独立したスペースとして、上記の研究室のほか、507 教室（オフィスアワーを行うための教室）、共同研究室及び講師控室を備えている。【解釈指針 10-1-1-6】

5 その他の学習施設

上記 1 から 4 のほか、法科大学院の学生も利用できる施設の一例として、以下のようなものがある。

（1）首都大学東京図書情報センター本館

全学部・研究科で共通して利用される資料を中心に、約 70 万冊の蔵書がある。本施設の蔵書については、法科大学院の学生も法科大学院図書室を通じて取り寄せ、借り出すことができる。

（2）首都大学東京図書情報センター法学部図書室（「法政研究室」）

法学・政治学の専門文献を中心に、約 21 万冊の蔵書がある。

6 施設の安全管理

本法科大学院が設置されている晴海キャンパスでは、年末年始を除き 24 時間体制で警備員が常駐しており、平日夜間や土日祝日など職員が不在の場合でも施設を管理する体制を整えている。また、学生や教職員以外の者が構内に立ち入る際には、入構手続が必要となっており、外部の者が無断で構内に立ち入ることがないようにしている。

そのほか、大規模地震や火災等に対応するため、自衛消防技術認定証を有する職員及び警備員を自衛消防活動の中核となる要員として配置している。【解釈指針 10-1-1-8】

《根拠となる資料・データ》

- ・別添資料 13 「法科大学院における委員会等に関する準則」
第 17～18 条（図書情報委員会）
- ・別添資料 16 「院生室の利用に関する準則」
- ・別添資料 17 「自習室の利用に関する準則」
- ・別添資料 18 「学生ゼミ室の利用に関する準則」
- ・別添資料 19 「図書館の利用に関する準則」
- ・別添資料 20 「修了生による修了生自習室及び図書室自習机の利用に関する準則」
- ・別添資料 21 「コンピュータの利用に関する準則」
- ・別添資料 53 「晴海キャンパス校舎案内図」
- ・別添資料 56 「図書室に関する資料」

2 特長及び課題等

1 特長

本法科大学院の施設（建物）は、院生室を整備し、本法科大学院が各学生に対して固定席を与えていること、模擬法廷教室を2か所設け、そのうち1か所は裁判員裁判に対応可能なものとなっていることなど、法科大学院としての運用のため適切な施設となっている。

このように法科大学院のために適切な施設が確保されていることは、優れた点である。

2 課題等

本法科大学院の図書室は、現状においても一定の水準を満たしているものと考えられるが、法科大学院生の学修上必要な資料・文献が完備されているとまでは言い切れない状況にある。今後も十分な予算を確保し資料の収集を継続していくことが必要である。

第 11 章 自己点検及び評価等

1 基準ごとの分析

11-1 自己点検及び評価

基準 11-1-1-1：重点基準

法科大学院の教育水準の維持向上を図り、法科大学院の社会的使命を果たすため、自ら点検及び評価（以下「自己点検及び評価」という。）を実施するための適当な体制が整備され、当該法科大学院の教育の理念及び目標の達成状況その他教育活動等の状況について、適切な評価項目が設定され、それに基づいて自己点検及び評価が実施され、その結果が当該法科大学院の教育活動等の改善に活用されていること。

（基準 11-1-1-1 に係る状況）

1 自己点検・評価の実施体制

本法科大学院においては、教育水準の維持向上を図り、社会的使命を果たすために自ら点検及び評価を行う組織として、自己点検・評価委員会が設置されており、当該委員会を中心として、単年度評価（毎年行う自己点検・評価）と、総評価（5年に1回、第三者機関による認証評価を受ける前段階として行う自己点検・評価）の双方を行っているところである。《資料 11-1-1-1「自己点検委員会の設置等」及び資料 11-1-1-2「自己点検及び評価の実施」参照》

《資料 11-1-1-1 自己点検委員会の設置等》

法科大学院における委員会等に関する準則（抜粋）

（自己点検委員会の設置）

第3条 法科大学院に、法科大学院自己点検・評価委員会（以下「自己点検委員会」という。）を置く。

（自己点検委員会の職務）

第4条 自己点検委員会は、以下の各号に掲げる事項を職務とする。

- (1) 法科大学院における教育環境、学修環境及び研究環境の点検・評価に関する事項
- (2) 外部機関による第三者評価に関する事項
- (3) その他法科大学院の自己点検・評価に関するすべての事項

（自己点検委員会の構成）

第5条 自己点検委員会は、以下の各号に掲げる者によって構成する。

- (1) 専攻長
- (2) 教務委員
- (3) 専攻長が任命したその他の教員

2 自己点検委員会は、専攻長を委員長とする。

（出典：別添資料13「法科大学院における委員会等に関する準則」）

《資料 11-1-1-2 自己点検及び評価の実施》

法科大学院における自己点検及び評価に関する準則（抜粋）

（自己点検及び評価の実施）

第2条 法科大学院自己点検・評価委員会（以下「自己点検委員会」という。）は、以下の各号に掲げる自己点検及び評価を、各号に掲げる頻度で、行うものとする。

- (1) 単年度評価 毎年度

(2) 総評価 5 年に一度

(出典：別添資料 11「法科大学院における自己点検及び評価に関する準則」)

2 自己点検・評価における評価項目

単年度評価の評価項目としては、「法科大学院における自己点検及び評価に関する準則」第 3 条各号に規定されており、そのなかで「教育課程及び教育方法」、「成績評価、進級及び修了認定」、「入学者選抜の状況」、「学生の在籍状況」、「教員組織」、「修了者の進路及び活動状況」、「学生支援制度」が設定され、それに基づいて自己点検及び評価が実施されている。《資料 11-1-1-3「単年度評価の評価項目」参照》【解釈指針 1 1 - 1 - 1 - 2】

また、総評価の評価項目としては、大学評価・学位授与機構が定めた「法科大学院評価要綱」の「Ⅱ評価の基準」各章に掲げられたすべての基準を評価項目としている。

《資料 11-1-1-3 単年度評価の評価項目》

法科大学院における自己点検及び評価に関する準則（抜粋）

(単年度評価)

第 3 条 単年度評価においては、以下の各号に掲げる基準について、自己点検及び評価を行うものとする。

- (1) 本法科大学院の理念に適った教育が実施されていること
- (2) 教育内容及び教育方法の改善に努めていること
- (3) 教員組織の拡充及び教育研究環境の充実に努めていること
- (4) 施設、設備等の充実に努めていること

(出典：別添資料 11「法科大学院における自己点検及び評価に関する準則」)

3 自己点検・評価結果の活用

本法科大学院においては、法科大学院自己点検・評価委員会が作成した年次報告書に基づき、FD委員会が教育活動等の改善について検討を行うこととなっている。この点、自己点検・評価委員会とFD委員会の有機的な連携を高めることができるよう、双方の委員会の委員長を専攻長としている。《資料 11-1-1-4「FD委員会の構成」参照》

その結果として、年次報告書における自己点検及び評価の結果の記載においては、単に、項目に関する現況の評価のみならず、次年度以降の改善の方向性についても触れているところである。

また、自己点検及び評価の結果については、法科大学院FD会議においても審議・検討されており、教育活動等の改善に活用されている。【解釈指針 1 1 - 1 - 1 - 3】

《資料 11-1-1-4 FD委員会の構成》

法科大学院における委員会等に関する準則（抜粋）

(FD委員会の構成)

第 8 条 FD委員会は、以下の各号に掲げる者によって構成する。

- (1) 専攻長
- (2) 専攻長が任命したその他の教員

2 FD委員会は、専攻長を委員長とする。

(出典：別添資料 13「法科大学院における委員会等に関する準則」)

本法科大学院においては、「法科大学院における自己点検及び評価に関する準則」に定める単年度評価の結果について、外部評価を行うこととしている。そして、外部評価は、法科大学院の教育に関する有識者に自己点検及び評価の結果の検証を依頼することによって行うものである。なお、実務法曹養成という法科大学院の目的に鑑み、外部評価に当たって選出する外部有識者について、少なくとも 1 名は、法曹実務に携わる有識者とするとしている。《資料 11-1-2-1「外部評価」参照》【解釈指針 1 1－1－1－4】

以上の外部評価の結果は、法科大学院の現況並びに自己点検及び評価の結果とともに、年次報告書に掲載され、公表することとなっている。また、当該結果の概要については、ウェブサイトへの掲載も行うこととなっている。

《資料 11-1-2-1 外部評価》

法科大学院における自己点検及び評価に関する準則（抜粋）

（外部評価）

第 4 条 自己点検委員会は、単年度評価の結果について、首都大学東京の教職員以外の者で、法科大学院の教育に関し広くかつ高い見識を有する者（以下「外部評価委員」という。）による検証及び評価を依頼しなければならない。

2 外部評価委員の選出は、自己点検委員会が、これを行う。この場合において、選出する外部評価委員の少なくとも 1 人は、法律実務に従事している者としなければならない。

3 外部評価委員は、単年度評価の結果に対する検証及び評価の結果について、自己点検委員会に報告しなければならない。

（出典：別添資料 11「法科大学院における自己点検及び評価に関する準則」）

《根拠となる資料・データ》

・別添資料 11「法科大学院における自己点検及び評価に関する準則」

・別添資料 13「法科大学院における委員会等に関する準則」

第 3～5 条（自己点検委員会）

・別添資料 57「首都大学東京法科大学院年次報告書（自己点検・評価報告書）2016 年度版」

1 1 - 2 情報の公表

基準 1 1 - 2 - 1

法科大学院の教育活動等の状況、並びに自己点検及び評価の結果その他法科大学院に関する情報が、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって公表されていること。

(基準 1 1 - 2 - 1 に係る状況)

本法科大学院においては、ウェブサイト (<http://www.law.tmu.ac.jp/lis/>) やパンフレットにおいて、教育の理念及び目標をはじめ、教員情報、カリキュラム、施設、授業料や入学金、入試情報等、法科大学院に関する情報等について広く社会に公表しているところである。

また、教育活動等の状況については、法科大学院の現況、単年度の自己点検評価の結果、及び自己点検評価の結果に対する外部評価の結果を記載した年次報告書を作成・配布することによって、広く社会に公表することとしている。なお、年次報告書の内容の概要については、上記ウェブサイトへの掲載も行っている。《別添資料 11「法科大学院における自己点検及び評価に関する準則」、別添資料 6「首都大学東京法科大学院ウェブサイト」、別添資料 5「首都大学東京法科大学院パンフレット 2018」及び別添資料 57「首都大学東京法科大学院年次報告書（自己点検・評価報告書）2016 年度版」参照》

あわせて、5 年に 1 回の総評価の結果についても、総評価報告書を作成し、それをウェブサイトに掲載することによって、広く社会に公表することとしている。《資料 11-2-1-1「年次報告書の作成及び公表」参照》

なお、年次報告書には、法科大学院の現況として、以下の 10 項目を掲載している。

【解釈指針 1 1 - 2 - 1 - 1】

- ① 設置者
- ② 教育上の基本組織
- ③ 教員組織
- ④ 学生の在籍状況
- ⑤ 入学者選抜
- ⑥ 標準修了年限
- ⑦ 教育課程及び教育方法
- ⑧ 成績評価及び課程の修了
- ⑨ 学費及び奨学金等の学生支援制度
- ⑩ 修了者の進路及び活動状況

また、公表している教員情報には、教員の最近 5 年間における教育上又は研究上の業績等を含むとともに、その専門の知識経験を生かした学外での公的活動や社会貢献活動等の業績も含んでいる。【解釈指針 1 1 - 2 - 1 - 3】

そのほか、大学のウェブサイトにおいて、法科大学院の課程の修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）を公表しており、その中で、学生が修得すべき知識及び能力についても公表しているところである。《別添資料 4「課程の修了の認定に関する方針」及び「教育課程の編成及び実施に関する方針」（法学政治学研究科法曹養成専攻）」参照》【解釈指針 1 1 - 2 - 1 - 2】

《資料 11-2-1-1 年次報告書の作成及び公表》

法科大学院における自己点検及び評価に関する準則（抜粋）

（年次報告書の作成及び公表）

第 5 条 自己点検委員会は、毎年度、以下の各号に掲げる事項を記載した年次報告書を作成し、広く社会に公表するものとする。

- (1) 法科大学院の現況
- (2) 単年度評価の結果
- (3) 単年度評価の結果に対する外部評価委員の検証結果
- (4) 当該年度における教員の業績及び社会貢献活動
- (5) 自己点検委員会委員長が必要と認めるその他の事項

2 自己点検委員会は、年次報告書作成後速やかに、当該報告書の内容について本法科大学院のウェブサイトに掲載することを、法科大学院広報委員会（以下「広報委員会」という。）に依頼するものとする。

3 前項に定める依頼に基づき、広報委員会は、閲覧の利便性等を考慮し、必要な情報の整理、省略又は加工を行った上で、ウェブサイトに掲載しなければならない。

（出典：別添資料 11「法科大学院における自己点検及び評価に関する準則」）

《根拠となる資料・データ》

- ・別添資料 4 「「課程の修了の認定に関する方針」及び「教育課程の編成及び実施に関する方針」（法学政治学研究科法曹養成専攻）」
- ・別添資料 5 「首都大学東京法科大学院パンフレット 2018」
- ・別添資料 6 「首都大学東京法科大学院ウェブサイト」
- ・別添資料 11 「法科大学院における自己点検及び評価に関する準則」
第 5 条（年次報告書の作成及び公表）
- ・別添資料 57 「首都大学東京法科大学院年次報告書（自己点検・評価報告書）2016 年度版」

基準 1 1 - 2 - 2

評価の基礎となる情報について、適宜、調査及び収集を行い、適切な方法で保管されていること。

(基準 1 1 - 2 - 2 に係る状況)

第三者評価の基礎となる情報については、本法科大学院では、6 階 604 号室を「準備室」として整備し、評価のための基礎資料を保管しているところである。このように、情報・資料を 1 カ所に集約して保管することによって、情報の秘密を保持し、資料の散逸を防ぐとともに、必要な場合に、情報を円滑に取り出すことができるようにしている。【解釈指針 1 1 - 2 - 2 - 2】

具体的な保管資料としては、(a)法科大学院年次報告書、(b)法科大学院総評価報告書、(c)法科大学院外部評価報告書、(d)認証評価の基礎となる資料（各授業において使用されたレジュメ、試験答案等）である。【解釈指針 1 1 - 2 - 2 - 1】

特に、第三者評価の基礎となる資料については、評価を受けた年から 5 年間保管することとしている。《資料 11-2-2-1「情報の収集及び保管」参照》

《資料 11-2-2-1 情報の収集及び保管》

法科大学院における自己点検及び評価に関する準則（抜粋）

(情報の収集)

第 8 条 自己点検委員会は、以下の各号に掲げる資料を、適正に保管しなければならない。

(1) 年次報告書

(2) 総評価報告書

(3) レジュメ、試験答案その他の各授業に関する資料

2 前項各号に掲げる資料のうち、独立行政法科大学評価・学位授与機構による法科大学院認証評価の際に用いた資料については、評価を受けた年から少なくとも 5 年間は、保管しなければならない。

(出典：別添資料 11「法科大学院における自己点検及び評価に関する準則」)

《根拠となる資料・データ》

・別添資料 11「法科大学院における自己点検及び評価に関する準則」

第 8 条 (情報の収集)

2 特長及び課題等

1 特長

本法科大学院の自己点検・評価に関する優れた点は、自己点検・評価委員会と、FD委員会が緊密に連携していること、及びその結果として、自己点検で指摘された事項について、全教員の共通認識の下で改善につなげることができる制度が構築されている点である。

また、毎年度、自己点検及び評価を行い、その結果を、年次報告書において公表することとしている点も、本法科大学院の優れた点であると考えられる。

2 課題等

特に改善を要する点はないが、本法科大学院においては、引き続き、適切な管理運営体制の構築に組織的に取り組んでいく。

別添資料 目次

資料番号	資料名
様式 1 ～ 4	
様式 1	開設授業科目一覧
様式 2 - 1	学生数の状況
様式 2 - 2	司法試験の合格状況
様式 3	教員一覧、教員分類別内訳
様式 4	科目別専任教員数一覧
基本情報	
1	2018 年度法科大学院履修案内・授業概要（シラバス）、同 2017 年度
2	平成 29 年度成績分布データ
3	「大学院入学者受入方針（法学政治学研究科法曹養成専攻）」
4	「課程の修了の認定に関する方針」及び「教育課程の編成及び実施に関する方針」（法学政治学研究科法曹養成専攻）」
5	首都大学東京法科大学院パンフレット 2018
6	首都大学東京法科大学院ウェブサイト
規則・準則等	
7	首都大学東京法科大学院規則
8	法科大学院における授業科目及び学修の評価に関する準則
9	法科大学院における成績評価に対する不服申立てに関する準則
1 0	法科大学院における進級要件に関する準則
1 1	法科大学院における自己点検及び評価に関する準則
1 2	法科大学院における入学試験実施に関する準則
1 3	法科大学院における委員会等に関する準則
1 4	法科大学院における教員間の授業相互見学に関する準則
1 5	首都大学東京人事委員会規則
1 6	院生室の利用に関する準則
1 7	自習室の利用に関する準則
1 8	学生ゼミ室の利用に関する準則
1 9	図書室の利用に関する準則
2 0	修了生による修了生自習室及び図書室自習機の利用に関する準則
2 1	コンピュータの利用に関する準則
授業内容及び成績評価に関する資料	
2 2	2018 年度法科大学院授業担当者の手引き
2 3	F D 会議議事要旨（平成 29 年 9 月 7 日／前期の成績について）
2 4	F D 会議議事要旨（平成 30 年 4 月 5 日／院生の入試成績等について）
2 5	F D 会議議事要旨（平成 30 年 3 月 1 日／平成 29 年度各科目成績分布について）
2 6	法情報調査配布資料
2 7	エクスターンシップ事前説明会資料

資料番号	資料名
28	エクスターンシップ実施状況
29	2018 年度法科大学院時間割表
30	2018 年度前期教科書・参考書指示書
31	追試験・再試験の実施状況
32	首都大学東京法科大学院の教育等に関するアンケート調査
33	平成 29 年度後期学生アンケートの要望と回答一覧
入学者選抜に関する資料	
34	2018 年度（平成 30 年度）学生募集要項
35	入試実施体制の組織図
36	入試委員会の実施状況
37	出願者の出身大学一覧
38	入学試験問題・解答用紙
39	入学者選抜状況
学生支援に関する資料	
40	履修相談の案内に関する資料
41	平成 29 年度前期オフィス・アワー実施状況
42	入学料減免制度に関する規程
43	入学料減免・授業料減免についてのお知らせ
44	授業料減免制度に関する規程
45	授業料減免・分納申請についてのお知らせ
46	大学院生支援奨学金制度に関する規程
47	大学院生支援奨学金奨学生候補者推薦基準について
48	奨学生募集についてのお知らせ
49	学生相談室に関する資料
50	保健室に関する資料
51	ハラスメント防止委員会規程
52	ハラスメント防止対策に関する資料
53	晴海キャンパス校舎案内図
54	職業支援に係る講演会に関する資料
55	職業支援に係る情報提供に関する資料
56	図書室に関する資料
その他	
57	首都大学東京法科大学院年次報告書（自己点検・評価報告書）2016 年度版
58	大学の事務組織図
59	教員研修に係る資料
60	人材育成プログラム
61	平成 29 年度職員研修実施計画